





## 目 次

### 第1号（12月10日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第81号 専決処分の承認を求めることについて	5
議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）	6
議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6
議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）	6
議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）	6
議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）	6
議案第87号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第88号 錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
議案第89号 大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約について	19
議案第90号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約について	20
議案第91号 財産の取得について（追認）	21
議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	22
議案第93号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	22
議案第94号 錦町教育委員会委員の任命について	23
議案第95号 錦町教育委員会委員の任命について	23
陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について	24
休会の件	24
散 会	24

### 第2号（12月12日）

出席及び欠席議員	25
職務のため議場に出席した者の職、氏名	25
説明のため出席した者の職、氏名	25
議事日程	26
本日の会議に付した事件	26
開 議	26

一般質問 .....	26
4番 早田 和彦君 .....	26
6番 石松まゆ子さん .....	33
5番 吉田 眞二君 .....	43
9番 池田 秀晴君 .....	52
8番 岡田 武志君 .....	55
3番 梶原 誠二君 .....	64
散 会 .....	71

### 第3号（12月13日）

出席及び欠席議員 .....	73
職務のため議場に出席した者の職、氏名 .....	73
説明のため出席した者の職、氏名 .....	73
議事日程 .....	74
本日の会議に付した事件 .....	74
開 議 .....	74
一般質問 .....	74
10番 金山 民幸君 .....	74
1番 谷口 一也君 .....	82
12番 荒川 孝一君 .....	85
議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号） .....	96
議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） .....	96
議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号） .....	96
議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号） .....	96
議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号） .....	96
陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について .....	97
議員派遣の件について .....	98
委員会の閉会中の継続調査申し出について .....	98
閉 会 .....	98
署 名 .....	99





令和6年 第4回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和6年12月10日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 令和6年12月10日 散会 令和6年12月10日	午前10時00分 午前11時48分			
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7 竹 田 農利人		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて  
    専第8号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）  
日程第5 議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）  
日程第6 議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第10 議案第87号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第88号 錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第89号 大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約について  
日程第13 議案第90号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約について  
日程第14 議案第91号 財産の取得について（追認）  
日程第15 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
日程第16 議案第93号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
日程第17 議案第94号 錦町教育委員会委員の任命について  
日程第18 議案第95号 錦町教育委員会委員の任命について  
日程第19 陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について  
日程第20 休会の件

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて  
    専第8号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）  
日程第5 議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）  
日程第6 議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第10 議案第87号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第88号 錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第89号 大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約について

- 日程第13 議案第90号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約について  
日程第14 議案第91号 財産の取得について（追認）  
日程第15 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
日程第16 議案第93号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
日程第17 議案第94号 錦町教育委員会委員の任命について  
日程第18 議案第95号 錦町教育委員会委員の任命について  
日程第19 陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について  
日程第20 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） おはようございます。定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第4回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、6番、石松まゆ子議員、7番、竹田農利人議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る12月3日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。

結果について、報告願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。報告します。

去る12月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和6年12月10日火曜日から12月13日金曜日までの4日間です。

10日火曜日は本会議、11日水曜日は各常任委員会、12日木曜日、13日金曜日は本会議となります。なお、一般質問は12日木曜日と13日金曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から13日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から13日までの4日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まずは、議長が報告します。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）9月定例郡議長会議、日時、9月27日（金曜日）午後3時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和6年度町村議会議員グラウンドゴルフ大会開催について。③令和6年度第1回熊本県町村議会議員研修会の開催について。④令和6年度議長全国大会及び産業行政視察について。⑤球磨郡町村議長会と人吉市議会との合同研修会について。

（2）10月定例郡議長会議、日時、10月10日（木曜日）午後3時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和5年度本会議事業報告と決算について。③令和6年度議長全国大会及び産業行政視察について。④球磨郡町村議長会と人吉市議会との合同研修会について。

（3）11月定例郡議長会議、日時、11月8日（金曜日）午前9時30分、場所、相良村ふれあいセンター。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②八代・天草シーライン建設促進議員連盟への加入促進について。③令和6年度議長全国大会及び産業行政視察について。④球磨郡町村議長会と人吉市議会との合同研修会について。⑤12月定例郡議長会議及び正副議長・議会事務局合同会議の開催について。

以上、議長会の報告とします。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、早田和彦議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（早田 和彦君） おはようございます。それでは、諸般の報告をいたします。報告議員、早田和彦。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、令和6年11月29日（金曜日）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ・大会議室。4、内容。

議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期の決定。日程第3、行政報告。日程第4、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）。日程第5、議案第6号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第7号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。日程第7、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） おはようございます。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和6年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、11月25日（月曜日）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会期の決定。日程第2、会議録署名議員の指名。日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球

磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について。日程第6、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について。日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第81号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第81号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。本日は、令和6年第4回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。

昨日、そして今朝と霜が一面に降り、12月に入り、寒さも例年に近い状況となっておりまして。今年の天気は異常なものでありましたので、社会環境、生活環境には皆様御苦労なされたこととっております。早いもので、本年最後の月となりまして。この1年、大変お世話になりました。ありがとうございました。来る年がすばらしいものとなることを願っております。

それでは、提案をしております議案について説明いたします。

議案第81号専決処分の承認を求めることについて、専第8号令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）でございます。

本案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、今回、同条第3項の規定により承認をいただきたく提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 専第8号令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

まず、概要ですが、別紙でお配りしております令和6年度各会計予算の推移を御覧ください。右から2番目の欄が今回の専決処分となります。

専第8号令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ740万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,841万9,000円とする案件ですが、内容は10月27日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙執行費用の補正となります。

事項別明細書により説明いたします。12ページ、13ページをお願いします。歳入からです。

15款3項1目4節衆議院議員選挙委託金740万円です。10月27日執行の衆議院議員選挙に係る委託金となります。

次のページをお願いします。歳出です。

2款4項8目衆議院議員選挙費1節報酬41万7,000円は、選挙管理委員会4名分の報酬及び会計年度任用職員2名分の報酬となります。

次に、3節職員手当367万1,000円は、期日前投票選挙執行当日投開票事務に勤務した職員の時間外手当です。

次に、8節旅費79万4,000円は、会議、期日前投票、投開票事務に係る選挙管理委員会委員の費用弁償及び投開票に係る立会人の費用弁償となります。

次に、10節需用費52万3,000円は、事務手引書、ブルーシートなどの消耗品30万円、入場券等の印刷製本費18万円になります。

次に、役務費78万7,000円は、入場券郵送等の通信運搬費になります。

次に、12節委託料79万5,000円は、ポスター掲示場設置・撤去業務委託料が36万1,000円、投票用紙分類読取機等保守業務22万5,000円、開票システム改修業務委託料14万3,000円等になります。

次に、13節使用料及び賃借料41万3,000円は、投開票用のパソコン賃借料6万6,000円、ポスター掲示板の賃借料27万3,000円等になります。

以上で、専第8号についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。専第8号令和6年度錦町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第5. 議案第82号

日程第6. 議案第83号

日程第7. 議案第84号

日程第8. 議案第85号

日程第9. 議案第86号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第82号令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）から日程第9、議案第86号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第82号令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）、議案第83号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第84号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第85号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第86号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上5議案につきましては、令和6年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,990万

6,000円を追加し、予算の総額を70億832万5,000円とする案件でございます。補正の主なものは、町道平野線道路改良事業、木上小グラウンド排水対策工事、砂防指定河川志戸内川及び町道野間高原線の災害復旧費、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じた人件費の増額ほか、債務負担行為と地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,106万4,000円を追加し、予算の総額を13億3,505万7,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59万2,000円を減額し、予算の総額を13億2,896万3,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を480万円、支出を459万5,000円、資本的収入及び支出の補正で、収入を350万円、支出を370万5,000円それぞれ増額する案件と企業債の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を80万円増額し、支出を33万3,000円減額し、資本的収入及び支出の補正で、収入を1,080万円、支出を1,193万3,000円それぞれ増額する案件と企業債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） それでは、一般会計から説明いたします。

議案つづり26ページをお願いします。第2表、債務負担行為、追加1件です。事項、期間、限度額の順に説明いたします。

合併70周年・町政施行60周年記念ロゴマーク募集事業、期間は令和6年度から令和7年度で、限度額は8万4,000円です。内容は、合併70周年・町政施行60周年記念事業に伴い、記念ロゴの一般公募を行う際の最優秀賞・優秀賞に係る副賞で、年度開始前の1月から一般公募を行いたいことから、債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為についての説明は以上です。

次のページをお願いします。第3表、地方債補正、追加が2件、変更が2件です。

まず、追加分の農業水利防災事業ですが、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、起債の限度額を190万円とするものです。内容は、井手の口取水口保護工事の財源として、借入額を計上するものです。

次に、公共土木施設災害復旧事業ですが、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、起債の限度額を700万円とするものです。内容は、町道野間高原線災害復旧工事、志戸内川災害復旧工事の財源として、借入額を計上するものです。

次に、変更分の道路整備事業ですが、起債の限度額を1,900万円増額し、1億3,510万円とするものです。内容は、町道平野線道路改良事業の財源として増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであり、補正前と変更はありません。

次に、農道整備事業ですが、起債の限度額を20万円増額し、230万円とするものです。内容は、錦南部5期地区農道整備事業の財源として増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであり、補正前と変更はありません。

地方債補正についての説明は以上になります。

32ページ、33ページをお願いします。まず、一般会計の歳入から申し上げますが、5万円未満の補正については慣例により、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

11款1項1目1節地方交付税5,396万円は、財源調整として普通交付税を計上しています。

36ページ、37ページをお願いします。一番下です。

17款1項1目1節土地建物貸付収入、減額の222万1,000円は、9月議会で承認いただきましたゼンカIMIT株式会社及び錦グリーンパワーの土地無償貸付期間の延長による減額です。

次のページをお願いします。上からです。

18款1項1目1節一般寄附金101万9,000円は、法人2件、町外にお住まいの個人の方から1件分の寄附金となります。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金888万7,000円は、今回の補正の財源として計上するものです。

次に、21款4項1目1節雑入351万円のうち、総務課関係としまして、市町村振興宝くじ交付金13万8,000円となります。

次のページ、22款町債は、地方債補正で御説明したとおりです。

次に歳出ですが、まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では議案第87号で御審議いただきますが、人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う主に若年層に重点を置いた給料月額の上上げと、期末手当・勤勉手当の各支給割合を年額0.05月分ずつ増額する条例改正を上程しており、それに係る補正予算を計上しております。そのほか現段階で判明している手当等の調整等を計上しておりますが、その件については説明を割愛させていただきます。併せて、歳入と同様5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきます。

それでは、44ページ、45ページをお開きください。2段目です。

2款1項5目財産管理費10節需用費80万円は、就業センター照明修繕及び庁舎電気料の不足見込額になります。

次に、14節工事請負費100万円は、大王原仮設団地利活用事業における廃棄物処理量の増、クロス張替えの増によるものです。

次に、21節補償補填及び賠償金、減額の100万円は、電柱移転費用が不用となったことにより減額するものです。

次に、7目交通安全費10節需用費、減額の20万円、次の14節工事請負費20万円は、カーブミラーの新設工事費が不足することから、修繕料の不用見込額と組み替えるものです。

次に、8目防犯費10節需用費40万円は、防犯灯修繕料の増額になります。落雷被害により、修繕が増えたことによりです。

次に、68ページ、69ページをお開きください。

9款1項1目消防総務費18節負担金補助及び交付金29万9,000円は、上球磨及び下球磨消防組合の消防通信指令システムの共同運用化に伴い設立された、事務協議会の運営負担金です。

次に、2目非常備消防費18節負担金補助及び交付金7万1,000円は、能登半島地震被災地支援金で、県の消防協会を通じての支援金になります。消防団1人当たり200円の352人分となります。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明いたします。

まず、歳入です。32、33ページをお願いします。下段です。

15款1項1目民生費国庫負担金4節児童手当国庫負担金115万6,000円は、児童手当の歳出補正に伴う負担金の増額です。

34、35ページをお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業補助金29万8,000円は、会計年度職員分の人件費増に伴う増額です。

同項2目民生費国庫補助金62万9,000円のうち2節児童福祉費補助金15万4,000円は、児童手当の振込手数料増額に係る補助金です。

4節社会福祉費補助金47万5,000円は、障がい者総合支援事業費補助金で、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修補助金です。2分の1補助です。

16款1項1目民生費県負担金4節児童手当県負担金14万4,000円は、児童手当の歳出補正に伴う負担金の増額です。

次に、歳出です。50、51ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費1,187万6,000円のうち、11節役務費8万6,000円は、一般事務費の手数料で、錦町慰霊塔墓誌記名手数料です。新たに自治功労者6名を合祀することとなったため、増額をするものです。

12節委託料95万円は、説明欄134、障がい者福祉サービス事業の就学前障がい児発達支援無料化に係る認定手続簡素化に伴うシステム改修委託料です。

22節償還金利子及び割引料902万5,000円は、令和5年度事業分の国県負担金交付金の精算による返還金で、説明欄記載の8件分です。

52、53ページをお願いします。下段です。

3款2項1目児童福祉総務費1,129万5,000円のうち、22節償還金利子及び割引料961万5,000円は、令和4年度・5年度事業分の国交付金の精算による返還金で、説明欄記載の9件分です。

54、55ページをお願いします。

同項2目児童措置費160万円のうち、11節役務費15万5,000円は、児童手当の振込手数料です。

19節扶助費144万5,000円は児童手当で、今後の不足見込分を増額するものです。

次に、56、57ページをお願いします。中段です。

4款1項3目環境衛生費29万6,000円のうち、7節報償費5万9,000円、8節旅費、減額5万9,000円は、ごみ対策推進員の謝礼で、地方公務員法の改正により、費用弁償相当分を報償費から支出することとなったため、予算を組み替えるものです。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづりは、36、37ページをお開きください。上段です。

16款2項1目総務費県補助金18節球磨川流域復興基金交付金事業等204万6,000円のうち、説明欄2行目のグリーンニューディール創造支援事業80万円は、後ほど歳出で説明いたします。

2段目の16款3項1目総務費委託金3節農林業センサス委託金5万3,000円は、交付決定予定額に伴う増額です。

次のページをお願いします。下段です。

21款4項1目1節雑入351万円のうち、企業立地促進補助金返還金277万7,000円は、令和3年9月に創業を開始しました誘致企業が、錦町企業立地促進補助金交付要綱第12条に規定いたします補助金の返還等に該当したことから、令和4年11月に交付しました2,140万円のうち、277万7,777円の返還を求めたものを予算化するものです。

歳入は以上です。

次に歳出です。46、47ページをお願いします。下段です。

2款5項2目指定統計費、次のページをお願いいたします。1節報酬13万7,000円は、歳入でもございました農林業センサス委託金の交付決定予定額に伴う増額です。

2款7項1目企画費12節委託料7万7,000円は、先ほど総務課長から債務負担行為で説明がございました合併70周年記念ロゴデータ作成業務委託料で、今後、募集いたしますロゴマークをデータとして保存するための委託料です。

18節負担金補助及び交付金80万円は、歳入で計上いたしました球磨川流域復興基金交付金を活用し、人吉・球磨10市町村の地域課題を横断的に解決するために、それぞれの市町村が同額を負担するものです。内容としましては、10市町村合同の先進地研修費用、ウェブ広告費用等に活用されます。

説明欄829のふるさと回帰推進事業、減額の160万6,000円は、地域おこし協力隊1名が不在であることから、4月から11月分の報酬、期末手当、勤勉手当をそれぞれ減額するものです。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 税務課関係を説明いたします。

歳入です。議案つづり32、33ページをお願いいたします。上段です。

1款2項1目固定資産税2節滞納繰越分471万2,000円です。収納実績によるものです。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課及び健康増進課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入からです。議案つづり36ページ、37ページをお願いいたします。

16款2項2目民生費県補助金5節介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金97万2,000円は、介護予防拠点施設の改修補助金を計上するものです。

次のページをお願いします。

21款4項1目1節雑入351万円のうち、令和5年度後期高齢者医療市町村療養給付負担金返還金55万1,000円は、令和5年度分負担金の確定によるものです。

歳入は以上です。

次に歳出です。50ページ、51ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金44万3,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、人件費の増額によるものです。

2目老人福祉費59万2,000円のうち、次のページをお願いします。19節扶助費17万円は、おむつ等の介護用品支給事業の利用者の増加に伴う不足見込額を計上するものです。

27節繰出金29万3,000円は、介護保険特別会計への繰出金で、人件費等の増額によるものです。

4目国保基盤安定費27節繰出金、減額355万9,000円は、交付見込額の減額によるものです。

5目後期高齢者医療事業費18節負担金補助及び交付金、減額305万6,000円は、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の減額によるものです。

56ページ、57ページをお願いします。

4款1項2目予防費22節償還金利子及び割引料30万6,000円は、令和5年度緊急風しん抗体検査事業負担金の確定による返納金です。

6目保健センター費10節需用費6万円は、保健センター電気料の不足見込分を計上するものです。

11目感染症特別対策事業費22節償還金利子及び割引料230万9,000円は、令和5年度新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金等の確定による返納金です。

一般会計については以上です。

次に、国民健康保険特別会計です。

90ページ、91ページをお願いします。歳入です。

4款1項3目保険給付費等交付金1節保険給付費等交付金（普通交付金）1,000万円は、高額療養費の増額によるものです。

2節保険給付費等交付金（特別交付金）60万7,000円は、会計年度任用職員報酬等の増額によるものです。

次に、6款1項1目一般会計繰入金、減額311万6,000円、内訳は2節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、減額245万3,000円、3節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、減額126万5,000円は、交付金決定によるものです。

4節職員給与費等繰入金44万3,000円は、人件費の増額によるものです。

7節未就学児均等割保険料繰入金、減額6万8,000円、8節産前産後保険料繰入金22万7,000円は、交付金決定によるものです。

次のページをお願いします。

7款1項2目1節その他繰越金、減額216万2,000円は、前年度繰越金で財源調整です。

8款3項5目1節雑入573万5,000円は、令和6年2月診療分の診療報酬等精算金です。

歳入は以上です。

次のページをお願いします。歳出です。

2款2項5目高額療養費18節負担金補助及び交付金1,000万円は、不足見込分を計上するものです。

国民健康保険特別会計の説明は以上です。

次に、介護保険特別会計です。

110ページ、111ページをお願いします。歳入です。

3款1項1目介護給付費負担金、減額125万円、2項4目介護保険事業費補助金、減額88万5,000円、5款1項1目介護給付費負担金125万円は、交付額変更に伴うものです。

6款1項4目その他一般会計繰入金29万3,000円、内訳として、1節職員給与費等繰入金135万5,000円は、人件費の増額によるものです。

2節事務費繰入金、減額106万2,000円は、介護保険システム改修業務の不要によるものです。

次のページをお願いします。歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 2 節委託料、減額 1 9 4 万 7, 0 0 0 円は、令和 6 年度で予定しておりました、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務が不要となったものです。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、減額 7 8 5 万円、3 目地域密着型介護サービス給付費、減額 2, 6 3 5 万円、5 目施設介護サービス給付費 2, 5 0 0 万円、次のページをお願いします。7 目居宅介護福祉用具購入費 6 0 万円は、いずれも 1 8 節負担金補助及び交付金で、今後見込まれる過不足分を計上するものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費 7 8 5 万円、次のページをお願いします。介護予防サービス計画給付費 7 5 万円は、いずれも 1 8 節負担金補助及び交付金で、今後見込まれる不足分を計上するものです。

次のページをお願いします。

4 款 3 項 2 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 1 2 節委託料 1 0 万円は、主任介護支援専門員の時間外勤務手当の不足見込分を計上するものです。

3 目任意事業費 7 節報償費、減額 1 0 万円は、成年後見人報償金の不用額を計上するものです。

以上で、保険政策課、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。議案つづり 3 6 ページ、3 7 ページをお願いします。

1 6 款 2 項 1 目総務費県補助金 1 8 節球磨川流域復興基金交付金事業等 2 0 4 万 6, 0 0 0 円のうち、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金として 1 2 4 万 6, 0 0 0 円、内訳は、畜産物輸出再開・拡大支援事業及び林業者の森林作業等自立復旧支援事業になります。いずれも補助率は 2 分の 1 となります。

次に 3 段目、4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金 5 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。内訳は、水田産地化総合推進事業費補助金の交付決定に伴う減額が 2 6 万 7, 0 0 0 円、多面的機能支払事業補助金の交付対象面積確定による減額が 5 0 2 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、3 節林業費補助金 1 2 万 1, 0 0 0 円、造林事業補助金になりますが、竹たけのこ生産事業補助金で、1 生産組合に対する竹林整備等に係る補助金になります。補助率は 2 分の 1 です。

次のページをお願いいたします。2 段目です。

1 9 款 2 項 1 2 目 1 節森林環境譲与税基金繰入金 2 5 万 7, 0 0 0 円は、会計年度任用職員 1 名分の人事院勧告に伴います歳出の人員費補正分の財源調整によるものです。

歳入は以上です。

歳出になります。5 8、5 9 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 1 8 節負担金補助及び交付金 1 1 7 万 8, 0 0 0 円のうち、農業担い手支援給付事業 7 5 万円は、新規就農者に対する補助金で、令和 6 年中の追加採択者 1 名分になります。

次の農業用ビニールハウス等設置事業 4 2 万 8, 0 0 0 円は、単棟ビニールハウス 1 件分の補助となります。補助率は 6 割になります。

次に、4 目畜産業費 1 8 節負担金補助及び交付金は、歳入で説明いたしました球磨川流域復興基金交付金事業の畜産物輸出再開・拡大支援事業補助金で 6 2 万 6, 0 0 0 円になります。令和 2 年 7 月豪雨で被災した畜産加工販売事業者に対する輸出や新たな輸出先開拓に向けた取組に対する支援となります。補助率は 2 分の 1、事業期間は 2 ヶ年で本年が最終年度となります。

次に、5 目農地費 1 2 節委託料 2 1 1 万 5, 0 0 0 円、次のページをお願いいたします。内訳は説明欄 3 3 6、団

体営土地改良事業における本別府地区揚水ポンプ設備更新設計業務委託料13万3,000円の増額です。現地測量の追加に伴う増額となります。

続いて、総務課長からありました地方債補正の追加分で説明がありました説明欄889、農地等防災減災事業費における井手の口取水口保護工事に伴う河川構造物測量設計業務委託料198万2,000円が内訳となります。

続いて、18節負担金補助及び交付金290万9,000円の減額となります。内訳は、県営事業負担金における県営錦南部5期地区農道整備事業負担金で29万3,000円及び同地区における地域密着型農業基盤整備事業負担金として350万円です。残土処分の運搬距離の増加に伴う工事費の増加分と、同地区の法面保護及び防草対策のためのモルタル吹きつけが行われることとなっております。

説明欄792、多面的機能支払交付金事業670万2,000円の減額です。交付対象面積確定に伴う減額ですが、資源向上支払の長寿命化分におきまして、およそ85%の内示額であったため減額となります。

次に6目です、水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金26万7,000円の減額です。歳入でもありました水田産地化総合推進事業費補助金の交付額確定に伴う減額です。

次に、2項1目林業総務費、次のページをお願いいたします。3段目の18節負担金の補助となります。74万1,000円、内訳はいずれも歳入でありました竹たけのこ生産支援事業補助金12万1,000円、球磨川流域復興基金交付金事業における令和2年7月豪雨被災者等支援交付金として、林業者の森林作業等自立復旧支援事業として662万円となります。

少々飛びまして、74、75ページをお願いいたします。

下から2段目の11款1項2目農業用施設災害復旧費22節償還金利子及び割引料72万2,000円は、令和4年台風14号によって被災した農業用施設の災害復旧事業における補助金の返納金となります。

以上で、農林振興課を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

歳入からです。32ページ、33ページをお開きください。3段目です。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金246万2,000円は、木綿葉大橋補修補強事業相良村負担金175万9,000円及び町道平野線道路改良事業あさぎり町負担金70万3,000円で、いずれも町で実施します工事における各町村からの一部負担金となります。

次に、15款1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金1,430万4,000円は、本年7月の大雨により被災した木上迫地区の町道野間迫線及び8月の台風10号により被災した高原地区の町道野間高原線、一武山仁田地区の志戸内川の災害復旧事業に係る国負担分となります。

次のページをお開きください。中ほどです。

2項4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金2,100万円及び10節道路メンテナンス事業補助379万円は、内示予定額及び所要額を計上するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。64ページ、65ページをお開きください。下段です。

8款2項1目道路維持費381万6,000円のうち、10節需用費210万円は、道路維持に係る修繕費で、今後の所要額を見込み増額補正するものです。

14節工事請負費90万円は、町道錦中央線に係る舗装の段差解消に伴う工事について増額補正するものです。

17節備品購入費11万6,000円は、道路維持及び安全確保等のため、ラバーポール等を設置する際にアンカー打設をする必要があることから、削孔するためのハンマードリルを購入するものです。

18節負担金補助及び交付金70万円は、町道等支障木伐採補助金で、今後の見込額を補正するものです。

次に、2目道路新設改良費14節工事請負費5,918万7,000円は、町道平野線平野工区の道路改良事業4,400万円のほか、7件の側溝改修、舗装復旧事業、道路改良事業及び橋梁補修事業の増額分について追加補正を行うものです。

次に、5目用悪水路費14節工事請負費65万円は、土屋地区排水路修繕工事について所要額を補正するものです。

次に、3項2目河川管理費16節公有財産購入費減額の9万6,000円は、志戸内川に係る用地購入分で、後で説明します災害復旧事業費に組み替えるため減額するものです。

次に、5項1目住宅管理費10節需用費6万7,000円は、公営住宅に係る電気料金で、今後の不足見込額を計上するものです。

次に、74、75ページをお開きください。最下段です。

11款2項1目現年災害復旧費2,209万6,000円のうち、14節工事請負費2,190万円及び、次のページ、16節の公有財産購入費19万6,000円は、志戸内川及び町道野間高原線の災害復旧に係る工事費及び用地取得費について計上するものです。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を御説明します。

別冊の水道事業会計補正予算書、2ページをお開きください。議案第85号令和6年度錦町水道事業会計補正予算(第3号)になります。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で480万円、支出で459万5,000円を増額しております。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で350万円、支出で370万5,000円を増額しております。

次のページをお開きください。

第4条で、企業債の補正をしております。起債の限度額を200万円から350万円増額し、550万円に変更します。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は、久保宇野地区への配水管布設工事分となります。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明します。

9ページをお開きください。収益的収入です。

1款1項2目その他の営業収益2節加入金80万円は、町水道への加入金48件分です。内訳としては、久保宇野地区で8件、建設予定の大東建託分で26件、その他、今後の見込分14件となります。

3目1節受託工事収益100万円は、県が実施する狩政地区の錦南部農道整備事業において、埋設されている本町の水道管の基準となる深さが確保できず、保護工事をする必要があるため、その費用について、県から補償金として支給されるものです。

2項5目1節雑収益300万円は、8月の落雷により、木上浄水場のテレメーターが被害を受けたため、修繕に係る保険金を計上しております。

次に、収益的支出です。10ページをお願いします。

1款1項1目原水及び浄水費22節修繕費300万円は、先ほど申しました木上浄水場の落雷被害に対する修繕費です。

6目受託工事費1節工事請負費100万円は、収入で申しました錦南部農道整備に係る町水道管の保護工事分を計上しております。

次に、11ページをお開きください。資本的収入です。

1款1項1目1節企業債350万円は、先ほど第4条企業債で説明したとおりです。

次に支出です。次のページをお願いします。

1款1項1目1節水道施設整備事業費350万円は、企業債で説明しました久保宇野地区の配水管布設に係る工事費です。

3目1節営業設備費20万5,000円は、止水栓購入に係る分で水道事業の固定資産に計上されるものとなります。

次に、下水道事業会計補正予算を御説明します。

別冊の下水道事業会計補正予算書、2ページをお開きください。議案第86号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）になります。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で80万円の増額、支出で33万3,000円の減額補正をしております。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で1,080万円、支出で1,193万3,000円を増額しております。

次のページをお開きください。

第4条で、企業債の補正をしております。起債の限度額を1,340万円から1,080万円増額し、2,420万円に変更します。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は、県が行う流域下水道建設事業の町負担金で、国の補正予算により浄化センター施設等の改築更新工事などを実施する予定となっており、それに係る町の負担金分となります。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明します。

8ページをお開きください。収益的収入です。

1款1項1目1節下水道使用料30万円は、財源調整です。

2項7目1節雑収益50万円は、8月の落雷により、平岩マンホールポンプ場が被害を受けたため、修繕に係る保険金を計上しております。

次に、収益的支出です。次のページをお開きください。

1款1項1目汚水管渠費22節修繕費44万円は、先ほど申しました平岩マンホールポンプ場の落雷被害による修繕費、ほか所要額を追加補正するものです。

2項3目1節その他雑支出、減額の113万3,000円は消費税で、中間申告により当初見込額から減額を見込み、現時点における不用額を減額するものです。

次に、10ページをお願いします。資本的収入です。

1款1項1目1節企業債1,080万円は、先ほど第4条、企業債で説明したとおりです。

次に支出です。次のページをお開きください。

1款1項4目1節流域下水道建設負担金1,193万3,000円は、企業債で説明したとおり、県が実施する流域

下水道施設の改築、更新、工事等に係る町負担分です。

以上で、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出です。70、71ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費14節工事請負費454万7,000円は、一武小及び木上小学校における学校施設の改修工事になります。一武小学校は、校舎及び校舎周辺において漏水が発生しているものの、場所の特定が困難であるため、水道管の切替工事を行い、漏水の解消を図るものです。木上小学校は、グラウンド東側の排水が悪く、学校行事に支障を来すことから、排水対策工事を行うものです。

次に、下段になります。4項1目社会教育総務費292万5,000円のうち3節職員手当等、時間外勤務手当38万7,000円は、社会教育及び社会体育事業に係る今後の所要見込額を追加計上するものです。

次のページをお願いします。

10節需用費、印刷製本費、減額147万5,000円、次の12節委託料297万円は、説明欄547番の町史編さん事業費における町史第6巻の出版のためのデータ入力業務と印刷製本業務を一括して実施するための組替えになります。

同項2目青年会館費10節需用費、光熱水費5万5,000円、次の3目コミュニティーセンター費10節需用費、光熱水費7万3,000円は、いずれも施設電気料の不足見込額になります。

同項4目図書館費105万4,000円のうち、10節需用費、光熱水費18万1,000円は、電気料の不足見込額になります。

5項2目体育施設費45万3,000円は、次のページをお願いします。国体記念球場トイレ照明修繕ほか2件分の増額計上になります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑、採決は、13日に行います。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時15分から開議します。

午前11時06分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

#### 日程第10. 議案第87号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第87号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第87号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に準じ、一般職の職員の月例給及び賞与を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづり123ページをお願いします。議案第87号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じ、給与条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、毎月の給料を特に若年層を重点的に引き上げるもの、6月と12月に支給される期末手当と勤勉手当をそれぞれ年額0.05月分ずつ引き上げるものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の2ページをお開きください。

左の欄が改正後、右の欄が改正前となります。

まず、第8条の2は、初任給調整手当に関する規定ですが、医師・歯科医師の職員が対象で、本町にはおりませんので、説明を割愛いたします。

次に、第19条は、期末手当に関する規定となります。

第2項で、改正前の率は100分の122.5ですが、改正後は100分の127.5とし、年間100分の5、0.05月分引き上げる改正となっております。

次に、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定で、改正後の率は、6月は100分の68.75でそのまま、12月は100分の71.25とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

第20条は、勤勉手当に関する規定となります。

4ページをお開きください。

第2項、第1号で改正前の率は100分の102.5ですが、改正後の率は6月は100分の102.5でそのまま、12月は100分の107.5とし、年間で100分の5、0.05月分引き上げる改正となります。

次の第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の率を規定しています。改正後は、100分の48.75でそのまま、12月は100分の51.25とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

別表第1は、行政職給料表となります。

給料月額に下線のある金額が改正する号給となりますが、今回は全号が改正対象となります。

左の欄、改正後の1級5号給の欄を御覧ください。この金額は、高校卒業程度新規採用職員の初任給となりますが、18万8,000円となります。改正前の右側の表では、16万6,600円ですので、2万1,400円の引上げとなります。

議案つづり141ページをお開きください。

第2条では、第1条で改正した期末手当、勤勉手当の率を再度改正する内容となります。

第1条では、期末手当、勤勉手当、いずれも12月分で率を引き上げましたが、第2条では、期末手当、勤勉手当、いずれも6月と12月で率を均等に調整する改正で、年間の引上げ率はいずれも同じです。

142ページをお開きください。

最後に附則として、第1条第1項では、施行期日を規定し、第1条、改正は公布の日から、第2条、改正は令和7年4月1日から施行することとしております。

附則、第1条第2項では、第1条、改正については、令和6年4月1日から遡及適用することとしています。

附則、第2条では、給与の内払について、第3条では、条例の施行について、その他必要な事項は規則で定めるこ

ととしています。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第87号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第88号

○議長（荒川 孝一君） 日程第11、議案第88号錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第88号錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、内閣府令により、小規模保育事業所における保育士等の配置基準が見直されたため、改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 143ページをお願いいたします。議案第88号錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和6年3月に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されました。

これは、保育士・保育事業者の配置基準を見直すもので、利用定員が6人以上19人以下の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における配置基準を町の条例で定めていることから、今回の改正を行うものです。

なお、基準施行日は令和6年4月1日ですが、公布日から施行までの期間が短いことから一部改正府令の附則第3項の規定で、施行日から1年間は条例改正を猶予する経過措置が定められているため、今回提案するものです。

新旧対照表で説明いたします。32、33ページをお願いします。

錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、第29条及び第31条中（3）満3歳以上満4歳に満たない児童、おおむね「20人につき1人」を「15人につき1人」に、（4）満4歳以上の児童、おおむね「30人につき1人」を「25人につき1人」に改めます。

33、34ページをお願いします。

第44条及び第47条中、(3)満3歳以上満4歳に満たない児童、おおむね「20人につき1人」を「15人につき1人」に、(4)満4歳以上の児童、おおむね「30人につき1人」を「25人につき1人」に改めます。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第88号錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第89号

○議長(荒川 孝一君) 日程第12、議案第89号大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) 議案第89号大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年第3回定例会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(荒川 孝一君) 有瀬総務課長。

○総務課長(有瀬 耕二君) 議案第89号大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約について御説明いたします。

1、契約の目的、大王原公園仮設団地改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金9,790万円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額890万円)、変更後、一金1億256万4,163円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額932万4,014円)。4、契約の相手方、住所、熊本県人吉市城本町1088番地。商号又は名称、株式会社速永工務店。代表者氏名、代表取締役速永一郎。

今回の変更の主な要因としましては、屋外に備えつけられている物置・室外機について、改修工事の際、一時的に移設する必要が出てきたこと、また、玄関鍵の交換について、当初は別途業務委託する予定でありましたが、工事内での施工が費用を抑えられることから、シリンダー交換作業を追加で施工するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第89号大王原公園仮設団地改修工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第90号

○議長（荒川 孝一君） 日程第13、議案第90号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第90号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和5年第2回定例会において、工事請負契約に際しての議決をいただき、本年度へ繰り越したところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 議案つづり145ページをお願いいたします。議案第90号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事について御説明いたします。

1、契約の目的、林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金7,260万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額660万円）、変更後、一金6,379万6,564円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額579万9,687円）。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2192番地33。商号又は名称、株式会社興陽建設。代表者氏名、代表取締役吉本陽一。

この工事につきましては、令和2年7月豪雨及び令和4年台風14号により被災いたしました林道志戸内線の路肩崩壊箇所、総延長143メートルの災害復旧工事でございます。

今回の減額の主な要因といたしましては、仮設工におきまして被災箇所の土砂を利用し、搬入土を最小限に留めることにより、運搬、盛土工、撤去工法等の数量が減り、減額となるものです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第90号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 議案第91号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第91号財産の取得について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第91号財産の取得について（追認）でございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円以上の財産の取得については、議会の議決を経るべきところ、これを経ずして取得したため、議会の追認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり146ページをお願いします。議案第91号財産の取得（追認）について、読み上げ説明の後、内容を御説明します。

1、取得の目的、教科用図書改定に伴い教師用として小学校で使用するため。2、取得した財産、小学校教師用図書・指導書。3、契約の方法、随意契約。4、取得金額、一金2,113万8,614円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額189万6,000円）。5、契約日、令和6年3月25日。6、契約の相手方、住所、熊本県人吉市五日町5番地。名称、清藤書店。代表者、清藤宏六。

今回の追認議案につきましては、今年3月に教師用として小学校での授業に使用するための教科書等の書籍類を取得する際に、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本来700万円以上の財産の取得については、契約後の直近の議会において議決を経なければならなかったところですが、その手続を経ず財産の取得を行っていたものです。

このことは、県内外の他自治体において同様に議決を経ずに教師用教科書等を購入した事案が報道されたことを受け、本町の事案を確認したところ判明したものです。

今回判明した事案は、いずれも書籍等の消耗品の購入に係る契約であったため、消耗品が動産に含まれないと判断し、議会の議決が必要ないものと誤認したことが原因であります。

認識の誤りとはいえ、行政運営上あってはならない事務処理を行っており、深く反省しております。今後においては、このようなことが起きないように、法令遵守の徹底のため研修を重ね、職員一人一人が適正な事務処理ができるよう取り組んでまいります。

このような事態を招きましたことに関し、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様はこの場を借りて深くおわび申し上げますとともに、全体の奉仕者として自覚と責任を持ち、町民の皆様への信頼回復に取り組んでまいります。大変申

し訳ございませんでした。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第91号財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第92号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

本案件につきましては、一部事務組合の構成団体である山鹿市が、令和7年3月31日をもって、交通災害事務からの脱退の申出をされております。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するためには、関係市町村議会の同文議決が必要となりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第93号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第93号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部

変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第93号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

本案件につきましては、広域行政組合から人吉球磨観光地域づくり協議会への職員派遣が終了したことに伴い、組合の共同処理する事務及びふるさと市町村圏基金に関する規約を改めるものでございます。

規約を変更するためには、関係市町村議会の同文議決が必要となりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第93号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第94号

#### 日程第18. 議案第95号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第94号錦町教育委員会委員の任命について及び日程第18、議案第95号錦町教育委員会委員の任命についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第94号錦町教育委員会委員の任命について、議案第95号錦町教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を経る行うこととなっております。

現委員であります穂積景子氏は、平成28年12月に教育委員に就任をいただいて以来、現在2期目であり、令和6年12月24日をもって任期満了となりますが、引き続き穂積氏を任命したく提案するものでございます。

もう一人は、前任者の任期満了に伴い、その後任に松田晃二氏を提案するものでございます。松田氏は、昭和60年4月に教職に就かれ、令和2年3月に相良南小の校長を退職されるまで、教職として35年の経験をお持ちでございます。また、退職後も町内学校において講師や学校協同推進員として、今日まで教育に携われておられます。教職者としての豊富な経験により、本町の教育行政を推進していただくものと確信をしております。

両氏とも、人格高潔にして教育・学術及び文化に関し識見高く、教育委員として最適任者でございますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決します。

お諮りします。議案第94号錦町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。議案第95号錦町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第19. 陳情第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、陳情第1号農業委員会への女性登用に関する要請書についてを議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。内容からして、厚生文教経済常任委員会に付託します。

---

#### 日程第20. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、休会の件についてを議題とします。

明日11日は各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日11日は休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて令和6年第4回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午前11時48分散会

---





令和6年 第4回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和6年12月10日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和6年12月12日 令和6年12月12日	午前10時00分 午後 4時18分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 1名	2	欠 丸小野 聖 一	11	" 高 田 孝 徳	
	3	出 梶 原 誠 二	12	" 荒 川 孝 一	
凡例	4	" 早 田 和 彦			
出 出席	5	" 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	" 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	" 竹 田 農利人			
	8	" 岡 田 武 志			
	9	" 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7	竹 田 農利人	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） おはようございます。定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第4回錦町議会定例会3日目の会議を開きます。

なお、2番、丸小野聖一議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は、抽選により決定しております。

4番、早田和彦議員、6番、石松まゆ子議員、5番、吉田眞二議員、9番、池田秀晴議員、8番、岡田武志議員、3番、梶原誠二議員、10番、金山民幸議員、1番、谷口一也議員、12番、荒川孝一の順となっております。

本日は、4番、早田和彦議員、6番、石松まゆ子議員、5番、吉田眞二議員、9番、池田秀晴議員、8番、岡田武志議員、3番、梶原誠二議員の予定です。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、おはようございます。4番議員、早田和彦でございます。ただ今議長より質問の許可を頂きましたので、令和6年第4回12月錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1に、下水道受益者負担金制度について、事項2に、年収の壁による、税収入減少の影響について、事項3に、学童保育委託金についての3項目について通告をしております。

また本日は、寒い中にもかかわらず区長会の皆様、地域の皆様に議会傍聴に来ていただきましたことに深く御礼を申し上げます。

それでは、これより質問席にて一般質問を行います。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。それでは質問事項の1、下水道受益者負担金制度について質問を行います。

私の自宅は浄化槽でありますので、下水道は来ておりませんので、この制度についてはちょっと理解をしておりませんでした。しかしながら地域のちょっと離れた地域のほうには下水道が来ておりますので、こういった負担金が発生しておるということでもあります。そこで、下水道の整備から受益者負担金、支払い義務者、納付の方法等までを質問してまいります。

質問の要旨の1、下水道の整備についてを質問いたします。

下水道工事本管整備から敷地内へ引き込む工事の流れについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

錦町の下水道事業は、熊本県と上・中球磨5ヶ町村が一体となり、球磨川上流流域下水道事業として整備され、錦町においては、全体計画220ヘクタールの面的整備については平成28年度に完了しており、現在の接続率は78.5%という状況です。下水道本管の整備は町で行い、工事を実施する区間の建物等の所有者へ接続意向調査を実施し、接続意向のある方については、下水道本管から分岐して道路境界付近から1メートル以内の民地部分へ公共ますを設置いたします。公共ますを設置しましたら、建物等の所有者がトイレ、お風呂などの宅内排水管を公共ますへ接続することになります。

なお、接続意向のない方につきましては、公共ますについては設置しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、接続率78.5%ということでしたが、残りの21.5%ほどの方はどういった方々になりますか。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 接続率78.5%につきましては、人口比での接続率となっております。戸数でいきますと約60%が接続率となります。これにつきましては、公共ますを設置しておりながら下水道に接続している方になります。戸別にいきますと約60%の方が接続されているということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ただ今なるだけ詳しく説明をしていただきました。誠にありがとうございます。

下水道に関しては、本管、それから自宅内に引き込むときにはまた別途お金がかかるということでもありますけども、私のところは目の前に浄化センターはありますけど、下水道は来ておりませんで何でかなというところは前々から不思議に思っておったところでございます。

それでは、質問の要旨の2、受益者負担金はどのような費用なのかについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

道路など利用者が不特定多数の場合は、その建設費は全て公費で賄うこととなりますが、下水道のように、施設の整備によって特定の限られた人のみが利用し、利益を受ける場合には、その建設費の全てを公費、いわゆる税金で賄うことは税の負担の公平を欠くこととなります。このような場合、利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただくことが、負担の公平という観点から適当であり、その理由で採用されるものが受益者負担金であり、本町は都市計画事業はございませんので、地方自治法第224条に基づく受益者負担金を賦課することにしております。

また、税の公平性のほかに、下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の土地の資産価値が上がることもその理由にあります。

このように、本来であれば下水道が整備された区域にある土地、建物に対し、ひとしく分担金を課することになりますが、本町では接続意向のある方で公共ますを設置した方々に対し、分担金を賦課することとしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。下水道は膨大な資金が必要になるということと、また特定の限られた人のみが利益を受けるということから、建設費の全てを税金に賄うことは公平性に欠けるということで負担金を賦課させてい

ただいているということでありまして、また環境が改善された土地の資産価値も上がるということですが、隣とうちでは価値が違うのかなというちょっと解せない部分もありますけど、通常であれば土地の面積に応じた負担金の割合というようなことで伺っておりますが、その辺についてはまた後ほど伺いますので、よろしく願いいたします。

それでは、受益者負担金の支払いの義務者は誰になるのかということでも伺いますが、通常であれば土地所有者、面積に関わるんですが、それについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

支払い義務者、いわゆる受益者につきましては、ほかの自治体では土地所有者となっているところもございますが、本町では排水区域内にある建物等の所有者を受益者ということで条例に定めております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。これ、私もちょっと調べましたけれども、ほとんどのところが土地の所有者に賦課すると。そしてまた、なおかつ土地の面積に応じて金額が変わってくるということでもありましたので、土地で計算するとまあまあな金額になるかと思えます。ところが本町では建築物、建物に対しての所有者に賦課していただくということであれば、当然土地よりも建物が狭いんで、非常に優しい計算方法で徴収をされているのかなというふうに感じたところでした。よその自治体では必ず土地の広さに応じてなので、負担率、金額的には桁が1つも2つも変わってくることもあるかと思えます。ここは非常に評価したいところで、私も錦町の人にはよその地区に比べても負担が少なくいいのではないかなと感じたところです。そのような条例で定めてあるということで賦課をしていただくということでもありますけども、それでは質問の要旨の4に行きます。

では納付の方法について伺います。

納付の方法は色々、月払いとかあるかもしれませんが、現状において納付の方法、それについて質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

本町の場合、一般世帯につきましては、1戸当たり一律13万円となっており、それを1年間で4期、それを5年間20回払いで納付することにしております。1期当たり6,500円です。

なお、一括で納付することも可能となっており、令和3年度までは一括納付奨励金を交付しておりましたが、現在その奨励金については廃止となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。一括納付奨励金が以前はありましたけども、これは奨励金が廃止されたからということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

奨励金につきましては、令和3年度まで交付しておりましたが、それ以降は廃止ということで交付はしておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。それでは最後に、下水道負担金制度についてですけども、最後の質問の要旨の５に行きます。ここは一番重要なところかなと私感じているんですけど、下水道を使用しない場合、家の前まで本管が来ておりまして、事情があつて接続せずに既存の施設を使い続ける場合、やはりこの負担金というものが発生するののかということと、また後で引き込む場合はどのようになるのかということについてお尋ねします。ただ、１番目の答弁の中に地区的には受益者負担いただくということですけど、そこも含めたところで答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

本町では、下水道本管工事をする際に既設の浄化槽を使い続けることなどを理由に接続意向のなかった方が浄化槽をそのまま使い続けることについては、特に制限をしておりません。

ただし、本町の場合は、先ほど申しましたように、接続意向のない方への公共ます設置は行っておりませんので、後年になって下水道使用のため接続したいという場合には公共ますが設置されていない状況ですので、使用者本人が公共ますを含めた接続工事を御負担いただくことにしております。

なお、使用されている浄化槽が単独浄化槽の場合は、トイレ排水のみを処理しており、台所排水や風呂場などの排水は処理されておりません。河川の水質環境への影響を減らすためにも、整備区域内の方については下水道接続をお願いしたいところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。まとめますと、工事区間の建物所有者は必ず負担金が発生するというのと、下水道が整備されていると資産価値が上がる、受益者負担金は接続しないでも発生する、意思がなかった場合は使用者本人が公共ますを含めた接続工事を個人負担をしていただくということになるということによろしいですよ。

また、未接続の方は、河川の水質を保つためにも是非つないでいただきたいということで答弁を頂きましたけども、下水道については、今回の質問の中においても、資産価値も上がるし、河川汚染も防げるということで、非常に本管整備が進んでおりますので是非つないでいただきたいと私もそのように思います。

また、今後とも重要な施設になりますので、親切丁寧な説明をお願いしまして、接続推進をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、質問事項の２に参ります。質問事項の２に年収の壁による、税収減少の影響についてということで通告をしております。

先日、国のほうの今年度補正予算をめぐって３党が協力していくということで合意をされまして夕方ほどのニュースで出ましたけれども、その合意書の中では１０３万円の壁は１７８万円を目指して来年から引き上げると。ガソリンの暫定税率は廃止するというのを盛り込んで、補正予算の採決が多分今日されるとは思いますけれども、このようなことを踏まえまして質問をさせていただきます。

年収の壁による税収減少の影響についてですが、さきの衆議院選挙で大躍進をした政党が公約に掲げていましたが、年収の壁の見直しであります。所得税の基礎控除、給与所得控除の水準を現行の１０３万円から１７８万円まで引き上げ、住民税についても同様の措置を講じる。その場合、税収の減少額が国の試算では、７兆円から８兆円になると国が試算しております。熊本県においてもそのような中、約４８０億円の減収ということで試算をしております。

そこで要旨の１になりますが、本町の税収入の予測金額について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○**税務課長（簗田 俊哉君）** 質問の要旨1、税収入減収の予測金額についてお答えいたします。

現在、国において、103万円の壁として、税制度について議論されていますが、内容についてはまだ確立されておらず、内容についても報道等のみの情報で、何ら分からない状況です。よって、質問の要旨1、税収入減収の予測金額については分かりません。

以上、お答えいたします。

○**議長（荒川 孝一君）** 4番、早田議員。

○**議員（4番 早田 和彦君）** 4番。予測金額についてはまだ分からないと。当然今から段階的になるのか、一度に178万円になるのかはまだ決まっておられませんけれども、しかしながら県においてはもう大体の試算が出ていますので、減ることは間違いないとそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**議長（荒川 孝一君）** 森本町長。

○**町長（森本 完一君）** 今朝の新聞にもございましたように、どのようになるかと。ただ、今朝の新聞は、政党間の幹事長の合意ということでございます。共同通信社が11月の16、17の両日に実施しました全国の電話調査で、年収103万円を超えると所得税が発生する、年収の壁見直しへの賛成は約70%であったと報じてございます。現在、先ほど言いましたように、引上げ幅が争点となっておりますけれども、今朝の新聞のように、まだまだ分からない点ということでもありますので、これを分からずにその議論をしてもどうしようもないと思っておりますので、今後の答弁については控えさせていただきたいと思っております。

ただ、従来の住民税が3億6,000万円ほどございますけれども、これがマイナスの場合については、既存の住民サービスができなくなるということから、減収補填の要望を国には強く要望してまいりたいと思っております。今後、政府の動向というのをしっかりと注視をしていきたいと思っております。

以上です。

○**議長（荒川 孝一君）** 4番、早田議員。

○**議員（4番 早田 和彦君）** 4番。ただ今町長から全ての内容を含めていただいた答弁を頂きました。この後、質問を続ける予定でありましたけれども、最後に強く要望をしていくということも頂きましたので、私がちょうど聞きかかったのを全て言っていただきました。大分端折ってしまうことになってしまいますけれども、とにかく地方をいじめていただきたくないということで、もしこのような措置が出てきた場合には、やはり一般財源は大事ですので、そこはしっかりと補填要望をしていただきたいと思います。

ただ、一つだけ総務課長に伺いますが、地方交付税とかそういったことで自治体の減収が予想された場合、補填のルールがあると思いますが、その件についてはちょっと説明を頂きたいと思えます。

○**議長（荒川 孝一君）** 有瀬総務課長。

○**総務課長（有瀬 耕二君）** お答えいたします。

地方交付税を算定する際のルールとしまして、例えば住民税だったら標準的な収入額といいますが、収入見込額の75%を基準財政収入額で見るということになっておりますので、その部分が減ることになれば地方交付税がその分増額するというようなルールになっております。

以上です。

○**議長（荒川 孝一君）** 4番、早田議員。

○**議員（4番 早田 和彦君）** 4番。そういうルールがあったとしても油断はできないということでもあります。平成17年に当時の小泉総理大臣がおっしゃった、地方交付税は国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属すると

いう意味でおっしゃっております。地方の固有財源であるとその当時に言っておられます。地方交付税、大事な部分を減額されるようであれば、我々も協力しますけれども、町村会、知事会、共に手を握っていただいて財政の復活等を、住民サービスが低下しないように是非お願いしたいところであります。

この質問事項の2につきましては、予定よりも短くなりましたけれども、答弁いただきましたことに、そしてまた町長の意気込みも確認できましたので、この辺についてはお礼を申し上げたいとそうに思います。

それでは続きまして、質問事項の3、学童保育の委託金について質問をいたします。

学童保育については、非常に重要な子ども支援策の一つとそうに私も考えておりますが、学童保育の目的・役割は、共働き、ひとり親世帯の小学生の放課後、土曜日、長期の学校休業中は一日、長期については一日の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立性を保障すること、そして成長期にある児童が安心して過ごせる生活の場を提供するとともに、働く保護者をサポートする点にあるとそうに厚労省は言っている。そしてまた重要な子育て支援策の、本町においても、一つだと考えております。

そこで伺います。質問の要旨の1、本町において、まず一般的な学童保育の利用時間、個人負担の利用金額について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 利用時間と個人負担の金額についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、町内4つの団体で事業運営がされております。

利用時間は、平日が、15時から18時までや18時30分まで、また14時から18時まで。長期休暇期間中は、午前7時や7時30分、または8時から18時までとなっております。

利用料金は、団体ごとに月4,000円から6,000円、1日400円から600円です。

夏休み期間中は、月8,000円から1万1,000円と、金額に差がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私もこの前、学童をちょっと訪問させていただきましたけれども、先生方も大変だろうというふうになぜ第一印象は感じまして、今、利用時間の話もされましたけれども、大体平日でいきますと、年間198日、時間にしますと742時間ほど、土曜日が49日、452時間ほど、長期休業日になりますと47日間の459時間、合計で297日、1,653時間の時間を使って学童保育で面倒を見ておられると。これ、学童保育に預けるということでは、働くお父さんお母さん、そしてひとり親世帯につきましても非常に助かっておられると。しかしながら、料金的にはこの金額になっておりますので、指導される先生方に関しては非常に厳しいんじゃないかなと私はそう感じたところであります。

そこで、学童保育の委託金の内容とその支給時期について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

委託金の基準は、児童福祉法に基づく事業で国が利用者負担の目安を示しているものとして、放課後児童クラブの費用負担割合は、公費、利用者負担がそれぞれ5割という基準があります。この考え方で事業を委託しているところ

です。

また、委託金の支払い時期は、令和5年度事業分につきましては、令和6年4月に支払いをしています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。年に1回、4月に委託金の支払いをしているということですが、その年に1回の支給においては、なかなか運営資金の谷間があるというふうに向っておるところでございます。谷間があるということであれば、誰かがその分立て替えたりとかすることもあやもしれません。

それでは、委託金については、本町の委託、その事業委託と内容等、他の自治体について違いがあるのか、または同等なのかについて伺います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

他自治体の状況につきましては、児童数や指導員の数、利用料、開所日数、開所時間も個別のクラブごとに異なることから、国庫補助基準額内でそれぞれの市町村の考え方で支出をしております。

錦町では、先ほど述べましたとおり、公費、利用者負担がそれぞれ5割という基準で事業委託を支出しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。国庫補助基準ということでほかの自治体もやっているんだらうと私も思っておりますが、そこで違いがあれば、これはまた問題なので、是非基準を守りながら健全な事業委託をしていただきたいと思えます。ただ、運営資金、運転資金に関しましては、やはり厳しい状況が続いている、これは事実であります。例えば4月に1回、事業決定で支払う金額を前払い、つまりは概算払いをしていただくならばその運営資金の谷間が解消できるんじゃないかとそのように考えておりますけれども、その概算払いでできるかどうか、まず質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

議員御質問の件につきましては、契約に基づき概算払いで支払うことは可能です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。是非この概算払い、これはやっていただきたいとそのように思います。本町も子ども支援策の一つとしておりますので、そういった預かっていただける方にやはり御迷惑はかけられないと。そこでやっぱり運転資金等の谷間がないように、これからも安心して、そして安全な学童にしていきたいと思えますので、是非これは達成していただきたいとそのように思います。

一応通告しておりました質問は全てでありますけれども、質問要旨の2で大分時間が余りましたので、これで質問を終わりたいと思えますが、今後も年収の壁、税収については注目していかないといけないとそのように考えます。そしてまた、弱小な地方自治体をやっぱりいじめてもらっちゃ困るところで、是非、議会も執行部も力を合わせて要望していきたいとそのように考えております。是非とも注視していかねばならない案件でございますけれども、またそのときになれば議会と執行部と協力していきたいと、いかなければならないと思っておりますので、またよろしくお願いします。

大分、今回については時間が余ってしまいましたけれども、重要な質問だと思っておりましたので、通告をさせていただいたところでもあります。

それではこれで私の質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで石松議員にお伺いします。予定時間より多少早くなりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） それでは、ここで休憩します。休憩後は午前10時45分から開議します。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中に傍聴いただき、誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様にご心より感謝申し上げます。

今年の10月27日、国政選挙の衆院選が行われました。一票の格差をなくすため、人口の多い地域の議席を増やし、少ない地域を減らす10増10減を含め、25都道府県、140選挙区で区割りが変更され、新たな区割りが導入されて行われました。区割変更で一票の重みは均衡していきませんが、都市部と比べて人口の少ない地方は議席が減るところであります。地域を代表する議員が少なくなれば、農業問題にしても、私たちの声にしても、国政に届くかどうかなど思いながら選挙に行ったところであります。今回、石破内閣にて、地方創生で地方を回る推進や改正食料・農業・農村基本法に基づく新たな基本計画を策定し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた農業・農村の所得増大を進めるとされておりまして、非常に期待をしているところであります。

今回の一般質問通告書には、農業の振興と福祉に関わる2項目を掲げております。

1つ目は、農業の振興について。

- 1、錦町の現状について。
- 2、担い手の減少をどのように捉え、対策を講じていくのか。
- 3、地方創生10年の取組と成果。
- 4、農業への取組は。
- 5、今後の農業への交付金活用について。
- 6、農業所得向上に向けた企業との連携は。
- 7、ミシマサイコの産地維持に向けた取組はについて。

2つ目、帯状疱疹について。

- 1、帯状疱疹ワクチンに対しての町の考えと認識について。
- 2、帯状疱疹ワクチン接種の助成の考えはについて質問をいたします。

まず、登壇席より1項目を質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

農業の現状についてお尋ねいたします。

錦町の基幹産業は農業であります。町の発展には、農業が元気でなければなりません。しかし農業を取り巻く状況

は年々変化しておりますし、今年は夏の記録的高温などによって色々な作物に影響があったところでもあります。農畜産物の生産出荷量が減りまして、生産現場では収量や品質が落ちて、収益の確保ができず大変だったと聞いております。また、近年の課題であります担い手の減少や高齢化の問題、中山間地域における農地の問題、耕作放棄地の問題、鳥獣害対策の問題など多くの課題が山積する中、肥料、飼料、燃料、資材などの物価高騰にもかかわらず出荷価格の形成ができていないのが今の農業の現状であります。全国では、農家は赤字が出て農業を辞める人が多く、新聞に、2030年には経営体半減、これにより20年前と比べ92万ヘクタールが耕作されないということでもあります。このように農業の継続や生活、経済活動の影響が危惧されております。

そこで錦町の現状について、まずお尋ねをいたします。農業経営体数、耕地面積、主要農産物、認定農業者数、総農家数、そして基幹的農業従事者の平均的年齢、5年間の新規就農者数の推移と定着状況について、まずお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

主に令和2年農林業センサス調査結果になりますが、当町における経営体数は571戸、耕地面積は、田が1,200ヘクタール、畑が353ヘクタールです。

主要農産物につきましては、水稻、葉たばこ、茶、畜産、ミシマサイコ、果樹であります。

認定農業者数が122名で、総農家数は778戸。基幹的農業従事者数は817人で、65歳以上が65.7%を占めております。

過去5年間の新規就農者数につきましては、令和2年度10名、令和3年度6名、令和4年度12名、令和5年度4名、令和6年度3名で、平均年齢は30.3歳となっております。

青年就農給付金としてスタートいたしました農業次世代人材投資事業につきましては、平成24年からこれまで34経営体、42名の方が給付を受け、就農されておりますが、定着状況といたしましては、2経営体の方が離農されておられます。

一方、平成30年度から町単独事業としてスタートいたしました農業担い手支援給付事業につきましては、これまで21経営体、21名の方が給付金を受け、就農されて、定着状況といたしましては、1経営体の方が受給中に離農され、給付が終了しております。合わせますと定着率は94%となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今答弁を頂きましたが、少しは私もちょっと数字的に違うところもあるかと思っておりますけれども、私が入吉球磨の全体の農林業センサスの中で調べてみますと、総農家数も30年前に比べて、錦町でも1,766戸あったのが、令和2年には885、約45%が減少になっているところでもあります。

また、基幹的農業者数にしても、1,153人がいらっしやっただけですけども、817人と、20年前からすると40%が減少しております。私が農業委員をしていた頃は、65歳以上の農業者が41.4%ぐらいでございましたけれども、今課長の答弁の中にもありましたように、2020年の農林業センサスでは、65歳以上の方が65.7%というデータがあります。これは錦町だけの問題ではないと思っておりますけれども、担い手の減少とともに、いかに高齢化が進んでいるのかということが分かると思っております。

また、新規就農者の推移の定着状況も答弁いただきましたけれども、錦町は本当に国の事業を含め、錦町独自の担

い手支援給付事業も開始を頂いて、活用していただきまして若い担い手の育成にも非常に頑張っておられるところですが、しかし、今答弁のあったように、令和3年以降は新規就農者数が減少していると思っております。農業は、考えてみてください、私たちが生きていくための根源的に必要なことでありまして、食物を本当に作り出す重要な産業だと思っております。地域農業の持続的発展を図るためには、担い手の確保育成が重要になると考えます。それには、認定農業者、認定新規就農者の確保育成が鍵になってくるのではないかなと私は思っております。前回、担い手の確保をするためには新規就農者の所得増や安定的な経営確立が必要でありますし、持続可能な経営体に成長してもらうためには、地域のサポートが欠かせない。それには、より経営に重点を置いた専門かつ長期にわたるサポートチームによる伴走的な支援をしていく必要があると思います。町はどのように考えているかという質問をしたことがありましたけれども、その中でやはり先輩農業者を含む体制の整備が求められておりますので、それをしながら県、JA、農業委員のチームの中にその方たちが入っていただいてアドバイスをして進めるという答弁を頂きましたけれども、それが進んでいるのか。

また、農家の経営継承に対して最大100万円を支援する事業がありましたけれども、経営継承・発展事業の取組についてもどのように考えているかという質問を前にしたことがありましたけれども、その質問の答弁の中に、国と地方が一体となって担い手を確保し、農地を守っていく施策でありますので、当然取り組んでいかなければならない事業と考えるという答弁でございましたが、それはどのようになっているのか。

また、錦町ではこのような担い手の減少をどのように捉え、対策を講じていくのか。この3点について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） まず、1点目の担い手の減少についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、町の担い手支援給付事業につきましては、本年度3名の方に給付をしております。制度開始の平成30年度から延べ21名に給付の実績がございますが、今後、高齢化が進み、農業者数が減少していくこと、人口減少に伴い新規就農者数も減っている状況は紛れもない事実だと受け止めています。人吉球磨の人口も減少していることから、親元就農をはじめとした親族内での継承や、非農家出身の新規就農者はほとんど見込めない状況にあり、ゼロから農業を始めるには相応の初期投資が必要であることも新規就農の壁になっているのかと推察いたします。

2点目のサポート体制についてお答えをいたします。

定着のためのサポート体制としましては、経営、技術、資金、農地の分野から県、JA、農業委員さんで構成されるチームに加え、その新規就農者の同業者の先輩農業者をサポート体制に含めて対応を行っております。同業者の先輩農業者に対しては、積極的にきめ細やかな技術指導を受けられているようです。県、JA、農業委員さんに対してサポートを求められることは少ない状況ではありますが、個人が特定されて詳しくは言えませんが、技術指導を受けるために町外の農業者へのあっせんなどの実績がございます。

次に3つ目の、経営継承についてお答えいたします。

令和3年度から経営継承・発展等支援事業として農家の経営継承に対し最大100万円を支援する取組がありますが、これは地域の中心的な経営体の後継者が経営発展に向けた計画を作成して継承した場合、経営継承時に100万円を交付する内容でございますが、経営継承の形態は親子間、第三者間の継承かは問われません。令和3年度以降で担い手支援給付事業に申請された方には、この制度の御案内を行ってきておりますが、販路の開拓、農業生産管理工程の認証取得、新品種の導入、営農の省力化、デジタル技術の活用、経営管理の高度化などといった計画を策定する

必要があり、この制度活用を希望される方がいなかったのが現状です。このような状況から、後継者のいない経営体をターゲットとして、経営資産の移譲と営農指導を含めた第三者継承を行うため、全国の就農希望者と経営移譲者をマッチングする事業を進めておりますが、これは農業だけでなく、商工業も含めた事業継承事業として企画観光課と連携して進めたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今答弁を頂きましたが、同業者等の支援というのは、非常に相談があっているということをご答弁頂きましたけれども、やはり私は、この農業委員も農地関係は非常に詳しく勉強しておりますし、県も技術指導とかそういうのも非常に進んでおります。またJA関係も、資材関係とか農薬関係、いろんな相談ができると思いますので、これは農業者の方と一緒に、JA、県、農業委員会が連携してフォローする体制というのは非常に私には大切になってくると思いますので、これは是非進めていただきたいなと思っております。

また、経営発展事業もなかなか活用できなかったということをご答弁頂きましたけれども、この経営継承というのは、農業を守るためにも、担い手をつくるためにも大事になってくると思っておりますので、是非進めていただきたいなと思っております。

それに、この間、11月28日に、三重県の南伊勢町から錦町に、子育ての支援が非常に錦町は進んでおりますので、そういう研修とか、観光の振興について、観光にも今非常に錦町は力を入れておりますので、そういうところの研修と、スマート農業にも非常に錦町は取り組んでおりますので、そういうところの研修を17名、議員さんと事務局と来られて、非常に熱心に聞いておられるなと思ったんですけども、そこが二、三日前にテレビに出ておりました。そこでは経営継承・発展事業、経営継承が日本一ということをご答弁されましたけれども、先ほど課長が言われたように、商工業も含めた事業継承として企画観光課と連携して進めたいということと言われましたけれども、やはりそこも同業者じゃなくて、自動車産業とそれと養鶏場を継承されていたことをテレビでやっておりましたけれども、やはりいろんな人たちとの継承というのは大事になってくると思っておりますので、三重県の南伊勢町が経営継承が1位ということですので、是非研修でも行っていただいてそういうのを活用していただければと私は思っております。

また、就農支援にしても、親元就農というのは今までは親と異なる品目を作らなければならなかったんですけども、今回、親元就農とか、第三者継承で農業を始める人にも同じ次世代交付金事業を交付するということが決まりました。その代わり親元就農は経営をバージョンアップをすることでこの国の事業に乗るとご答弁しますので、資金としては錦町の就農支援事業も75万円ということに非常に助かっておりますけれども、この国の事業は150万円でございますので、できればそちらのほうに乗せていただいて進めていただければ、国の事業を活用していただければまた非常に農業の振興にもつながると思っておりますので、是非提案として国の事業を大いに活用していただきたいなと思っております。どうぞよろしくお尋ねいたします。

次に、地方創生の10年の取組と成果についてお尋ねをいたします。

前回一般質問の中で、安心して営農ができる対策として、地方創生臨時交付金を活用して資材とか肥料とか、物価高騰を受けた農家に特に畜産農家の支援をお願いをしたところ、温かい手を差し伸べていただきました。この場をお借りいたしまして本当にお礼を申し上げます。この地方創生の交付金については、前回の答弁の中でもありましたけれども、学校給食の補助とか、プレミアム商品券、にぎわい商品券事業、コロナ感染防止対策事業などを実施したと

ありましたが、この地方創生の取組が始まってから今10年と聞いております。地方が抱える課題は地域ごとに様々ある中、この地方創生推進に当たっては、それぞれの自治体が主体的に行う創意工夫の取組を国が後押しをすることが基本となっているようでございますが、この地方創生10年での交付金はどのように配分し、取り組んできたのか。その取組の内容と成果についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 質問の要旨3、地方創生10年の取組と成果についてお答えいたします。

地方創生推進交付金の活用につきましては、平成26年度から令和5年度の10年間で157事業、総事業費21億7,462万8,189円で、うち交付金充当経費としまして14億9,742万2,843円となっております。

内訳としましては6つございまして、まず、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）、こちらが平成26年・27年度で5事業の5,300万2,684円です。

次に、地方創生推進交付金、こちらは今名称もちょっと変わっておりますので、平成28年度から令和5年度までですけれども、19事業で3億7,988万7,900円です。

次に、地方創生拠点整備交付金、こちらが平成29年度から令和2年度ですけれども、4事業で4億7,679万3,213円です。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの交付金は100%充当できたものですが、令和2年度から令和5年度までで121事業、9億506万5,310円です。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは令和5年度ですけれども、4事業で1億3,820万9,897円です。

最後に、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ、こちらは令和4年度と令和5年度ですけれども、4事業で2億2,166万9,185円となっております。

御質問の成果といたしましては、まず、観光振興関連におきまして、人吉海軍航空基地資料館の整備、教育・子育て支援関連におきまして、小中学校のICT整備、タブレット等ですね、と学校給食費の補助、テニスコートの改修、あとALTの増員。このほか、先ほど質問議員もおっしゃいましたが、全世帯の商品券、またプレミアム付きの商品券と農業・食品産業強化対策整備交付金、あとあいねっとのIP告知端末を今回タブレットに更新した事業と、あと近年の物価高騰対策など、幅広い分野で交付金活用ができたところです。これによりまして、観光入込客数の増加や子育て世代の方々、或いは物価高騰の影響を受けておられる事業者の方々、あと住民の皆様の一助になったものと捉えているところです。

今後におきましても、地方創生関連の交付金に関しましては、課の連携を密にし、それぞれ知恵を出し合い、自主財源も勘案しながらになります。積極的に活用しなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、取組、交付額の配分などを答弁を頂きましたが、これは窓口が企画観光課になっているようでございますが、この各課にはこの情報を伝えていらっしゃるのか、ちょっとだけ教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

各課に関して情報をということですが、随時これまで流してきておったところです。特に令和2年度からの

新型コロナの臨時交付金に関しましては、100%充当できるということで、その際も県からの前任の派遣職員が担当してくれておりましたので、各課から様々な人の出入りがあったと記憶しているところです。これまでの発信の仕方が足りないというような声も昨日伺ったところですので、その辺深く反省しまして、今後におきましては、まず、まさに今日午後4時から、国がこのたび追加で発表しました重点支援地方交付金の……。 (発言する者あり)

○議長(荒川 孝一君) よろしいですか。6番、石松議員。

○議員(6番 石松まゆ子さん) すいません。ありがとうございました。ちょっと時間の都合でどうかなと思ったものですから、そこのところを聞いたところでございます。

配分の内容については、非常に分かりやすく答弁を頂きましたので分かったところでございますが、私は、この各課に伝えているということを知りましたが、各課も、今町長は非常に財源がない、財源がないということで町も厳しかぞとよく言われますので、各課とも自分たちから少しでもこの国の事業に手を挙げていただいて、少しでもこの国の事業を活用していただければと、心がけていただきたいなということを提案したいと思っております。今回、国は地方創生に取り組む自治体に配分するデジタル田園都市国家構想交付金を新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付額を倍増して前倒しで取り組むとされております。地方創生を目指す上でも、この農業というのは絶対に無視することはできないと私は思っております。地方創生に取り組む配分の中で農業への取組と成果、また、錦町の農業を守り発展させていくためには、今後の農業への取組について町の見解をお尋ねいたします。

○議長(荒川 孝一君) 東農林振興課長。

○農林振興課長(東 貴志君) 質問の要旨4、農業への取組はということで回答させていただきます。

先ほど企画観光課長の答弁がありましたが、地方創生推進交付金の農業への活用につきましては、比較的活用の自由度が高い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、令和2年度から令和5年度にかけて、14事業、デジタル田園都市国家構想交付金において、1事業で、総事業費は約1億5,000万円を活用させていただいております。

この15事業の中で、主要な取組は、令和2年度に実施したJAくま茶工場の再編になります。町負担として地方創生臨時交付金を活用し、7,553万8,000円を交付しております。その効果は、再編を行うことにより、茶栽培面積の保持拡大、生産者の茶工場利用の増加に伴う安定した生葉の買取り、製品の販売を行い、生産者の経営安定につながっております。

本交付金では、町長のマニフェストでもありますスマート農業の推進にも活用しており、令和4年度にロボット草刈り機など、スマート農業推進協議会で導入し、実証実験を行って、本年度が最終年度となります。事業費590万3,000円のうち、交付金を2分の1充当しており、特にロボット草刈り機については、労働力の軽減及び労働時間の短縮の効果があり、現在は町内で16台が稼働しております。利用者からは、草を刈る作業が要らなくなった分ほかの作業に当てられたり、休むこともできているなどの声を頂いているところです。

また、同年、畜産の飼料が高騰し、畜産農家の経営継続が非常に厳しい状況であったため、畜産農家へ頭数に応じ総額4,738万円の支援金を107経営体へ交付しました。本対策を講じていなければ、最悪は畜産農家が廃業し、堆肥が不足することにより耕畜連携のバランスが崩れ、耕種農家への影響にも波及するため、全農家に影響があったのではと思われます。

以上です。

○議長(荒川 孝一君) 6番、石松議員。

○議員(6番 石松まゆ子さん) 6番。ありがとうございました。

非常に農業関係にも1億5,000万円ほど、今答弁にありましたように、組んでいただきました。しかし、先ほど企画観光課の課長が言われたように、157事業のうち15事業ということでございますが、私としては、錦町の基幹産業である農業にもできれば持続的な支援をしていただきたいなと思っておりますので、そこで、今後の農業への交付金活用についてお尋ねをするところではありますが、先日、畜産振興ふれあい祭りに行ったところでございます。そこに畜産農家の声でございますが、飼料も高止まり、資材も機械も上がる一方、それに子牛の値段が60万円から40万円ぐらいになったと、とてもやっていけないということで、このままでは畜産農家も廃業せんといかんということで離農も考えているという、そんな声が聞かれました。私、前にも言いましたけれども、飼料用米とかWCSの活用推進をして、耕畜連携による循環型の農業というのを確立しなければ、畜産農家はもとより、耕種農家、稲を作ったりしている農家も非常に影響があると。経営もやっていけない、農地も守れないということで、畜産農家を守るためにも是非その農家を守るためにも畜産農家の支援をということで前回お願いをいたしましたところ、本当に町長も国県の制度をこの交付金が出た段階で早めに予算をつけて活用すると言われまして、前回の4,700万円の交付金を組んでいただいたものと思っておりますが、今回、国が新しい交付金、地方経済・生活環境創生交付金を倍増して前倒して地方創生に取り組むとされておりますが、町長は今後農業への交付金活用について、どのように考えておられるのか、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 国が新たに掲げる、質問議員おっしゃいました、地方経済・生活環境創生交付金、これは交付金を倍増しながら、そして前倒して取り組むというようなことのようにございます。利用の自由度を上げ、農業の生産性の向上や高付加価値化の表記はございますけれども、まだどのような制度になるかというのはよく分かってございません。しっかりと注視をしていく必要があると思っております。自由度が高いということでもありますので、日頃、一般財源等で対応できないような、より効果的な支援内容を事前にしっかりと検討していく必要があると思っております。そして照会があった場合について、すぐ対応できると、そのような準備をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。本当に前向きな答弁、誠にありがとうございます。私も、国の対策とともに、地方創生交付金などを活用して、錦町でできる対策は是非早めにしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、農業所得向上に向けた企業との連携についてお尋ねをいたします。

今回、錦町議会議員研修が10月15日から17日までありましたので、行ってまいりましたが、その中でツムラの本社、2日目に茨城のツムラの工場を球磨郡のミシマサイコの生産者と一緒に視察研修をすることができ、生産者が抱えている問題を知ることができましたし、ミシマサイコの将来性について、ツムラの会社の話を聞くことができたところであります。

このミシマサイコの導入については、14年前にあさぎり町の前町長と森本町長が、特徴的な農産物の産地化が図れないか、産地化に向けて動かれたと聞いているところでございます。生産者の方も、企業との連携は、全量買い上げ、価格は設定されていることにより、安定した所得向上につながっていると非常に喜んでいらっしゃるところでございます。私の会社も、大手の企業との連携をして農業経営をやっておりますが、良い品物を作れば利益に非常につながると思っております。私は、農業経営の一つとして、このような企業との連携は必要と考えますが、町としては

どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 質問の要旨の6、所得向上に向けた企業との連携についてお答えいたします。

ミシマサイコに限った話ではなく、農業全般にわたる話でございしますが、契約栽培の最大のメリットは、豊作時に市場価格が下がった場合においても、あらかじめ価格を決めた上で契約するので、市場価格に左右されず、定額で買い取ってもらえることだと思っております。品質基準は厳しいものがあるのかもしれませんが、いいものを作れば、一定量は必ず買い取ってもらえるため、収入面でも結果が見えるので、契約農家の方のモチベーションの向上にも期待することができ、さらに収益が期待できるものと思われまます。

また、企業次第では栽培手法などのサポートや資材提供が受けられる場合が多いと聞いており、より安定的な経営が見込めるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。非常に前向きな答弁をありがとうございました。私も、産地化することや良い品物を作ることによって、会社に対して、自分たちの希望価格、これが価格転嫁なんですけれども、ができますし、生産に対していろんな意見を言える立場になりまして同じテーブルに着くことができるんじゃないかなと思います。そうなれば安定した経営につなげることができると思っていますところでございます。産地化を進めて契約栽培を定着するということを是非進めていってほしいと思っていますところでございます。

次に、次世代につなぐ担い手の確保と育成という中で、このミシマサイコの産地維持に向けた取組についてお尋ねをいたします。

球磨郡のミシマサイコの生産者と一緒に視察する中、くま草生産組合から、生産者のアンケートを実施されておられました。それを基に会社と意見交換会をすることができました。また、生産者とも意見交換会をする中で、良い品物を作れば高収入が期待できるし栽培面積を拡大したいが、根を掘り取るトラクターやビーンハーバスター、または根洗浄機が、収穫するときみんなが同時になるのでなかなか使えないと。今、あさぎり町の深田にありますけれども、薬草合同会社にしかないそうでございますので、錦町でも是非、根の洗浄機や摘芯機の支援をしてほしいという声その交換会をするときに聞かれました。また、私もいろんなミシマサイコを作っておられる農家の方を6件ほど回らせていただきましたが、そういう声が多く聞かれたところでございます。新規就農者の方も増えているということでございますので、この担い手を増やすためにも機械の補助の支援をしていただき、産地維持に向けた取組も必要かと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 産地維持に向けた取組についてお答えいたします。

日本漢方生薬製剤協会によりますと、令和2年度の国内の生薬使用量は、年間2万7,997トンで、このうち中国産が8割を占めているとのことです。

錦町におけるミシマサイコの栽培の状況としては、23名の薬草生産部会員がおられまして、栽培面積は約11ヘクタールとなっております。人吉球磨地域における栽培面積は約93ヘクタールで、目標は100ヘクタールだと伺っております。まだまだ成長が望める分野でありますので、担い手の増加を目指し、普及啓発に努めたいと思っております。

また、農業全般にわたり資材や燃料などが高い水準で推移しておりますので、地方経済・生活環境創生交付金を活

用するなどして、何が有効的な支援なのかを精査して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。非常に、前向きな答弁をありがとうございました。

ツムラと菓草会社との連携もしていただいておりますけれども、生産基盤の整備というのも非常に大事になってくるとお思いますので、そういうことを進めていただきまして、就農定着に向けた支援をお願いをいたすところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここです、町長。町長が持ってこられましたこのミシマサイコでございますけれども、町長の考えをです、どういうふうに進めていかれるのか、もし、いろんな思いがありましたら、是非、一言よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 収益そのものは、収量そのものが反当たり70万円、本年の場合です。まあ、いろんな経費を引いて、収益が反当たり50万円というお話を伺っております。そういうことを考え合わせますと、他の作物よりもですね、本当に高い収益率といえますか、これがあるだろうと思っております。

ただ、やっぱり難題は、労働力というですかね、これが非常に要るということでもありますので、機械でできるものについては機械力を使用していくということが重要だなと思っております。

あさぎり町の方が、こう言われました。あさぎり町が面積の多いものですから、錦町のシルバー人材の方を利用すると。錦町のシルバー人材の方は非常に、球磨弁でいう「がまだしもん」ということで非常に重宝がられて、この錦町の方を利用していただくと。

要は、先ほど言いましたように、どうにか機械力をできれば、機械力でしたほうがいいわけでございますので、このところは今後、部会の方としっかりと調整しながら、必要な分についてはしっかりと対応していこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。是非、考えていただきまして、助成のほうをよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、带状疱疹についてお尋ねいたします。

带状疱疹ワクチンに対して、町の考えと認識についてお尋ねをいたします。

私の周りで、带状疱疹にかかったという人がたくさんおられますし、今、高齢者の間で深刻な問題になっていると聞いております。また、私の周りで、何で錦町はそのワクチンに対しての助成はないのかということをよく聞かれるようになりました。本当に社会的に関心が高まっているんじゃないかなと思っております。

この「带状疱疹」とは、体内に沈む水痘・带状疱疹ウイルスが活性化されて起こる皮膚の疾患で、子どもの頃治療した水ぼうそうのウイルスが、加齢など、免疫力の低下によって再発する病気で、水ぼうそうの経験がある人ならば、誰でもなり得る可能性があるそうでございます。日本人の成人の90%以上は水痘抗体保有者であると言われております。加齢、疲労、ストレスなど免疫力の低下が発症の原因だそうでございます。80歳までに3人に1人が带状疱疹を発症すると言われ、かかった人の2割程度の方が、神経の損傷によってその後も痛みが続き、できる箇所によっては、角膜炎や顔面神経麻痺、難聴などの合併症を起こすそうでございます。

予防策としては、50歳以上の人や感染リスクの高い人を対象に生ワクチンや不活化ワクチンが有効とされており

ますが、いずれも任意接種で、生ワクチンはおよそ1万円、不活化ワクチンはおよそ4万4,000円の自己負担が必要と言われております。

お尋ねしますけれども、带状疱疹について、またワクチン接種について、町はどのように捉えておられるのか、考えと認識についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

今、質問議員おっしゃいましたように、带状疱疹は水ぼうそうと同じように水痘・带状疱疹ウイルスを原因として発症すると言われており、水ぼうそうにかかったことがある人は既に水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を持っていても、加齢とともに弱まってしまうと言われております。

このことから、ワクチン接種によって、免疫を強化し、带状疱疹を予防する、また带状疱疹を発症しても軽症で済むとのデータもあるようです。本年6月に開催されました厚生労働省の専門委員会でも、ワクチンの有効性、安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待できるとされておりますので、予防接種につきましては有効であると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

答弁の中にもありましたけれども、この带状疱疹ワクチン、生ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に50歳以上の方に対する带状疱疹の予防として適用が拡大されましたが、2020年に使用開始になった不活化ワクチンは予防効果が非常に高いと聞いております。そして、効果がよく優れているということでございますが、私が調べたところ4万4,000円ということで、非常に接種費用が大変高額なため、よいということが分かっても、ためらっている人が、多いそうでございます。

その後、そのような中、全国的に半額助成の自治体が徐々に増えてきております。私が調べたところでは、球磨郡の中でも水上村、湯前町、相良村、五木村、山江村、これは2024年の9月現在でございますが、補助をされているようでございます。また、調べてみましたところ、全国的でも多くの自治体が補助対象になっているようでございます。

錦町も補助をしてくださいという状況でございますので、私もこれはしたほうが良いなと思いながら今回の質問にさせてもらいましたけれども、今度、厚生労働省は、接種の対象年齢などについては今から専門会議で正式に決定をするということでございますが、この带状疱疹ワクチンについて、有効性や安全性が今確認されたということで、接種費用を公費で補助する定期接種を進める方針を、今年の2024年の6月に決めております。

私は、もうこのワクチンの効果や必要性を知っていたら打ちたいという人もいます。現に、友達は打ってかかったけど軽症だったということも聞いておりますので、費用助成を私はこの進めてほしいという声に対しても、健康を守るためにも、このワクチンの周知や予防接種の費用の助成を検討していただけないかと考えているところでございますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

先ほどから質問議員おっしゃるとおり、現在、錦町では補助を行っておりませんので、全額自己負担の任意接種となっております。

先日、先週末でしたかね、厚労省のほうで、来年4月から、高齢者を対象に定期接種化する方向で最終調整に入っているようです。带状疱疹ワクチン接種は、高齢者が対象のインフルエンザや新型コロナワクチンなどと同じ、予防接種法に基づく定期接種のうちのB類と呼ばれる区分に位置づける方針ということが言われております。町としましては、この正式な定期接種の決定を待ってですね、検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

来年の4月から国の定期接種をするということを知り、一安心をしたところでございますが、私としては、一日も早く、費用の助成をと進めてほしいと思っているところでございますが、是非、この带状疱疹ワクチンがもう定期接種になった場合には町としても、いち早く、接種の助成を考えていただければと願っているところでございます。

3分ほど残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時41分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。議長の許可をいただきましたので、令和6年第4回錦町議会定例会一般質問をさせていただきます。

12月に入り、稲刈り後の伸びた稲が黄色く寒さで変色していく姿を見るにつけ、師走の厳しさを体感しております。本年も残り僅かとなりますが、お体に十分に気をつけて新年をお迎えいただきたいと思います。

また、本年の錦町ふるさと祭りが台風接近の予報で中止となり、安全第一とはいえ、寂しく残念な思いをされた方もいらっしゃるかと思います。次回開催が、本年の分まで盛大に、多くの来場者を迎えて開催されることを期待しております。

本日は、師走のお忙しい中、傍聴をいただきありがとうございます。

さて、今回も町の基幹産業である農業の振興、子どもの可能性を引き出す取組、鳥獣害対策、南部農道維持管理、自然災害から身を守る対策、特に、今回はミシマサイコ栽培農家からの要望について、通告書に沿って質問をさせていただきます。

それでは、これより質問席にて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

まず、質問事項1としまして農業の振興、ミシマサイコ栽培支援についての事項で、質問の要旨について、1、ミシマサイコ栽培にどのような支援が考えられるか、中でもビーンハーバスター、資材等の補助の考えはについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） ただ今の質問にお答えいたします。

本年10月末に行われた葉草部会役員会の意見としては、小面積の圃場で収穫する際に必要となる自走式掘取機を部会に導入してほしいとのことでしたが、現在メーカーが倒産され、破損しても部品の提供が難しく修理もできない状況であるとのことでしたので、類似品のようなものがないかも含めて、町で各方面のメーカーに問合せを行っている状況であります。

併せて、若い新規参入者が増えるように普及啓発を依頼されておりますので、これまで以上に、播種期、収穫期に広報紙やホームページ、班回覧などで、ミシマサイコ栽培に興味を持たれるような普及啓発に、今後も努めてまいりたいと思っております。

先ほど、6番議員の質問において町長の答弁もございましたが、農業全般にわたり、資材及び燃料等が高い水準で推移している状況を考慮しつつ、国、県の動向を見ながら、機械導入及び資材補助等の有効的な支援を検討してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。自走式の掘取機、これについては、今、答弁がありましたように業者が倒産されてということで、探していただいているということで、栽培農家の方も安心して栽培が続けられるんじゃないかなと思っております。

それと、午前中の6番議員の中にもありましたけれども、農業全般について支援はやっていくというような答弁をいただきましたので、ミシマサイコに限らず、農業をされている方の資材等についての支援が得られるんじゃないかなという期待が持てるんじゃないかなというふうに思っております。先ほどの6番議員の中にも重複しますが、よろしくお願いいたします。

この10月の議会の陳情、視察研修時に、栽培農家の皆さんからの要望であり、自走式掘り取り機の導入はもちろんでございますけれども、地上部、ビーンハーベスターという機械ですけれども、それと、一番の資材というのがマルチじゃないかなと思っております。

このマルチも、以前は1年ぐらいでよかったですけれども、今は2年張りっぱなしというようなポリマルチということで、耐久性に優れて、また単価もそれだけ上がっているというようなお話も聞いております。

ビーンハーベスター、先ほど言いましたけれども、これは私、あさぎり町のほうに近いものですから、30アールの畑に入って、それを収穫されていたもので見せていただいたんですけれども、本当に昔でいうバインダー、稲刈りのバインダーのような感じで、きれいに刈り取って行って、それを束ねていく。以前は手刈りして手で束ねていくというのを、本当に便利ですねというふうなお話をしたら、これがないと、今後は作れませんというふうなお話をいただいたものですから、これの支援のほうもよろしくお話ししたいと思っております。

それと、午前中もありましたけれども、根洗いのほうなんですけれども、これも、私のほうも、色々な団体の方に呼びかけをして、色よい返事をいただいているんですけれども、私が言うわけにもいかないものですから、あさぎり町の葉草部会のほうに、団体名を出していいのかわかりませんが、JAのほうに御相談に行ってくださいというふうなお話をしております。

でも、場所も大体、あそこいいんじゃないですかという提案もしておりますので、そういう関係で、是非、その点の御相談があれば、そういうところも支援をしていただきたいなど。

これは下球磨、錦町から球磨村まで、五木村の方もおられるのかなというふうなお話も聞いておりますので、午前

中に、本当に検討して頑張るといような答弁がありましたので、是非支援の検討をお願いして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、要旨2といたしまして、このツムラの返礼品に、喉あめ等、ツムラですけれども、検討はできないかということでお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品とするためには、総務省が年々厳格に改正しております地場産品基準を満たす必要がございます。

そのため、基本的には、まず町内で生産されたものであること、ブレンドする場合は原材料の50%以上が町内産であることと、町内で加工されたものであること、以上のいずれかに該当する必要があるとございます。或いは、人吉球磨管内の他自治体が既に返礼品として取り扱っており、その自治体の認可が得られた場合には、自治体間の共通返礼品とすることができます。

町としましては、あらゆる特産品等を積極的に返礼品に当用しており、ミシマサイコを含む製品につきましても、地場産品基準を満たすのであれば、生産者や事業者の希望に応じて前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。基本的にはということで、町内で生産されたものであること、ブレンドする場合は材料の50%以上が町内で取れたこと、町内で加工されたもの、いずれかに該当するということとでございますけれども、このミシマサイコ、先ほども言いましたとおり、私どもが行ったときに、喉あめの試供品といたしますか、そういうのを頂いて、本当に、何か体にいいなというように思いをしたわけでございます。

その喉あめですけれども、あまりお店に販売していないというようなこともお聞きします。そういうものができないかなということで、以前の返礼品のサントリーの伊右衛門、県でも50%で厳しいということとなくなったということは聞いております。

先ほどの答弁の中にもありましたように、ツムラさんの喉あめができるならば、町としても潤うんじゃないかと思うし、何よりも栽培農家、或いは農家の方が元気、やる気が出て、農業の発展につながるんじゃないかなというふうにも思っております。

そのツムラの茨城県の工場の方に行った折に、展示中の中に世界地図、或いは日本地図があって、その中にミシマサイコの栽培地が記載してあり、海外を除けば熊本県のあさぎり町のところが主な生産地ですというような地図がありました。

先ほどの課長の説明の中に、そういうことであれば何かしらクリアできるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

そのようなことで検討をしていただいて、町に、どういうふうにかふるさと納税の返礼品にできないかなということをお思いますので、色々なことをクリアしなければならないことはたくさんあるかと思っておりますけれども、一つとして、これからの収入の一つとして地域を盛り上げることとして、或いは地域全体でやって盛り上げるのもいいかなと思っておりますし、町単独でもいいのかなと思っておりますので、今後、そういう検討をしていただければ、非常に助かるなというふうに思っております。

それでは、質問事項2のほうに入らせていただきたいと思いますというふうに思っております。質問事項2、子どもたちの可

能性を引き出す取組としてということで上げております。

要旨といたしまして、子どもたちにスケートボードの練習場の提供の考えはないかということでお尋ねをいたしましたと思います。

これは、子ども議会でも要望があったというふうに聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

スケートボード場の整備につきましては、今年1月に開催しました子ども議会において、くらんど公園内にスポーツパーク整備ということで、スケートボードに限らず、スポーツクライミングや3on3バスケットなど、オリンピック大会の新種目となった新しい競技への関心がある子どもたちからの質問、提案をいただきました。

その後の状況としましては、まだ整備計画自体はありませんが、状況等を注視した上で、今後どのような対応が可能か検討してまいります。

また、教育委員会が管理する社会体育施設や学校教育施設で、今後も多額の経費を要する施設改修が残っていることから、まずはその施設整備を着実に実施することが重要であると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。これは、私も保護者のほうからお尋ねをしまして、また地域の方から色々な要望もあり、お尋ねでございます。

今、言われるように、私も道の駅の駐車場で、夕方ですけれども見回りをしていたときに、子どもがスケートボードをやっておりました。子どもさんにお尋ねして、最初のほうは変なおじさんが来たというような顔だったのですが、ちょっとお尋ねしていったら、「スケートボード楽しいですか」と言ったら、「楽しいです」「練習場が欲しいですか」と言ったら、「練習場、是非お願いできないですか」というようなことをお聞きしまして、「町にも聞いてみるね」というようなお話をしたのですけれども、本当にそのときの顔を見ると、真剣な表情で訴えていたのを思い出すわけでございます。

町にも、色々なスポーツクラブ等があることは十分に分かっているつもりです。その中では指導者、しっかりとした指導者がおられるわけでございます。

今回のスケートボードについても、私の思いなのですけれども、指導者という面ではスケートボードを得意とする地域おこし協力隊とか、そういう隊員を募集をしたり、スケートボードをやりたいと、体験したいなら錦町というふうになれば、個人的にはいいんじゃないかなというふうにも思っておりますし、ひょっとしたらオリンピック選手が生まれるかもしれないというのもありますので、子どもたちの、色々な今あるスポーツ体験クラブも、一生懸命頑張っておられる。その中にも、そういうスケートボードをやりたいんだというような子どもがおれば、先ほども言いましたようにオリンピックの選手が生まれるかもしれませんので、先ほども言いましたスケボーをやるなら錦町、本当にあそこの設備がいいよというようなことで、よそからも来ていただいたり、転入者も増えるんじゃないかなというふうに思いますし、地域おこし協力隊が少ないというふうなお話も聞きますので、そういう面でも、隊員の確保で盛り上げていただけるようなことができないかなというふうに思っております。この件について、町長、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 教育課長が言いましたように、子どもの可能性というのは、無限大ですから、その中で町が

補佐できる部分もあろうかと思っておりますので、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に子どもたちの一つの夢ではあるかと思うんですけども、先ほども言いましたけれども、そんなすばらしい設備は要らないかなというふうに思っております。

子どもたちが安全にできるようなものを造っていただければ、先ほども言いましたようにオリンピック選手が生まれるかもしれませんので、そこのところ、御協力をよろしく願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

質問事項3といたしまして、鳥獣害対策と地域住民を守る取組についてということで、質問要旨の1といたしまして、町内全域及び球磨川流域鳥獣害対策についてをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） ただ今の質問にお答えいたします。

本年度の有害鳥獣の捕獲状況につきましては、鹿227頭、イノシシ154頭、猿につきましては5頭といった状況で、実施隊の方々に駆除していただいております。

現状では、目撃情報や出没した際の対応は、銃免許所持の実施隊の方へ連絡し、駆除や追い払い、または、わなの設置を依頼しておりますが、緊急で実施隊の方が手配できない場合、職員でロケット花火を使い、追い払いを行っている状況です。

また、町の有害鳥獣被害対策協議会では、本年、今山地区に総延長1,500メートルの電気柵の設置を行います。これまでに大型の囲いわな4基の設置、機動力のあるくくりわなの購入、進入防止用電気柵の設置に係る費用の補助を行っており、活用いただいているところで。

球磨川流域の鳥獣対策につきましては、特に地域に絞った対策を行っておりませんので、目撃情報や通報などがあれば、町内全域で行っておりますように、くくりわなや箱わなの対応を行ってまいりたいと思っておりますが、地形及び地面の状況により設置が困難な場合もございます。その設置場所に適したもので対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。鹿が227頭、イノシシが154頭、猿については5頭ということで、実施隊の方には、大変ありがたいなと思っております。

また緊急のときは職員が行っていると、本当に職員の皆さんにも、本当に御努力いただいていると、感謝を申し上げたいところでございます。

そこで、球磨川流域の鳥獣害対策に絞った対策は行っていないというようなことですが、私、今年も球磨川の左岸側の水田で稲刈りの請負を行ったわけですが、昨年は進入がなかったというふうに記憶しているんですけども、今年は4枚請け負ったのですが、全ての田んぼに集中が見られ、その中の2枚については、中央部分でイノシシによる倒状が多く見られ、これ、減収になったんじゃないかと思われるところでございます。

特に、球磨川両岸は、よい農地が広がっております。右岸の木上地区でも被害が多いとお聞きしますし、人的被害が起こらないとは限らないというふうに思っておりますので、球磨川両岸の堤防、それと左岸側の町道尾町福島線、右側の町道新立岩城線ですかね、夜間の交通量もあると思います。それと、あさぎり町の球磨川両岸の方も、球磨川に住み着いているというようなお話を、その方たちが言われるのですけれども、球磨川に住み着いているというふうなことを言われます。

先ほども言いましたように、両町道ですか、南部道路については、夜走ると鹿がぶち当たってくるとか、そういうお話も聞くわけでございます。

先ほども言いましたように、去年までは田んぼに見られなかった被害も今年は見ます。私どもが住むところは、町内全域であると思います。あぜと水稲の間を最初は遠慮してイノシシも歩くのでしょうけれども、次第に中に入ってきて、鹿も今度は入ってくるような感じで被害があるのですけれども、そういうふうに農作物への被害、またそれと同時に今度は人的被害、車にも被害があるのではないかと危惧しているわけでございます。

そこで球磨川をすみかと、先ほど言いました球磨川に住んでいるのではないかとというようなお話でしたので、すみかと考える鳥獣害、鹿、イノシシですけれども、そういう話があるときに、すみかがどこなのか、どのような行動をするのか、また活動範囲、活動する時間帯を調査、確認するお考えはないかについて改めてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

有害鳥獣にGPSを取りつけて、行動、活動範囲、活動時間帯などを調査し捕獲に役立てる仕組みについては、民間事業者で確立されているところで、非常に面白い、興味のある発案だと思っております。ネット検索をすると数社の商品が表示されるようです。

導入に当たっては、まずランニングコスト面や有害鳥獣にどうやって安全にGPSを取りつけるかなど、課題がまだあるようですので、ほかの自治体での導入、活用状況を注視しながら、有害鳥獣被害対策協議会及び実施隊の方々とも協議を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。ランニングコストの面も考えなければならないというふうな発言ですけれども、なるほどと思います。

イノシシに首輪をつけるタイプは、とても危険でありますし、すぐ壊して、外してしまうんじゃないかなというところで、インターネットで私も検索しましたところ、首輪タイプの発信機を取りつけることが困難なイノシシに取りつける、イノシシ用イヤータグ発信機というものがあるそうでございます。

価格は、約7万円で販売されているということでございますので、有害鳥獣被害対策協議会及び実施隊の方々たちとお話しいただいて、そういうところもつけていただいて、先ほど言いましたどのような動きをするのか、どこに夜は寝床とするのかとか、そういうのをしていただいて、それを広げていただいて、私が住むような山つきのほうにも、そういうデータを取っていただいて、駆除に役立てていただければ助かるかなと思っております。

私、先ほど球磨川の左岸のほうの水田に、稲刈りに行くと言いましたけれども、場所といたしましては、町長が作付されているところから、ちょっと球磨川のほうに行ったところなんですけれども、町長のところも、もうすぐイノシシの被害が出るんじゃないかなと思っておりますので、町長だけではなく、そういういろんな球磨川一帯、先ほども言いましたけれども、いい農地が広がっておりますので、被害が本当、錦町全体からなくなればいいんですけれども、あそこは、特にいい農地でございますので、イノシシによる被害が起きないように、減るように、御努力をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

それでは、続きまして、要旨2といたしまして、施工後の南部農道の法面、モルタルの吹き付け予定ということで再質問、これは令和5年3月に質問をいたしております。

写真のほうなんですけれども、これは向こう側が水無川に架かる橋のところが見えるところなんですけれども、こ

れについて、モルタルの吹き付けの予定がないかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

令和5年第1回定例会で御質問いただきました錦南部道路4期地区の大平溪谷付近の、法面モルタル吹き付けにつきましては、当時、質問議員がおっしゃられたとおり、イノシシ、鹿と思われる獣の通り道となっており、法面が崩れ、側溝が埋没していた状況でしたので、令和5年度末に土石の撤去及びフェンス未設置であった約20メートルにフェンスを設置しております。侵入路を防いだことで獣の侵入を防ぎ、法面の崩壊はほぼ収まっていると、地元の方からも報告をいただいております。防草対策にもなり、モルタル吹き付けが望ましいと思われませんが、4期地区につきましては既に町に移管されており、財源の関係もありますので、しばらくこの状況を静観させていただければと思っております。

なお、現在進行中の5期地区においては、本年度、県が事業主体となり、延長約2,780メートルに対し、両脇合わせて1,200メートルをモルタル吹き付けする予定となっております。

その工事負担金につきまして、本定例会に補正予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） この写真ですけども、今言われたように、前回の質問のときは、この排水が埋まっているような感じでしたけども、本当に、法面が崩れているというのは少ない。このときですけど2ヶ所ぐらいは崩れて、有害鳥獣が走って登ったのかなというふうに思っているわけですが、フェンスをしていただいたということで、被害も少なくなっているというふうに思っているわけですが。

先ほど、県のほうには、モルタルの吹き付けを行っていただけるということで、聞いたところによりますと、町長から強い要望があったというふうにお聞きしております。本当にありがたいなと思っております。

予算の関係もあるということですけども、次の写真をお願いしていいですか。こういうふうに草が、鳥獣害ももちろんですけども、草が生えてきます。こういう、今後全線開通した場合は、地域住民の方がやらなければならないのかなというふうにも思いますし、大変な仕事になるのではないかと思いますので、そういうものを考えたなら、そういうモルタル吹き付け等も、先を見越しての施工もお願いしたいなというふうな質問でございますので、どうか、そこのところも酌んでいただいて、夜中、イノシシ等に車がぶち当たらないような対策も必要ですし、地域の将来のことも考えて、人口が減っていく、若い人は勤め等に出ていくようなことがあれば、この管理は誰がしなければならないんだというふうなことにもなっていくのではないかなと思っておりますので、是非、本当、厳しい財政状況だということは十二分に分かっているのですけども、どうかこの管理に人手等がかからないようお願いするところですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 工事をする場合は、補助基準といいますが、これは県のほうでしていただいておりますけれども、基準等がございますから、その基準に合わせて設計しながら道路等を完成していくわけですが、ただ公道の場合については、町が管理していくということが原則でございます。

ただ場合によっては、地元住民の方もボランティア的な活動の中で、清掃といいますか草払い等をしていただく、そういうことをしていただければ本当に助かるなと思っております。

今後、先ほどから、今、質問に言われますように、造るのは簡単ですけども、維持管理が大変なことになってい

くということをおもっておりますので、私は担当のほうにも、できるだけ維持費のかからないように、そういう設計、或いは維持費のかからないような工面、そういうのをしていきたい。そして、全面的に道を作るんじゃなくて、今ある道路の部分的な改修、改善といいますか、補修といいますか、それをしていきたいというようなことは、担当のほうには話しております。

先ほど言いますように、そういうメンテナンス関係がかからないようなやり方というのを、しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当にメンテナンスが必要じゃないかなと思っております。

町長が言われますように、住民の方の協力、もちろん必要でございますし、間違っても職員がやるということがないように、今後は検討していただきたいというふうに思っております。

それと南部農道、14区ですけれども町道志戸内谷線ですか。こういうところをタッチする、進入するときの道幅、これがどうにかならないかなというふうなお話もお聞きするわけですけれども、拡幅についてのお考えはないかについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

この件につきましては、先般の町政座談会でも、14区からの質問がございました。

現在、町道志戸内谷線から南部農道へ接続するまでの延長約50メートル区間は林道区間となっており、町道区間より道路幅が狭い状況ではありますが、町道の拡幅を含めて、接続部分の拡幅計画は今のところございません。

しかし、通勤時間帯に南部農道から町道志戸内谷線へ流入する車両が増加しているとの情報もありますので、南部道路全線開通後に交通量調査等を行いながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。開通後にということで、前向きな回答で、この進入路を使われる方は、すぐすぐにどうかしてくれるというのは思っておられないと思いますので、そういう交通量を調査して、交通量が増えれば拡幅もあるんじゃないかなというふうな答弁だったかなと思っておりますので、交通量が増えたときは、よろしくお願ひしたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、質問の要旨3といたしまして、住民・子どもたちが集う場所に避雷針設置の考えはについてお尋ねいたします。

まず、子どもたちがスポーツ等で集います総合グラウンド関係についての設置についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 対応はどちらでしょうか。尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 失礼いたしました。ただ今の御質問にお答えいたします。

社会体育施設における避雷針の設置状況につきましては、国体記念球場のみ設置がなされており、学校施設についてはいずれも設置がなされておりません。

周辺の建物等、高い施設が別川にある場所については設置がなされていないのが現状でございます。

設置基準としては、高さが20メートルを超える建築物や工作物については設置義務がございますが、周辺の状況やその基準値未満のものについては、任意設置ということになります。

落雷には十分注意が必要であり、基本的には雷が鳴っている、注意報が出ている、周辺の状況が危険な状況である場合は、屋外での活動を中止し安全な建物の中に待機するなど、注意喚起と指導を行ってまいりたいと考えているところです。

御提案の避雷針の設置に関して、状況等を勘案する必要はございますが、今のところ町民グラウンドへの設置の計画はございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

道の駅のくらんど公園の物産館に避雷針の設置をとということでございますが、避雷針は建物等に設置することで避雷針に雷が落ち、避雷針から電線を通り、あらかじめ地面に埋めておく銅などの金属製の電極、いわゆるアースです。に向かって流れるという理論となっておりますが、実際には雨に濡れた建物の表面にも電気が通ってしまい、建物内の電子機器や内部設備の故障が起きやすいとされています。

このように、必ずしも安全が担保されるわけではなく、落雷しやすい金属棒を建物等に設置することで、むしろ雷を呼び寄せてしまうことになりかねないこと、また設置費用等を考慮しましても、今のところ設置の計画はないところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 総合グラウンド、道の駅等、答弁いただいたわけでございます。

総合グラウンド、子どもたちと住民が集うところでございます。雷が鳴るといったら、秋関係かなとかいうふうに私も思っていたわけですが、今年の4月3日だったかと思えます。宮崎県のほうで、高校生のサッカー大会で事故が起きているということでございます。4月という、そのときの雷かなというふうに思うわけですが、もちろん、先ほど答弁の中にもありました十分に注意をして、高校のそういう決まりでやっておられたというふうに思っておりますけれども、残念ながら18名の方が落雷の被害にあって、お一人の方、熊本県内の公立高校のお子さんだったというふうに記憶しておりますけれども、1名の方が意識不明になられたというふうに記憶しているわけでございます。

先ほど答弁にもありましたように、そういう指導はされると思います。鳴ったら退避するというような指導はあると思うんですけれども、もうやんだかなというようなタイミングであることもありますので、そういうのを避ける手段として、事故が絶対起きないような対策、そういうのの一つとして、そういう要望をしたわけでございますけれども、もちろん経費もかかりますし、難しいところもあるかと思うんですけれども、子どもたち、住民の安全第一というところを考慮して、もし予算等、そういうところがかんうようであれば、設置のほうをお願いしたいというふうに思っておりますし、先ほど道の駅の答弁にもありましたように、道の駅に、実際、雷が落ちているわけでございます。

そのときは、休日にもかかわらず、企画観光課の職員の皆さんに出させていただいて、事故の対応等をいただいたことに対しましては、感謝をいたしたいなというふうに思っているわけでございます。

あのときは、店の中にスタッフが2名おまして、すごい音だったということで聞いております。それと、皆さんも見ていただいたかと思うんですけれども瓦の、鬼瓦といいますか、それに直撃して散らばっているというような状態で、本当に、よくお客さん方に被害が広がらなかったな、もちろんスタッフにも被害がなかったというのが、一番

の喜びというか安心であったんですけども、そういうこともありますし、今度はくらんど公園のほうにも、今、町のほうも一生懸命来場者を期待しておられると思うんですけども、先ほども言いましたように、予期せぬ落雷等が発生するということがありますので、先ほども言いましたように予算関係もあるかと思うんですけども、先ほど言われたように基準があるかと思うんですけども、呼び寄せてしまうというようなこともあるということですので、そういうところも考慮していただいて、もしも予算的にも、そういう情勢が変わったようなことでもあれば、設置のほうをお願いしたいというふうにいるわけでございます。

それで、大体質問が終わったんですけども、その中に、私が返礼品の質問をさせていただこうというふうに思っているときに、球磨中央高校と市房食堂さんの共同開発のアイスクリームということで、ふるさと納税の返礼品として総務省に申請し、無事に認可されたというような記事も載っているわけでございます。

これ、中で言おうかなと思ったんですけども忘れておりましたので、最後になって言わせていただきますけれども、先ほどのミシマサイコの件もですけども、錦町にある高校生と企業の方が開発したアイスということで、本当に町民を挙げての喜びではないかなと思いますし、ふるさと納税の返礼品として、たくさん数が出ることを期待しているわけでございます。御紹介しておきます。

最後になりますけれども、今回も地域住民の方々の御意見、御要望をいただいたの一般質問でございました。お忙しい中調査をいただき、また丁寧な答弁をいただいたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時25分から開議します。

午後2時14分休憩

午後2時25分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

9番、池田秀晴議員の一般質問を許可します。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 町民の皆様、こんにちは。毎日のお仕事、御苦労さまです。ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和6年第4回定例会一般質問を行いたいと思います。

さて今年も残り少なくなってきましたが、今年を振り返ってみていかがでしたでしょうか。これから寒い時期に向かってまいりますので、町民の皆様におかれましても、くれぐれも健康に留意されながらお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

では、これから質問席より質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 今回、私は質問事項1として、中村第二踏切事故発生後の対策について。

質問の要旨1、踏切の拡幅計画の考えはないか。

先日11月10日午後6時半頃、列車と普通自動車の衝突事故が発生しました。今から30年以上も前にも地元の親子の事故が発生し、お母さんが亡くなられた悲しい事故でした。その時は、まだ国鉄の管轄ではなかったでしょうか。あれ以来、大小にかかわらず事故が発生しているのも事実です。

そこで、踏切の拡幅をお願いできないかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

質問議員が言われますように、去る11月10日夕刻、木上平良地区の中村第二踏切において、列車と普通貨物車の衝突事故が発生し、幸いにも人的被害はなく安堵しているところですが、過去何度も事故が発生していることを考慮しますと、このような事故が発生しない対策は必要であると認識しております。

本踏切は、一種全自動踏切ではありますが、道路幅より幅員が狭い構造となっており、現在二輪自動車、農耕用車両、軽自動車以外の自動車が通行禁止となるB規制となっている踏切道となります。

本踏切の拡幅については、地元からの要望書も上がっており、必要性は十分に感じているところではありますが、町道の道路改良工事など継続事業ほか、後に控えている事業が残っておりますので、まずはそちらを優先し、活用できる補助事業についても調査しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 先日の事故を起こされました当事者の方の話の中で、看板も見えづらい。夜になると一段と見えない。

それと、私は全線、肥後西村駅から木上駅まで走ってみましたけど、中村第二踏切だけ縁石が一番低いんです、10センチ。それで、車が入ってくる可能性が高くなっていると思うんです。ほかのところは30、40センチあって、恐らく入りづらいということで、あそこの嵩上げを、もし可能であればということで、くま川鉄道に行きました。そしたら、踏切内ですので、それは可能でしょうという部長の話でした。

そういうことを考えて、地元の方々も農耕車両専用となっておりますが、通行される方がほとんどです。これは、本当にびっくりするくらい通ります。これでは、いつまた大きな事故が発生するか分かりません。人命が大事であるなら、どうぞお願いしたいのです。予算的にも大変なことも分かっておりますので、よろしく申し上げます。

それと、あその後、11月の23日午前9時頃、今度はお年寄りの方が、あそこに乗り入れられて、くま川鉄道の職員の方が対応されてました。それは何でかと言いますと、午前8時半から午後の2時ぐらいまでは、汽車が走らないんです。恐らく多良木高校がなくなった関係で、免田までしか走りません。その間が、ちょうどその時間帯だったものですから、くま川鉄道の職員の方が、来られて対応してくれたと思うんです。

そういう形で、いつ何どきそういう事故が発生するか分かりません。もしも死亡事故が発生したときに、都会で恐らく裁判を起こされるんじゃないかなということも考えます。そうなったときに、どうあるべきかということも考えていただきたいなと思っております。

この踏切の縁石も、今、農耕車両専用となっております。あそこの縁石も倒れているんです。恐らくトラクター関係で通って、縁石を倒して通りやすくなっているんじゃないかなと。この農耕車両専用のとこだけが、そういうふうな形になっているんです。ほかのところは書いてありません。そこを考慮していただいて、早急な対策をお願いしたいと思います。

質問の要旨の2で、もし拡幅が無理なときは閉鎖することができないかということも考えました。

私、課長のところに行きまして、看板を、「この先、踏切事故発生 危険 通るな」という看板をお願いに行きましたら、我々町民の方からはできないということで話をされまして、もしできたら分館でそういう処置を取って、事故を防ぐような形を取ってみたいと考えたんですけども、それもできないということで、今、A4の紙で書いてあるんですけど、車で通られる方は、そこまで気づかないと思うんです。そういうところも考えていただければなと思

ております。いかがですか、課長。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

質問議員、言われますように、縁石の高さの嵩上げについては、要望等があれば可能な旨、くま川鉄道より伺っております。ただ、この嵩上げについても、普段、御利用される農家の方々の意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

当面の対策として、現在設置してある通行止めの標識、こちらのほうが色あせて見えませんので、こちらについては新調したいというところで、公安委員会のほうに要望したいと思っております。

また踏切手前の交差点箇所、一般車両進入禁止などの注意喚起看板の設置、そういったことをしまして対策を図っていきなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 地元の方は、恐らくそういう話をされると、もういいでしょうと、嵩上げしてもらってもいいんじゃないかなということにはなると思うんです。

今、低いものですから。地元の方が通れるということは、よそから来られた方が知らないで入ってくるという危険性もありますので、嵩上げをして、地元の区長、また役員さんと話をされて、総会のときにでもこういうふうな対応を取りたいということであれば、恐らく納得されるんじゃないかなと思いますので、そのところを早急にお願いたしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

地元の方、或いは農家の方で使われる方も含めまして、協議したいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 現在、中村第一踏切のところが拡幅の工事されているものですから、そちらのほうに通りにくいという形で、地元の方は考えていらっしゃるかもしれませんが、あそこが来年の2月いっぱいぐらいで、恐らく3月いっぱいですか、開通したら、恐らく減ってくると思うんです。

そういうところを狙って、事前に役員さんと話をしていただければ、できれば、もし閉鎖するのであれば、子どもが今、あそこを通学路にしておりますので、小学生の子どもが通れるぐらいの範囲でやっていただいて、最終的には拡幅ということも考えてみてもらえると、地元の方は心よく引き受けてくれるかなと思いますので、よろしくお願します。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地元の方と協議したいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 最後に、あと20分ありますけども、検討するということになりましたので、私が質問するのも先に進まなくなってきましたので、最後に町長に、本当に人命が大事であれば、そういうところも何か考えていただいて、やっぱり人口減少の時代に入ってきましたので、一人でも守っていただくような対策を町長にお願

いして質問を終わりたいと思いますけど、町長の見解を一言だけお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今のを担当に聞きますと、農道でもない、町道でもない、里道と言いますか、そのような感じでございます。

質問議員おっしゃいますように、しっかりと地元と、それから行政と協議しながら、そして進めていこうと。一番大事なのは命でございますので、そこはしっかりと守っていく、そして地元の方も遠回りになるでしょうけれども、もう危ないところは通らないと、そのくらいの気持ちであってほしいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） どうもありがとうございます。本当に地元の方が、そののところがしっかり考えていただいてやってもらわないと、どれだけ我々が対策を講じても、無理な時点があると思っておりますので、来年の総会の折にも、私のほうからでもそういう要望はしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本日はどうも、時間が余りましたけれども、ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで、岡田議員にお伺いします。開始の時間が予定より早くなりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩します。休憩後は午後2時50分から開議します。

午後2時36分休憩

午後2時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

8番、岡田武志議員の一般質問を許可します。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） こんにちは、8番議員の岡田武志です。ただ今、議長のお許しが出ましたので、これより令和6年12月定例会の一般質問を行いたいと思います。

一般質問を始める前に一言、御挨拶を申し上げます。今年は1月1日に能登半島地震が起こり大きな被害が出ました。その後、9月21日の豪雨災害で再び大きな打撃を受けることとなり、被災された方々のことを思うと心が痛みます。一日でも早い復興・復旧が待たれています。

また、世界に目を向ければ、2022年2月24日、ロシアがウクライナに侵攻し、始まった戦争は、いまだに終わりが見えず多くの人の命が失われています。イスラエルとパレスチナの問題も解決することが難しいのが現状です。これからの将来、何が起きても不思議ではないのが今の世の中なのではないでしょうか。

また、パリオリンピックでの日本人選手の活躍する姿、野球の大谷選手の50—50達成の偉業は、私たちに勇気と感動を与えてくれました。

私自身は農業に従事していますが、4月の遅霜、10月の長雨、最近まで続いた高温状態などがあり、全般的に農作物は不作であったと思います。農業は天候に大きく左右されるため、また、為替変動による経費拡大など、不安定な面が多い産業と言えます。農業が減れば国も減びます。今、農家の収入保険制度というものがあります。その制度に対する理解、問題点を考えることが重要と考えます。

近年、農作業に対して、道路が汚れている、音がうるさい、悪臭がするなどの苦情が多く寄せられています。そのような問題が起きないように最善を尽くすことは当たり前のことですが、ときにはそういうことも起こり得ると思います。素早い対応が必要だと思えますが、住民の皆様の温かい目で見いただければありがたいと感じております。

それでは、これより、質問席より質問を行ってまいります。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。質問事項1、西地区グラウンドゴルフ場のトイレの現状について。

質問の要旨①西地区の区長から連名で要望書が出されている。町としての対応はということで、ここにその要望書がありますので、少し読み上げてみたいと思います。

錦町長、森本完一様。令和6年7月24日。代表者、第2区、引地区長、第4区、平野区長、第5区、中村区長、第6区、那須区長、第7区、鈴木区長、第8区、深水区長の連名で「グラウンドゴルフ場へトイレの設置に関する要望」というのが町に出されております。

従来、西地区（第2区・第4区・第5区・第6区・第7区・第8区）は、大王原公園にてグラウンドゴルフを行い、トイレは、近くの西コミセン敷地内を使用していましたが、「令和2年7月豪雨」豪雨災害を受けて、球磨村の被災者向けに「大王原公園仮設団地」を建設されたことで、それ以来、三和エレクトロニクス株式会社南側の空き地を代替地として町から準備していただき、グラウンドゴルフを楽しんでいます。

代替地にはトイレが近くになく（西コミセンまでは距離がある）、現在、仮設トイレを設置し使用していますが、高齢者にとって利用しにくいことが多いため、トイレに行くことを懸念して飲水を控え、脱水が生じやすくなります。また、段差があり、転倒のリスクが高いなど、使いづらいため敷地内にトイレの設置を要望いたします。

というふうに、要望書が上がっております。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 西地区のグラウンドゴルフ場のトイレの設置の要望につきましては、ただ今、御紹介いただきましたように、今年7月に西地区6つの区の区長さん方から連名で要望書を頂いているところです。

現在までに隣接する民間企業のトイレの共同利用の協議や新設する際の見積徴収、財源また維持管理の方法等を検討してまいりましたが、方針が定まらなかったため、要望書に対する回答はまだできていない状態です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 公共トイレの必要性というのは、もう近年、非常に重要性が増しておるのではないかとこのように思っております。

提出書の中で、この写真は、今の西地区のグラウンドゴルフ場の全景の写真になります。

もう一枚お願いします。これは角度を変えたところですが、この白いハウスは休憩場といいますか、ここで雨風をしのいで、夏場の暑い時期、冬場の寒い時期、右側のは、薪を集めて暖を取ると。こういった形でグラウンドゴルフを楽しんでおられます。

次の写真をお願いします。これが、現在使用されているトイレの全景なんですけど、よく一般であるレンタルのトイレといいますか、仮設用のトイレであります。見れば分かるように、養生といいますか、強風で倒れないように。それで、皆さんで掃除をしながら使用しているわけなんですけれども。

実際、このグラウンドゴルフ場は、使用する人数が非常に、さっきも言ったように、分館も多く、たくさんの方が使用されているんですね。掃除も自分たちでやっておられますが、このトイレでは、とてもではないんですが対応

できていないというのが現状で。先ほど要望書の中にもあったように、「トイレに入るのが大変で、グラウンドゴルフに行きたいんだけど行けない」とかそういった形で、グラウンドゴルフに参加するのを諦めておられる方もいるというふうに聞いております。

もともと、この西地区の大王原公園が、令和2年の水害によって球磨村の方が越して来られました。あそこは県が整備した被災者住宅であって、錦町は土地を貸すという形で、錦町の中にある球磨村の方の被災者住宅という形でありました。もともと、あそこは広い敷地があったので、例えば、「このコート4分館、このコートは5分館」というふうに割り当てることもできていたんですけども、今現在は、日割といえますか、そういった形で回して使っているというのが現状なんです。

当初は、その応急仮設住宅でしたので、結局、最終的には球磨村の方は帰られる。そして、その後の利用は、その都度、考えていこうということで、今やっと、まとまった案としては、西側の棟を解体し、駐車場として整備して、あと残りの分をいろんな改装を加えながら町有住宅として、今、工事の最中でありまして。ですから、あの大王原公園は元の形に戻るといったことは無いということです。

そうすると、今残った隣の北側の公園部分も、今、子どもたちや家族連れで、普段使っておられます。ですから、実際、グラウンドゴルフを今の三和エレクトロニクスところでやっている時間帯と、公園に訪れている他の町民の皆様が、実際、時間帯にはダブっておりますので、なかなか共同で使うということが難しいのが現状であります。

当初は、その大王原公園、今の西コミセン横を使ってはどうかという話もありましたが、現状では、もうやはり、今のグラウンドゴルフ場が最善のところではないかなと思っております。これは、私の今の意見ですけれども。

もう一枚、写真がありますかね。この写真は、西地区の西村大王神社前の公共トイレですね。これは近年、町に整備していただいて立派なトイレが完成しました。

毎年11月に西村大王神社のお祭りがあるんですけども、ここもトイレの問題があって、時期的に寒い時期でしたので、大変、皆さんトイレに行くのも我慢といえますか、大変な苦勞をなさっておりました。このトイレが完成したことによって、安心して安全で、祭りもできておりますので、本当に、地域住民の方から大変ありがたいという感謝が寄せられております。今年は11月18日がその祭りだったんですけども、例年になく暑かったので、あまり寒いというふうにならなかったんですけども、でも、このトイレがあることによって、参拝される方も安心して行事に参加することができ、不安を感じないといった、本当に、公共のトイレの重要性っていうのが、改めて、必要だなというふう感じたものです。

前の映像に戻してください。

その中で、質問要旨の②として、もともと、大王原公園で行っていたグラウンドゴルフだが、周辺環境が大きく変化した。高齢者支援・応援の立場からも早急な対応をというふうに、お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今後も引き続き、設置する方向で財源を見つけ出して、令和7年度当初予算計上に向けて対応していきたいと考えております。

なお、維持管理につきましては、地元をお願いしたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ここは、確かに近くに下水道も通っており、今、三和建設の前のほうから、町道の道

路改良工事もあと少しというところに来ております。将来的には、その先にある黒辺田野橋も今、架け替え工事に入りました。そういった形で、周辺に今、住宅、アパートも建設中で、非常に人口的にも密集していく、どんどん家が建っている地域であります。

そういった意味で、この道端に公共トイレを設置するという事は、小中学生の通学路でも当然ありますけれども、散歩とかジョギングとか色々される方も、やはり一番の問題は、途中で、例えばトイレに行きたくなったときに、どこでできるか、そういったのが一番不安になって、できない、行けないという人も、中におられるのではないかなと思っています。こういったトイレ整備っていうのは、非常に大事だなというふうに感じております。

質問要旨の1番のこのことについて、町長のお考えをお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 令和2年7月の豪雨によりまして、球磨村の方をあの場所に避難して生活をしていただいているというのが現状です。

今、球磨村の方もそれぞれ元の場所に帰られるということと、それから、今、80戸だったかな。仮設住宅としております建家の中から、60戸を錦町が引き取って、そして、補正を出しておりますけれども、部分的に工事、玄関先とか室内の工事、それをしながら、60戸ほどをまた、いろんな方に貸し出すということで計画をしております。

今、貸し出す方法についても、予約といいますか、そこも結構入っているようでございますので。しっかりと、場所を整備をしていこうと思っております。

その場所として、今、質問議員おっしゃいました、グラウンドゴルフをあそこでしていただいた、その方々が、今、三和エレクトロニクス今の場所のほうに来ていただいて、そこでプレーを楽しんでいただくということで。

今回、トイレの建設ということで要望があっているところでございます。しっかりとその対応をしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ありがとうございます。今、町長が「しっかりと対応を取る」というふうにお答えを頂きました。

本当に今、財政も大変な、この時期の中で、優先順位をつけながら、「これは必要だ」と、「これはちょっと我慢してもらわなければならない」といった、そういった形で町長も色々とかじ取りが大変だと思いますが、そういった中で、この要望に対する対応ができたということは、非常にありがたく思っています。ありがとうございます。

それでは続きまして、質問事項の2、鳥獣害対策の現状とこれからの取組について。

質問の要旨①今、全国で鳥獣害が問題となっている。町としての対応はということで質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 質問の要旨①今、全国で鳥獣害が問題となっている。町としての対応と課題はという質問に対して、お答えいたします。

先ほどの5番議員の質問に対する回答と重複いたしますので、実績及び対応状況などにつきましては割愛させていただきます。課題を含めたこれからの取組についてお答えさせていただきます。

現在、猟期内のイノシシの捕獲分については補助対象外としているため、猟期内の捕獲意欲の低下につながり、伴って、捕獲数の減少、その結果、生息数の増加という悪循環を招きかねないことから、来年度から猟期内の捕獲分についても補助対象として取り扱う方向で進めてまいります。

実施隊の現状として、銃の免許保有者が25名、平均年齢が63歳です。わなの免許保有者が36名で、平均年齢はこちらも63歳となっております。

自らの仕事の傍らで活動を頂いていることから、出勤に限界があることや、近い将来、実施隊の高齢化に伴い、猟銃を扱える人材の減少が予測されますので、今後の実施体の確保、育成のために、これまでの免許取得者への講習会受講料の補助やセミナーの開催は継続的に行いながら、免許更新に係る費用に対する補助を行う方向で進めてまいります。

また、農家以外の方々にも身近な問題であることを認識してもらい、わな免許取得者が増えるよう、広報活動にも積極的に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、課長の答弁から、前までよりも、かなり踏み込んだ内容だと思います。来年度から、狩猟期間の間ではあっても、鹿やイノシシに対しての駆除対象の補助金は支払っていくということ。それと、免許更新に関わる補助も行っていく。

それから、はっきり言って、今、数字的な問題でいいますと、銃の免許を持っている方が25名であって、わなの免許を持っている方が三十何名だったかな。（発言する者あり）なんですよ。

当然、この中でも63歳ぐらいですので、私よりも平均年齢が高いということなんですけど。やはり、毎年新たに新しい人たちを取り入れていかないと、結局、継承ができていかないと思うんですよ。

だから、今、全国で鳥獣害が、非常にテレビやいろんなところで問題になっていますね。北海道では熊が出て、その駆除する駆除隊のハンターと警察が、色々もめているわけですけどね。

それと、例えば、前も一回、例に挙げたように、千葉県では鹿の仲間のキョンが生息していると。福岡、熊本もアナグマが非常に増えていると。このキョンとアナグマは外来生物ですので外来種。日本以外から来た種ですので、これは完全に駆逐するということができるそうです。ゼロになるまで駆逐するのが目標で、ただ、とてもそれが追いついていなくて、どんどん増えているというのは現状ですね。

そのほかに、この錦町でも先ほど言った猿や、イノシシ、鹿、アナグマ、ヒヨカラスとか色々な被災が出ています。

今、問題になっているのは、熊本ではまだ起きていませんが、野犬の問題もあります。コロナ禍の中で、皆さんが家の中に閉じこもっていた関係で外出をしなくなって、犬を飼う人が増えたそうです。それで、今度はコロナ禍が収まって、今度はその犬を持て余して、結局その犬を捨ててしまうわけです。その犬が野生化して、自然繁殖をしている。要は野生化した犬ですよ。俗に言う野犬ということになって。我々がこの間、研修で行った茨城県ではニュースで、養豚農家に野犬が来て、子豚を襲って食べる。岡山県とか山口県では、小学生や高齢者に対して野犬が襲いかかったり、そういう事例が今、増えているということで、これは決して他人事ではないということです。

熊はいませんが、いないという話になっていますが、調べてみると昔はいたそうです。ただ、今は絶滅したということになっておりますが、目撃情報はああるということで、分かりませんが。九州は自然林が少ないそうです。人工林が多いということですね。杉やヒノキが多いものですから、熊の餌となるドングリとかあいうものが少なくて、熊がなかなか生息できない。そういった事情があって、九州では減っていったんだろうということです。

先ほど言った、私もアナグマとかイノシシ、鹿には大変悩まされております。今年WC S、上大鶴地区に作っている五反ゼマチがあったんですが、そこに、一晩で鹿が数十頭が入って、一晩で3分の1、半分ぐらいが倒れてしまいました。そういった形で非常に問題も起きていますし、畜産農家にも迷惑をかける。そういった形で、非常に苦

労をしているわけです。

そういったものを駆除するためには、当然、わななり銃なりが必要なわけですがけれども、先ほど言われたように、人数的にも、かなり高齢化していることもありますので、今の時代ですから、農業をしない人ですね、例えば猟に関心がある方、あとは、ジビエとか肉の加工であったり、料理であったり、皮や角の加工であったり、そういう用途に興味がある方、あとは地域の環境や生態系に興味を持っている方、食育に興味を持っている方、いろんな人がいると思うんですね。そういう人とのネットワークというか、「あなたに、イノシシを捕ってください、鹿を捕ってください」じゃなくて、こういう鹿が捕れましたよとか、イノシシが捕れましたよっていうような、いろんな情報交換をしながら、そういったものができるようにネットワークがつくられればなど。そうしたことが農業者や生産者以外の方たちに、いろんな情報提供を行い、みんなでこの地域を考えるというようなことにつながるのではないかと私は思っています。

命は大事なことです。それを教えるのは、やっぱり子どもたちにも教えていかなければならないし、命は1つしかないんだからっていうことで。食育やそういう教育にも非常に関与しているというか寄与するものではないかなと思いますので、なかなか大変ですけども、頑張ってくださいと思っています。

それでは、質問要旨の②として、高齢化などにより農家数が減少している。耕作放棄地が増加するのではと危惧している。町としての考えはということで質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 質問の要旨の②にお答えいたします。

農林業センサスによりますと、平成12年と令和2年の20年間で総農家数、基幹的農業従事者数共に3割減少しています。年齢構成も、65歳以上が41.4%から65.7%へと、ピラミッド型に推移をしております。併せて、新規就農者もコロナ期は一時増えたものの、令和3年度以降減少している状況です。

高齢化に加えまして、現在の円安や紛争等の世界情勢や気候変動が続く場合、依然として高い水準にある農業資材等の経費が経営を圧迫し、離農される農家が増加し、担い手だけでは引き受けられない、耕作されない農地も増加する懸念がありますが、当町だけでなく全国的に抱えている問題になります。

農地を守るという観点では、農地パトロールや、農地中間管理機構において機構が借り受け、認定農業者等の担い手に貸付けを行い、荒廃農地発生の予防を行っている状況です。

水利や農道等の維持管理を地域で支えていくための制度として、多面的機能支払いや中山間地域等直接支払事業などの日本型直接支払事業に町としても取り組んでおりますが、これらを今後もしっかり継続していく必要があると思います。

併せて、今年25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法では、柱の1つ目として、「農業の持続的な発展」となっており、これは多様な農業者による農地の確保、スマート技術を活用した生産性の向上、農業資材の価格変動への影響緩和、コスト高騰の中での価格転嫁が規定されております。

2つ目に、「農村の振興」が掲げられております。これは、農地の保全に資する共同活動の推進や、鳥獣害対策等が規定されておりますが、今後、新たな施策が展開されることになると考えられますので、国の動向を注視しておかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 大変、この農業を取り巻く情勢は厳しいものがあり、これは決して農業だけに限った

ことではありませんけれども、やはり、人材不足といいますか人手不足、これが非常に大きな問題となっております。

農家の規模拡大というのは、集団化、大型機械を導入するスマート農業、いろんなことを駆使すれば、ある程度の大規模経営は実現できると思いますが、残念ながら、大規模経営をするということは、条件の悪い小規模な農地、(コゼマチ)であったり、道が狭い、水が少ない、そういった農地は切り捨てるわけです。そうしないと経営が向上しないというか。ですから、大規模農家は、結局、そういうふうに動いていくわけです。

そうすると、今、残っているほかの小さな農地ですね。機械が大きいので、一反程度にも満たないと。そうすると、そこは非常に耕作がしにくいわけですね。

今からは、じゃあ、それもお願いします。それもお願いしますといっても、今までは何とか担い手の方もある程度いたのでできたけれども、今、担い手の方も高齢化しております。いくら技術が進んでも、それを使いこなす人がいなくなってしまうとなかなか難しいところがあるので、やっぱりこれからは小規模農業っていうんですかね、例えば、家庭菜園でもいいんですよ。家庭菜園の延長が、ちょっと欲出して、一反作ってみよう、2反作ってみようと、そういうことにもなりますので、そうすると、やはり問題があるのは、先ほど言ったような鳥獣害対策が非常に大きなネックとなってくるわけです。一晩で小規模な面積はやられてしまいますので、何ヶ月もかけて一生懸命作った農作物が一晩で駄目になるっていうことは、非常にショックで、もう作るのを諦めると。そういう話をよく聞くんですよ。

ですから、そういったことのノウハウっていうのは、例えば新しく農業を始めてみようとか、自分は退職したけど、今度は農業をやってみようかなとか、猟をやってみようかなってそういう人たちに、ノウハウっていうか指導者、アドバイザー的なそういうことができる人、先生というかそういう人たちがいれば、かなり継承とか技術を教えるのもできるのではないかって。そういうリーダー的な人たちの育成も必要ではないかなというふうに考えております。

だから、農業も二極化が進んでいくと思いますので、大きいところは、もう大きくなるばかりです。途中から小さくなることはあんまりないので。あとは残った土地、残った農地をいかに無駄なく作っていくっていうか、そこが難しいところだなと考えておりますが、そこをみんなで知恵を出し合いながらいくしかないと思いますので。

課長も、新しく今度、農林振興課に入られましたけれども、大変でしょうが頑張ってください。私たちも知恵を出して頑張りますので、一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは、質問事項の3番、公共交通機関の現状と取組について、質問の要旨①現在、町から出している補助額はということで質問します。

○議長(荒川 孝一君) 有瀬総務課長。

○総務課長(有瀬 耕二君) ただ今の質問にお答えいたします。

令和5年度決算で説明いたします。バス運行対策として3,037万3,000円、乗合タクシーの運行対策として353万円、くま川鉄道の経常損失、施設整備、災害復旧に対する補助として9,413万6,000円となっております。

以上です。

○議長(荒川 孝一君) 8番、岡田議員。

○議員(8番 岡田 武志君) 今の説明の中で、バス運行対策として3,373万円、乗合タクシーに対して353万円、くま川鉄道の経常損失、施設整備、災害復旧に対する補助として9,413万6,000円ってなっているということですが。

以前、くま川鉄道が完全な状態であったときに、錦町が、くま川鉄道に大体、年間1,200万円ぐらい出してい

たと思うんですね。この金額、今の9,400万円というのは、これはそのプラス何が増えた数字なのかをよろしくお願いします。説明を。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先ほどの9,413万6,000円の内訳としまして、まず経常損失分が627万2,000円、施設整備分が860万7,000円、くま川鉄道再生協議会負担金が311万9,000円、残りが災害復旧費となっております。約7,000万円程度ですね。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ニュースでもありましたように肥薩線も今、復旧に向けて動いておりますが、結局、くま川鉄道は人吉駅まで乗り入れをしますのです、肥薩線との利便性というか、当然、共同体といいますかそういう面も大きいわけです。

ただ、実際、今、子どもさんが非常に減ってきている世の中で、この、くま川鉄道を残さなければならないというのは、結局、高校生の通学の足を確保するというのが一番大きな問題だったんだろうというふうに思っています。

しかしながら、年々、子どもさんが減ってきておりますし、その中で、今、郡外に出られる子どもさんもかなり多くおられるわけですから、もう今は、本当に、日本中で子どもの取り合いが起きています。

そういった現状であって、当然そのことを考えますと、これから、くま川鉄道が全線復旧した場合に、利用客の増が望めるのかという、その点は課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、バスやタクシーにつきましては、地域住民の生活の足として必要な路線の維持、確保のために、国からの手厚い財政措置があるところですが、鉄道に関しましてはそういった手厚い財政措置もないところです。

日常利用の促進などの取組も必要かと考えますけれども、人吉球磨の地理的な要因を考えますと、車社会の中、集客を伸ばすことは非常に困難なことだと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の「手厚い財政措置」とありましたが、具体的にどの程度の措置が講じられているのか、お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） まず、先ほど申し上げました、バスの運行対策の3,037万3,000円、乗合タクシーの353万円に対しては、8割が特別交付税措置となっております。鉄道に関しましても、完全にはないことはないんですけども、ごく僅かなものとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） それでは、質問要旨の②に移っていきたいと思います。質問要旨の②バス、鉄道会社が集客に努力するのは当たり前だが、町としての利活用案はどのように考えているのかということで質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、日常的な利用というのはなかなか、日常的な利用で集客を伸ばすことは非常に困難なことだと考えております。ですので、人吉球磨が一体となって、観光需要の拡大や駅周辺の活性化等に取り組んでいくことが必要かと考えております。

また、毎年、市町民の皆様除草作業をボランティアで行っていただいておりますけれども、このようなマイルール意識を醸成していくことも必要かと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 確かに、「じゃあ、くま川鉄道を利用しましょう」と言われたときに、「どうしよう」っていうのが正直なところなんですけれども。

今年、私、議員全員で視察研修に行っていました。それは、茨城県のひたちなか海浜鉄道というところで、やはり、くま川鉄道と一緒に、第三セクターで運営されておりましたが。違う面は、鉄道の路線自体が市街地といえますか、各駅周辺に人口がある程度、集中したところであったので、鉄道の利便性が非常に高いということで、我が錦町を見てみますと、肥後西村駅、一武駅、木上駅を見てみれば分かるように、駅周辺にはなかなか人が、ゼロではないけれども多くは住んでいません。ですから、利用が難しいかなというふうに思った次第であります。

また、その、ひたちなか海浜鉄道というのは、ひたちなか市の第三セクターなんですけれども、結局、市町村が、1つのまちと1つのまちが合併して1つになっていますので、球磨人吉のように10市町村で運営するというのではないので、進める上でも、やりやすいのかなと。我々は錦町の言い分、例えば、あさぎり町の言い分とか多良木町の言い分があっても、それを集約していくのは、ちょっとなかなか難しいところもあるのかなというふうに感じております。

そういった中で、この、くま川鉄道のこれからの運営っていうのは非常に厳しいものがある。でも、結局、皆さんで残そうと決めたわけですから。完全復旧しても当然、毎年補助金は出し続けることになるわけです。

それで、私が思ったのは、ひたちなか海浜鉄道の印象としては、地域住民の応援団がすごいということで、地域住民が一生懸命盛り上げてくれているわけですね。

ただ、今回、錦町でも除草作業がありましたから、実際、あの日は錦中学校の錦学祭と同じ日でしたので、いろんな行事が重なって、実際的な人数はかなり少なかったのではないかなというふうに、実際は除草作業に行きたかったけれども行けなかった。そういうことはありますので、そういったイベント、イベントというのはちょっと変な感じですが、せつかく除草作業をするのであれば、何らかの皆さんが参加しやすいような対策を講じる必要があるのかな。やっぱり、せんばいかんと、どうにかしてやろうっていうような、その気持ちっていうか、そういうのが非常に大事じゃないかなというふうに思った次第であります。

私なりに考えたのが、例えば、今、コロナ禍の中で学校行事なんかも、遠足なんかも今、どうなっているのかよく分からないんですね。自分たちもコロナ禍の中では学校に行くことがなかったので、その3年、4年ぐらいの間の中で、学校の行事がどういうふうに変ったのかちょっとよく分からないんですけども。大体、昔は遠足というのがあったり、いろんな行事があったんですけども、それが今、やっと元のおりに戻りつつあるのかなというふうにするんですが。

昔は、西小学校のときでしたら、くらんど公園まで遠足に来たことがあるんですね。でも、それがやっぱり遠いから、くらんど公園は遠いから、もうそういうところに行かなくていいということで、今、西小学校は大王原公園に、ずーっと遠足に行っていた経緯があるんですよ。でも、大王原公園も、今はああした事情で、西小学生が全員が今の

あの公園に行くっていうと、ちょっと狭いかなっていう事情があって、今は一体、どういう形で遠足が行われているのかどうか私は分かりませんが、例えば、西小学校の学年でもいいですし、全体でもいいんですけども、肥後西村駅まで歩いて行って、おかどめ幸福駅まで乗って、おかどめ幸福駅であそこの公園で遠足をするとか。例えば、多良木町、あさぎり町のほうから錦町に来てもらって、一武駅で降りてもらって、くらんど公園に遠足に来てもらうとか。そういった遠足といたしますか、いろんな社会科見学でもいいんですけども、鉄道を利用しましょうよというか、そういったことも必要かなっていうふうに考えております。

それに、例えばですが、老人会という言葉はなかなかどうかよく分かりませんが、シニアクラブといたしますか。例えば、肥後西村駅から、くま川鉄道を利用して湯前駅まで乗って行って、湯前駅で、できれば湯前駅にはバスがありますので、そこからちょっと送迎してもらって、グリーンパレスでグラウンドゴルフ大会をするとか。あそこはグラウンドゴルフ場が整備されております。温泉もありますので、そういったイベントを町ぐるみで、必ずしも錦町の中でやる、錦町だけがやるというのじゃなくて、錦町のないものを、湯前町は持っている。ほかの町村にないものが錦町にはあるというわけですから、そういった意味での広域連携というのはあっていいんじゃないかというふうに思うんですね。それで、球磨郡の中にはこういう施設がある、錦町はこういう町ですよ。そういったことでも社会勉強にもなるんじゃないかというふうに私は思っております。

せっかく、くま川鉄道にお金を出すわけですから、人が乗らないからお金を出すんじゃないかって、人が乗るために出したほうがいいんじゃないかなと。そのほうが、やはり、人の動きっていうものをつくっていくことが大事じゃないかなっていうふうに思いますので、色々、各町村、考え方があるかと思いますが、そういった協調性といいますかそういうものを持って、どうかしよう、何とかしようっていうことであるのが、子どもたちに対する教育であったり、我々が、大人がやるべき動きではないかなというふうに考えております。これは私の個人的な考えですけども、何かと応援をよろしくお願ひしたいと思います。

すみませんが、時間がちょっと余ってしまいましたが、私の一般質問はこれで終わりたいと。ただ、今日の一般質問の中で、色々、鳥獣害対策、トイレに関しても、非常に前向きな建設的な意見が頂けたことは本当にありがたいと思ひ、感謝しております。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田武志議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 梶原議員にお聞きします。開始予定時間が早くなりますが、よろしいでしょうか。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい。

○議長（荒川 孝一君） では、ここで休憩します。休憩後は午後3時45分から開議いたします。

午後3時36分休憩

午後3時45分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、こんにちは。3番議員の梶原誠二です。ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和6年第4回錦町議会定例会一般質問を行います。

また、本日は傍聴席において、最後まで傍聴ありがとうございます。また、執行部におかれましては、非常にお疲

れのことと思いますけれども、最後まで前向きな答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

今回、人事評価に関する質問をさせていただくのは、今年度の議会全員協議会で職員の事務処理等に対する報告が2回ほどありました。その内容から職員の職務に対する基本的な姿勢が不足していると感じました。日頃の業務の中での指導教育の必要性があることをまたそのときに感じました。その対応として人材育成に力点を置いた人事評価等への提言を含めた質問となります。

地方公務員においては、人事評価は平成28年4月に施行された改正地方公務員法により実施が義務づけられています。人事評価は、職員の職務遂行能力と業績について評価し、結果を賞与、給与及び人事異動などに反映するために実施されています。

本町においても、錦町職員の人事評価実施規程が平成28年10月1日に施行され、平成29年度から実施されています。その人事評価実施規程の第1条、後段には「職員の執務について勤務成績を的確に把握し、公正な評価を行い、もってこれを職員の能力開発及び人材育成に活用し、適正な人事管理を図る。」と定めてあります。その規程による評価ツールをより効果的に運用されることを期待して、質問をさせていただきます。

質問内容は、質問事項、人事評価による人材育成について。

質問要旨1、現行人事評価の内容は、評価期間、評価項目、評価者、評価方法、評価結果の反映方法をまずお尋ねし、あとは質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 現行の人事評価の内容についてお答えいたします。

まず、評価期間につきましては、職員に求められる行動が安定的に取られているかを評価し、人事評価の結果を1月の昇給や4月の人事異動の際の係長、課長への昇格人事へも活用できるよう、国と同じ10月から9月までの期間で実施しております。

次に、評価項目につきましては、職員によって異なりますが、一般職を例に説明しますと、倫理・知識・技術・コミュニケーション・業務遂行等の個人の能力に関する項目の能力評価と、組織としての業務目標への取組などを評価する業績評価となります。

次に、評価方法・評価者についてですが、評価方法につきましては、まず個人が評価書を、評価書の様式は総務省が示した様式がモデルとなっておりますが、この評価書に目標への取組結果や普段の行動について自己申告を行います。

次に、所属課の課長が提出された評価書を確認し、これまでの仕事ぶりや業務の達成具合等を基に5段階で一次評価を行います。その後、二次評価者は副町長となりますが、各課から提出された評価に隔たりがないかという観点から審査をします。仮に均衡が取れていない場合は、一次評価者に再提出を求めます。最後に町長による確認が行われ、評価が決定します。

最後に、評価の反映方法についてですが、人事評価の結果は被評価者の任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用しております。具体的には、成績上位者へは1月の昇給の号俸数及び賞与における勤勉手当成績率のかさ上げを行っております。

また、4月の人事異動の際、係長や課長への昇格人事の参考ともしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） きちんとしたシステムによって評価されることを確認できました。

この今の答弁の中で、一次評価において5段階評価ということでしたけれども、国家公務員の人事評価制度は令和3年10月以降、ランクがS・A・B・C・Dというランクがありますけれども、5段階評価からBを優良・良好に分けた6段階評価になっておりますけれども、それはまだ反映されてはいないのですか。

また、能力評価と業績評価がありますが、賞与に反映するのはどちらの評価でしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えします。

評価段階につきましては、現在も5段階となっております。賞与への反映は、能力評価・業績評価、両方の結果となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 評価書は総務省モデルということですが、その各評価項目の着眼点についての内容は検証されているでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えします。

総務省モデルを基本に評価項目着眼点につきましては、検証を行い、町独自の項目として、チームワークの項目であったり、コスト意識、変革力等を追加して実施しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） モデルをそのまま使わず、それなりの町村独自の取組もされていることを確認できました。

次に、質問要旨2、年度としての業務期間と評価期間が合っていないようですけれども、業績評価の目標管理はどのようにしているかについて質問をさせていただきます。

業績評価の目標設定は、基本的に民間事業の目標管理制度と同じ考え方と言われております。その目標管理制度は、企業の経営方針と社員個々の目標を調整し、双方の方向性をすり合わせながら一人一人が達成すべき具体的な目標を設定し、その進捗や結果を管理する方法であります。

本町における経営方針といえば、施策目標である総合計画がそれに当てはまるものだと思います。その総合計画の業績評価指標（KPI）ですけれども、その目標管理は年度単位になっております。しかし、業績評価の評価期間は10月1日から翌年9月30日となっておりますけれども、施策目標と業績評価の目標期間が連動していないように思いますが、職員一人一人の目標設定やその進捗管理についてはどのようにされているのですか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えします。

10月から9月までの目標設定となり、4月の人事異動により部署が替わることが十分あり得ます。そのような際には、新たに部署において目標を立て直し、新たな目標についての業績評価を行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 目標設定期間と人事異動時の目標設定は分かりますけれども、各課各業務の業務期間は4月1日から翌年3月31日という年度単位になっています。評価期間は10月1日から翌年9月30日となって

おるといふことですが、この期間のずれによる目標管理はどのように捉えていますか。

全国市町村の中には評価期間を年度単位でされているところもありますけれども、その目標設定の内容はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

評価期間につきましては、各自治体の判断に委ねられておりますが、総務省から示された運用に関する通知に基づき、当該職員に求められる職務行動が安定的に取られているかどうかを評価するための観察期間や任用・昇給への活用を念頭に現在の評価期間としており、12月期の勤勉手当、1月の昇給に活用ができるスケジュールとして運用しているところです。

目標管理につきましては、総合計画の基本構想などを基に各課の目標を定め、それを踏まえた個人ごとの具体的な「いつまでに何を」「どの水準まで行く」などの内容となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 目標期間の整合性についてはちょっとまだ理解がしにくいところもありますけれども、次の質問に行きたいと思っております。

その中で、6月の勤勉手当の活用の評価期間はどうなっていますか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

評価自体が年1回となっております、その1回の評価で12月期及び6月期の手当の評価の対象としております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 評価結果の活用サイクルという事例を見たところ、これは主に国家公務員の例だと思っておりますけれども、10月から3月の業績評価を6月の勤勉手当に、4月から9月の業績評価を12月に活用されております。

本町では、10月から9月の業績評価を12月と6月の勤勉手当と1月の昇給に活用されているということになりますけれども、ということは、評価期間終了後、12月勤勉手当は3ヶ月後、1月昇給は4ヶ月後、6月勤勉手当は9ヶ月後の活用ということになるというふうに思います。

先ほど述べましたように、全国市町村の中には施策目標期間に合わせて評価期間が4月、3月ベースでのところもあります。地方公務員法では、実施方法については市町村に委ねられているということもあり、これについても目標管理としてはなかなか整合性を取りにくいと感じますけれども、検討されてはどうでしょうか。

個人目標は組織目標に、組織目標は施策目標に連動していなければ目標管理としては非常に方向性が取りにくいんじゃないかと思うところなんです。これについても、それぞれ事情があると思いますけれど、この期間の管理をもう一度お尋ねいたします。

その業務の目標が年度単位で評価が若干ずれている。それで、個人目標は取ることができませんけれども、個人目標は組織目標、或いは町全体の施策目標と当然連動すべきかと思っておりますので、そういった評価期間を捉えた理由を分かる範囲で答えていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

錦町の場合は人事評価制度を導入しまして、本格運用が令和3年度からとなっております。その間、各種研修等とかを受けておりますが、実際に国のほうは年2回の業績評価のほうを行っているようで、先ほど議員が言われるような事例というのはかなり解消しているのかなと思います。

うちのほうは、まだ運用上1回としておりますけれども、今後の検討事項かと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね、私も民間のほうで人事評価をやっていましたが、なかなかこれを変えるというのは多大なエネルギーといろんな職員に浸透させる時間が要しますので、急に変えることはできないと思いますけれども、やっぱりいろんな良い要素は取り入れられて、ますますこの評価システムがレベルアップするようになりたいと思います。

次に、質問要旨3、人事評価制度の導入目的である人材育成につながっているかについてお尋ねいたします。

実施規程に「公正な評価を行い、もってこれを職員の能力開発及び人材育成に活用し、適正な人事管理を図る。」とあるように、人事評価は人材育成と密接な関係があると思います。人事評価がうまく機能しないと不満の温床になることもあり、職場の活性化を図ることが逆に職場の成長の足を引っ張ってしまうこともあります。一人一人の職員の成長が職場全体の成長につながる人材育成について、人事評価を運用する中で、どのような取組が人材育成につながっているかと考えられるでしょうか。よろしくお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

制度を導入したことによって、職員一人一人が自分の業務と達成具合を意識できるようになりましたので、仕事に対する向上心や動機づけにつながっているものと考えております。

また、評価結果につきましては、一次評価者である所属課長より面談を通し、成長を促すアドバイスとともに個人へ返しておりますので、人材育成にもつながっていると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 民間の人事評価には、業績評価、能力評価、情意評価の3つの要素で構成されておりますけれども、職員の態度や感情、チームワークといった情緒的な側面を評価する情意評価に当たる部分は、現在の評価項目でどの部分に当たるでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

能力評価の様式におきまして、コミュニケーションの項目の中に指示・指導の理解、情報の伝達、上司への報告、住民への対応、チームワークに係る項目があり、この部分が該当するかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今まで色々現行の人事評価の内容についてお尋ねいたしました。

次の質問要旨は、これは実際、自分が民間でやっていた人事評価の内容をまずは紹介して、その良いところを人事評価のレベルアップの要素にさせていただければということで、ちょっと時間はかかりますけれども、様式を使いなが

ら説明させていただきたいと思います。

質問要旨4になりますけれども、職員が目的意識を持って取り組むことができるキャリアパス制度を参考にした人事評価の検討をということをまずは説明させていただいて、それに対する考えをお聞きしたいと思います。

キャリアパスとは、目標とする役職や立場などに到達するために必要なスキルや経験などを示した道筋のことであり、経験を意味するキャリアと道筋や方針を意味するパスを組み合わせることでキャリアパスと表現してあります。

民間事業者では組織の生産性向上のため、職員の成長や定着率を高めることを目標として導入されております。特に介護事業者においては、介護職員処遇改善加算の満額受給の必須要件としてキャリアパス制度導入が定められております。平成23年度から導入され、運用をされております。

まず、キャリアパスシートを御覧ください。このシートは、人事評価における能力評価と業績評価の両方を評価できるようになっております。このシートの……。見えますかね。これはちょっと拡大して見られてください。このシートの右側と左側の区分Aとありますけれども、この部分が現行人事評価における業績評価になります。シートの左側の区分Bと区分Cが現行人事評価の能力評価になります。評価の方法は、一次評価、二次評価、最終評価の3段階で実施しております。

まず、現行人事評価の評価書です。ちょっとここに持ってきていますが、評価書の評価項目ですかね。それに当たる部分が、この評価シートでは評価要素という言葉で表現してあります。本町の現行の人事評価では、4項目12着眼点、この着眼点がそれぞれチェックを入れる場所ですけれども、このキャリアパスシートは9項目29着眼点があります。

被評価者は、このキャリアパスシートでまずは自己評価を行います。評価は、この人事評価ではS・A・B・C・Dというアルファベットでランクを付けたいと思いますが、この評価シートはまず点数を付けていきます。その点数を付けた自己評価で一次評価者は、このキャリアパスシートを使って一次評価を行います。一つ一つ着眼点について面談をして、ここで点数調整をしていきます。その合計点で、最終的に点数範囲を設けてA・B・C・Dのランクを付けるようになっています。そのとき次のキャリアパス評価シート、これが一次評価者が付ける評価シートになります。

先ほどのキャリアパスシートの着眼点をこの評価要素にまとめます。評価要素にまとめたところでまたその点数を付けることになっています。点数ですので少数点以下も付けます。5と4の間の4.5とか、4と3の間の3.5とか、そういった点数を付けて、かなり細かく人物像をつかめるようになっています。最終的な合計点でランクを付けるようになっています。

ちょっと見にくいですが、今のこの評価シートの評価要素の隣に素点とあります。素点の隣にウエイトという項目がありますけれども、このウエイトはこの評価要素の重要度とか或いは職位とか、役職によってまたウエイトは変えるようになっています。一般職とか管理職とか或いは、ここで言えば係長とか課長とか、それによってウエイト調整、もちろん評価要素も違いますけれども、重要度によってこの評価要素で調整するようになっています。

この評価シートでもって一次評価が終わり、二次評価は非常に手間はかかりますけれども、このキャリアパスシートを基に職員一人一人を一次評価者全員で行うというやり方をしています。名前は合議会議と言いますが、決裁で言えば合議という言葉がありますけれども、あれと同じ言葉で合議会議というやり方で多面的な視点を取り入れて勤務態度や業務に取り組む姿勢、チームワークなどの評価も複数の評価者で確認ができるシステムとなっています。これが二次評価のやり方です。最後にもう一つシートがありますけれども、最後に評価結果を各被評価者に返すとき、このフィードバックシートを用いて面談して返すようになっています。

このフィードバックシートの上段の枠で、成果や成長が認められた点と、なぜこの評価なのかの根拠をこの枠の中で伝えます。下の枠で、次期評価期間で課題や点を伝えるようになっていきます。これは実際、介護事業所でやっています。あくまでも参考例です。実際に使えるのは、またその事業所に応じて改良を加えていますけれども、こういったものを使ってやっています。

キャリアパスを含め、人事評価で人材育成に最も効果的なものは、このフィードバックだと言われております。被評価者は、成果や成長を認めるポジティブフィードバックを受けることによって向上心が湧き、このフィードバックにより自分一人では気づきにくい問題点に気づくことができる効果もあると思います。人事評価と実施内容は、ほとんど基本的なものは変わりませんが、職員一人一人の育成が強化できるものと思います。

このキャリアパスの要素を取り込んだ今後の人事評価の取組について、一つの考えをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今回の質問に当たりまして、キャリアパスシートを確認させていただきました。今後、どのようなスキルを身につけて成果を出していけばよいのかが分かりやすく、評価の仕組みが透明化される面などから評価の妥当性につながるかと感じました。

しかしながら、本町におきましては、先ほど申し上げましたように、現在の人事評価制度もこれまで評価者、被評価者の研修を重ね、令和3年度より本格運用しており、軌道に乗ったばかりですので大幅な変更は考えておりませんが、他の自治体のやり方も研究しながら、よい部分を少しずつでも取り入れて、よりよい制度にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね、これまでも多分いろんな御苦労をされて今の形ができています。ただ、もう少しこの評価要素を細分化して、その全体像が誰でも分かるような評価方法も大事かなと思っています。

私もこの公務員の人事評価を見て、実際に自分も評価したことがありますけれども、この評価項目ごとにA・B・Cのランクを付けるのは非常に難しいことだと思います。ここで、ある程度の全体像をつくってつけていくので。ただ、その前に点数化した項目があれば、ある程度それが客観的に捉えられるかなと思ったところです。

キャリアパスによって、職員一人一人の強みや弱みを把握することで成長を促すきっかけになります。また、評価面談やフィードバック面談におけるコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や組織力向上も期待できると思います。運用における負担感は、評価着眼点の増と細分化された点数による評価で被評価者の全体像が見える化され、評価者、被評価者共に、その負担感がある程度軽減できるかなあというふうに思っております。

本当に人事評価とは難しいもので、人が人を評価する形で、評価を付けるのにその都度解釈がいるとか説明がいるとか、そういったことじゃなくて着眼点を細分化することによって、それを点数化することによって、点数の幅でランクを付けるという形で、その話をちょっと。フィードバックシートをちょっと展開してください。

このフィードバックシートの下の方にランクごとの点数の範囲を書いていますけれども、これはこの施設の例なんですけれども、このランクの中の点数の範囲を書いています。この範囲に該当するところをA・B・Cランクで付けるという形になります。いきなりA・B・Cランクで付けるんじゃなくて、その前段階である程度全体像をつか

めるような点数化でしたほうが評価の労力の軽減はされるかなと思ったところです。

今度、補正の中にありましたけれども、令和6年の人事院勧告は約30年ぶりの高水準のベースアップと言われております。このベースアップの目的の一つに、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上が挙げられております。今後、キャリア形成支援などの取組も予定されております。人材育成におけるキャリア形成の必要性はますます高まってくるというふうに思います。

そのような状況下において、人事評価における人材育成のあり方について、色々と現状の評価シートのことを述べましたけれども、課長の答弁の中にありましたように、やはりこれが完成形じゃなくて、より人材育成として達成できるようにバージョンアップしていく話もありましたけれども、こういったキャリアパスという一つの方法なんですけれど、こういった方法の要素を取り込むという形の人材育成の在り方について、最後に町長のほうから御意見を伺えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在の人事評価につきましては、総務課長が話をしたところでございます。

今、職員が96名います。まず、その方法として自己評価をしていただき、そしてその課の課長の評価をしていただき、そしてその上司であります副町長の評価をしていただき、そして人事の最高責任者として町長として、やはりその職員その者がいかにその住民のサービスを促していくか、住民サービスに徹しているかという評価だろうと思っております。

先ほど質問議員、民間の立場で民間の評価制度を取り入れて話をいただきました。総務課長が話しましたように、今後においてもよい制度、民間の制度と。民間はあくまでもそのコストに関しての部分が強うございますので、そういうのもしっかりと取り入れながら最高の住民サービスができるようにして人事評価もしていこうと思っております。

今後ともよい制度等がございましたならば、御紹介をいただければなと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 非常に前向きな御答弁ありがとうございます。

職員一人一人の成長が職場全体の成長につながり、それが町の成長につながると思いますので、この人づくりのツールとしての人事評価、これ以上にバージョンアップを図りながら、よりよい人材育成になることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第4回錦町議会定例会3日目の会議を散会します。

午後4時18分散会

---







令和6年 第4回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和6年12月10日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和6年12月13日 令和6年12月13日	午前10時00分 午後 2時27分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 1名	2	欠 丸小野 聖 一	11 " 高 田 孝 徳		
	3	出 梶 原 誠 二	12 " 荒 川 孝 一		
凡例	4	" 早 田 和 彦			
出 出席	5	" 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	" 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	" 竹 田 農利人			
	8	" 岡 田 武 志			
	9	" 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7 竹 田 農利人		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

- 日程第1 一般質問
  - 日程第2 議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）
  - 日程第3 議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第4 議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第5 議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第6 議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第7 陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について
  - 日程第8 議員派遣の件について
  - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
  - 日程第2 議案第82号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）
  - 日程第3 議案第83号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第4 議案第84号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第5 議案第85号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第6 議案第86号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第7 陳情第1号 農業委員会への女性登用に関する要請書について
  - 日程第8 議員派遣の件について
  - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 

## 午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） おはようございます。定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第4回錦町議会定例会4日目の会議を開きます。

なお、2番、丸小野聖一議員から、本日の会議を欠席する旨の届けがありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、10番、金山民幸議員、1番、谷口一也議員、12番、荒川孝一の予定です。

10番、金山民幸議員の一般質問を許可します。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 皆さん、おはようございます。ただ今、議長の許可をいただきましたので、ただ今から令和6年第4回錦町議会定例会一般質問を行います。

まず、質問の前に、傍聴者の方にお礼を申し上げます。

今回は、質問事項1、小・中学校の制服指定について、質問事項2、職員提案制度の設置について、質問事項3、ふるさと錦寄附金についての質問を通告しております。

あとは質問席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。まず、質問事項1、小・中学校の制服指定について質問いたします。

要旨としまして、小学校の制服指定はできないかについて質問します。

実は私、今からもう10年ほど前になりますが、中学校同様に義務教育の場である小学校でも、意義ある制服の指定はできないかと質問した経緯があります。そのときの答弁では、郡内小学校での制服指定がないこと、それから、委員会や校長会での議論や保護者からの要望も出ていないこと、児童の成長に伴う制服の買換えが高額になることなどから、実施については考えていないという、当時の教育長、そして担当課長の答弁でありました。

このことは、10年経った今でもあまり変わっていないかという感じがしないでもありません。その後、10年にわたり、入学式及び卒業式に出席するたびに、高額と思われる服装を目の当たりにしてきたところです。

保護者の方々の人生の節目における児童に対する思いは十分理解しているところですが、義務教育の場である小学校制服の指定については長短あると思いますが、私は保護者の経済状況に関係なく、同じ服装で学ぶことができ、毎日の服装に悩まなくてもいいことや、また、入学式をはじめとして卒業式までの間、修学旅行等や様々な発表会、そして、学校行事における保護者の経済的負担軽減等につながるのではないかという思いで、制服の決定は校長権限とは聞いておりますが、再度小学校の制服指定はできないか質問します。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

小学校の制服については、町内3校とも指定はありません。各学校の決まり事として、服装については、学校生活にふさわしい服装であること程度の明記にとどまっております。特に明記していない学校もございます。

したがって、町としては今のところ制服指定の計画は行っていないが、今後においては、保護者の方々の意見を聞きながら検討することは可能かと思われます。日々成長していく子どもたちですので、買換えも必要ですし、制服を指定することで保護者の負担が増えるのか減るのかなど協議検討の上、取り組む必要があるかと思われます。

制服指定については、質問議員おっしゃられましたとおり、学校長の権限で実施が可能ですが、先週実施しました校長会においては、3小学校の校長ともメリット・デメリットを検討した場合、どちらとも言えないという状況でした。

また、保護者からの要望等も特にないとのことであり、今後、要望等があった場合には、協議検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今のところ計画はしていないとのことです。先ほど、校長会の協議の内容を答弁いただきました。

私は、私なりに保護者あたりにお尋ねをしたところでございます。私が聞いたところの範囲内では、肯定的な意見がほとんどでした。

ただ、言われますように、懸念されますのが、いわゆる何といいますか、価格あたりにちょっと課題があるかなという条件でした。

ですが、今、保護者からの要望がないからということですが、保護者が要望する機会があるとすれば、私はPTA活動であると思いますが、保護者からないからじゃなくて、そういった声に出して言えない声も聞く機会があるので

はないかと思います。

と言いますのは、私、先ほど言いましたように、やはり保護者は我が子どものために一生懸命でございます。ですから、中にはやはりちょっと考える家庭もあるんじゃないかなという私の思いで、今回も質問したところでございます。

今度、今の校長会の結果では、そういうことでございますので、ここでまたそれをしなさいということ言いませんが、私としては、先ほど言いましたように校長権限でございますので、保護者と学校関係者とで、もし協議できる場があるとなれば、場を設けていただいて、どうか検討の土俵に上げてもらえないかなという願いであります。

そういうことで、私としましては、今後、先ほどの答弁等のことは理解しますが、今後そういう、先ほど色々述べましたけども、そういう趣旨をお酌みいただいて、協議を今後も続けていただいて、私としては取り組まれることを要望しておきたいと思います。

以上です。そのことについては終わります。

次に、質問要旨2ですが、中学校制服の検討状況について質問します。

現在、中学校では、生徒会において制服見直しについて検討中であるとのことですが、検討状況について質問します。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

中学校の制服については、昨年12月の4番議員の質問の中でも答弁を行っておりますが、今現在、錦中学校の生徒会と教職員との協議が行われ、アンケート調査等を取り組んでおられます。アンケートは、在校生及び保護者並びに小学5年生の児童と保護者に調査が行われています。

調査の結果についてですが、中学生においては、64.4%がブレザー制服への変更に賛成の意見であり、気候の変化に対応するため、動きやすさや機能性を高めるため、個人の価値観・多様性を尊重するためなどの意見が出ています。

また、小学生については、今の学生服のほうがよいという意見が69%を占めており、中学生とは反対となっております。小学生については、学生服への憧れがあるのではないかと考えられます。

保護者については、中学校も小学校も約60%がブレザー制服への変更に賛成ではあるものの、より洗濯や手入れなど扱いやすいポロシャツなどの活用による見直しを希望されている方もいるということがうかがえました。

一方で、反対意見の中には、経済的負担が増えるため、お下がりや頂き物が使えない、そのままでも問題ないなど、制服の見直しによる新たな負担に対する抵抗感があることも事実です。

児童生徒の中には、スカートをはきたくない女性や、詰め襟つきの制服は苦手だという男性もいることから、様々な意見を取り入れつつ、人権尊重社会に対応した錦中学校生らしい制服となるよう、協議検討がなされるものと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。中学校の服装の検討状況について答弁ありました。アンケート結果の報告もありましたし、ほかの色々なことの答弁もありましたが、引き続きこのことについては議論されることと思っておりますので、この件については現状ということで分かりました。

最後に、校長を経験されております教育長に、教育長の制服の指定についての所見と申しますか、考え、意見等を

お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

学校で制服を着用することの意味は、児童生徒の一体感や帰属意識など、スクールアイデンティティーの醸成に有効であることはもちろんですが、成長期・思春期の子どもたちの学びの場に、家庭の経済状況を持ち込まないという役割がとても大きいと思っております。華美になることなく、学ぶ場にふさわしい服装、学業に集中させるという意味で、制服を着用することはとても大事だと考えます。現在、制服を着用している中学校において、今までその役割を果たしてきましたし、今後も果たしていくものと思います。その有用性については、小学校にも同様に通じるものであり、制服着用の要望があれば、それぞれの学校で検討を進めることとなります。

ただ、身体的成長の著しい小学校の段階で、何度か買い換える際の経済的負担と現状との比較、或いは一斉に導入したときに、例えば6年生は1年きりの使用ということになります。また、保護者の転勤等で転校する場合は不要となるというようなことが懸念されます。あわせて、多様性を尊重するという社会の流れの中で、導入についての理解をどう進めていくかということも検討しなければならないというふうに思っております。

質問議員が憂慮されている式典、特に小学校入学式の服装について経済的負担が大きいのではというのは、私も同様の思いを持っているところです。各学校で卒業学年の保護者と、できるだけ華美にならない服装を事前に申合せをしていただく。

実際、校長先生に伺ったら、そういうふうに行っている学校もあるということですので、そういう方法を取るのも一つの対策となると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。懇切丁寧に教育長の思いをお聞きしたところです。言われますことは十分分かります。私も言いたいことも分かってもらったものと思いますので、そういうことで、今の答弁を聞きまして、この件については終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、質問事項2、職員提案制度の設置についてです。

質問要旨1、事務事業の改善等に関する職員提案の状況と取扱いについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 事務事業等に対する職員提案等の状況と対応についてお答えいたします。

職員が自分の意見、思いを町長に伝える機会として、まず初めに、身上調書があります。その中では、人事に関する希望をはじめとして、町政を含め、あらゆることに対する意見、提案、要望、相談を記載することができます。

中には、個人的な悩みや相談事を書く人もいますので、限られた人、町長しか全体を知ることにはできませんが、その中から検討すべき事項があれば、町長から各課へ指示があり、実施に向けた検討を行うような流れとなっております。

次に、新規事業や新たな取組、財源確保対策など、直面する課題に対応する必要があると判断した場合は、これらのテーマを設けて、課を超えたメンバーで構成するプロジェクトチームによる検討を行い、課題解決に向けた提案を行うこととしております。

最後に、これは職員が自発的に始めたものだと思いますが、職員が通常使うパソコン上の電子回覧板を使って、各種の行事・イベントの終了後に、反省点や改善点を全職員から意見を募って、次の開催に生かすというようなことを

しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今、総務課長より、事務事業の改善等に関する様々な職員提案等の状況と、その取扱いについて答弁ありました。その状況については分かりました。

次に、質問要旨2として、職員提案制度を設置し、職員の意識改革や能力向上を奨励し、事務事業の改善等や住民サービス向上を図ってはどうかについてですが、先ほど総務課長答弁ありましたように、職員提案の状況と取扱いについての説明がありましたが、身上調書提出による町政に対する職員提案等の取扱いや、また、新たな事業の取組や財源確保対策等の課題に対するプロジェクトチームの設置による課題解決方法等は、私は大変よい方法だというふうに思っておりますが、さらに、私は職員の意識改革や能力向上を推奨し、事務事業の改善等や住民サービスの向上を図るために、身上調書の中に色々な事項があるわけですが、人事に関する以外の提案事項等に関する制度を設置して、年間を通じて随時、そして、1人、或いは複数による提案等を受け付けてはどうかと、考えたわけです。

そして、その中で優れた提案や顕著な功績があった場合は表彰等の規定を設けて、さらに職員のやる気といいますか、そういった行政に対する意識の改革を求めているかどうかということで質問したわけでございます。いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

現段階では職員提案を制度化する予定はありませんが、先ほど申しました身上調書による提案、プロジェクトチームによる提案以外にも、予算要求と併せての改善提案、町長に直接、或いは課長を通じてボトムアップ方式で提案する仕組みもございますので、現行の仕組みを継続しながら、職員の政策立案能力の向上や人材育成を図ることとし、あわせて、職場内のコミュニケーションを促し、日頃から事業立案、事務改善を提案しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。現段階では、私が先ほど申し上げましたことについての制度化は予定はないということでございます。

先ほど説明あったようなことで、さらに職場環境づくりに努力していくということでしたので、そのことについては十分分かりました。

それで、これは最後になりますけども、この身上調書は、町長に直接関係ございますので、私が質問したことも含めて町長に、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 失礼しました。お答えいたします。

私はいつも職員に対しまして、我々の仕事というのは、いかにして住民に皆さんにサービスを提供するか、それをいつも言っております。

そのサービスを提供するためには、質問議員おっしゃられる、常に勉強していく、常に何かを考えていくというのが重要だと思っておりますし、毎日の話でございますけれども、8時半から業務が始まりますけども、始業10分前に、各課において、例えば、今日1日の仕事というのをお互いに出し合って、そして、職員同士が、この仕事につ

いてはこういうことをしていきます、或いは、出されたことに対して、他の職員が、いや、ここはこうですよという、お互いに始業前に話をするとか、意見を出し合って、そのサービスをしていく、それが慣例化しておりまして、朝、職員は10分前に来て、そういう話をしておりますので、意見を出し合うということも、冒頭言いましたように、住民サービスの向上につながっていると思っております。

意見とか、窓口は常にオープンにしておりますので、今後も、そういうことを常にオープンにしながら進めていきたいと思っております。先ほど総務課長が言いましたとおりでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。よろしく願いたします。

次に、質問事項3、ふるさと錦寄附金、通称ふるさと納税と言っておりますが、質問要旨1、ふるさと錦寄附金の状況について質問します。

議会ごとに、私も含め、議員からふるさと納税に関することについての質問が続き、又かと思われるかもしれませんが、このふるさと錦寄附金は、それほど大変本町にとりまして貴重な財源と考えているからであります。

ふるさと納税に関する寄附金は、本町は人口減少対策等として、福祉、それから保健、農商、観光、建設、教育と全ての分野に使ってあるわけですが、そういうことで常に関心を持っているところでございますので、度々質問をしておるわけでございます。

担当課におきましては、ふるさと錦寄附金の増収といいますが、増加について、常日頃、返礼品返す等に様々な対策を講じて努力をしておられることは十分承知しておりますが、ふるさと錦寄附金の現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本年の11月時点でのふるさと錦寄附金の、いわゆるふるさと納税の金額は3,028万3,000円で、前年同月比9.9%となっており、厳しい状況となっているところでございます。

このような中、寄附推進の取組としまして、委託業者との契約内容を、委託料の支払い料率を従来の寄附額に対し、最大7%から一律3%にという交渉をいたしまして、変更契約の締結に至ったところでございます。

これによります削減額は、9月以降の3ヶ月の寄附額ベースで約60万円となっており、この削減により、ほぼ全ての返礼品におきまして寄附額の引下げが実現でき、寄附件数及び寄附額は10月以降、増加傾向になっているところでございます。

ふるさと納税制度につきましては、昨年10月に総務省から通達がございました寄附額に対する経費の割合、いわゆる5割ルールにつきまして、現在もより一層シビアに確認する傾向にあり、違反した場合は即、寄附受付が停止されることから、引き続きルールを逸脱しないよう努めながら、さらなる寄附獲得に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。本年度ふるさと錦寄附金の予算は、2億円計上しております。昨年10月の制度改正や天候不順等による果樹等による影響も多分あっているのかなと思っております。11月現在で約3,000万円ということですので、数字から見れば厳しいということは言えるかと思っております。

ですが、今後、年末年始を控えとりますので、ある程度の増加はあるものと期待しているところでございます。

私は、何と申しますか、減った等、どうのこうのということじゃございません。皆さん一生懸命頑張って、これも相手があることでございますので、ここだけでコントロールできるものでございませんで、そういう事情も十分に分かっているところでございます。

次に、質問事項2、返礼品開発の状況についてですが、日頃、返礼品の開発に努力されているところでございますが、先ほども十分説明あつておりますが、実は先日、ふるさと納税のことがテレビで放映されておりました。

県内で返礼品としてユニークな例として、御承知と思えますけど、昨日、一般質問で2名の議員の方が、有害鳥獣対策について質問がなされておりました。

私が今から述べますのは、これは県内の山都町のことですけれども、昨日も話がありましたが、普段は、農作物に被害を与えている、本当に迷惑な鹿でございますが、その鹿の角を返礼品にしたところ、角は1年に1回は生え変わるそうでございますが、鹿の恩返しではありませんが、何と申しますか、家の中の調度品と申しますか、置物と申しますか、そういうことで、大変好評で増額につながっているということでした。

そのやり方、方法については、私は詳細については分かりませんが、考えてみますと、このことは考えようでは個人の収入の増にもつながるし、それから、町の収入にもつながります。

その収入の増えた分を、さらに有害鳥獣駆除対策に、取り組むことにより、ひいては鹿が理論的に減少していくのではないかなという考えを持ったところでは。

それと、もう一つは、全国どこにもあるお米が、全国返礼品の十傑にありました。2024年は総額1兆円を超しております、ふるさと納税の総額が。

その返礼品の十傑の中に、上位は御承知のとおり、宮崎牛ですか。それから、北海道のホタテ貝、これは定番でございますが、8番目に、何と甲佐町の米が躍進し、増加につながったということでした。

なぜかということは、私もよく分かりませんが、テレビで言っていたのは、TSMCの熊本進出の影響があつているというような話でしたが、なぜかといえますと、あそこの工場はきれいな水を使うということだそうでございます。

ですから、熊本の水はきれいというイメージと、何と申しますか、普通は米を出荷、返礼品を発送する場合に、精米して保管してそれを発送すると思えます。

ですが、甲佐町は出荷するときに精米して出すという方法を取っているようなことも言っておりました。

それから、ほかにも色々あると思えますが、そういうことが増加につながったということでは。

それで、なぜなのかなということも考えましたが、私、先ほど職員の提案制度も質問しましたが、ひょっとすると職員のこういった提案制度から、そのようなヒントを得てしたもんかなということも、ちょっと頭をめぐりましたので、1回参考までに、照会して検討してみる必要があるかと思えます。

特に米につきましては、私はあそこの甲佐町の米もおいしいでしょうが、錦町の米もうまいと思っております。

ただ、御承知のとおり、例の新潟県の米と甲佐町辺の米は単価が若干違いますね。そういったあたりの差も、甲佐町の米が増えた原因かなということでは。

それで、よそはよそで頑張っております。本町も頑張る必要がありますが、担当課長に本町の返礼品開発の状況についてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、寄附に対する感謝の気持ちとして、寄附された方に対し、本町の特産品や

名産品を送るものであり、昨年度の指定期間、昨年10月から本年9月までにおきましては、新たに203品、現在総数は468品ですけれども、その返礼品の掲載をスタートしております。

ふるさと納税制度は、自主財源の確保や地域経済の活性化に寄与し、地域課題解決のための重要な財源であると認識しておりますが、一方で過度な返礼品競争により、ここ数年におきましては、国も毎年のように制度改正を行っております。

本町におきましても、昨年10月には主力となっていた返礼品の掲載が認められないなど、今後も先行き不透明な状況が続くものと考えております。

そのため、ふるさと納税のみにマーケットを絞った商品開発ではなく、贈答品やお土産など新たな地域の特産品となるような商品開発を進めており、これらのうち、ふるさと納税の年々厳格に規制がなされております地場産品基準を満たすものにつきましては、返礼品として登用していく予定でございます。

なお、現在の新商品の開発状況につきましては、現在5つの商品につきまして試作を進めており、まさに、おとといですけれども、試食を行ったところです。私も試食してみましたが、なかなかの味で期待できるものかなと思ったところです。

今後、テストマーケティング等を行いながら、商品化に向けて進めているところです。

あと、昨日、5番議員から御紹介いただいたところですけれども、球磨中央高校のチャレンジショップ班と地元の飲食業者で開発した地元農産物を活用しましたアイス、そちらのほうは12月5日から、ふるさと納税の返礼品として認められましたので、今後しっかりとPRを行って行って、寄附額の増に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ありがとうございます。私、先ほど1兆円を超えたと、総額が。申し上げましたが、今、課長答弁されましたように、様々な事情が介在しておるわけですが、私は、これ負け惜しみではございますが、そもそもふるさと納税の趣旨、出発点から、どうもこの頃は若干逸脱して加熱、何ていいますか、争奪戦の加熱ぎみじゃないかなという気がしないでもないわけです。

そう言えば、何か負け惜しみにも聞こえますが、同じ国民であまりにも格差が、ふるさと返礼品の資源の違いによって、こうも格差がついていいものかと思うこともあるわけでございます。

皆さん御存じのとおり、地方交付税というのは、いわゆる全国どこにいても均一の行政サービスが受けるように、国が国税等々を集めて地方に配分している制度ですね。これは私、すばらしい制度と思いますが、このふるさと納税は税はつきますが、全く税じゃございませんもんですから、話聞きますと、何十億円もらうところが、やっぱり交付税は当たり前、国からもらうというような話を聞きますので、どうもその辺のところは私はしっくりこないところがあります。

さて、こんなことを言っても始まらないわけで、町にとりましては増収に努力する必要があります。

先ほど答弁がありました、返礼品の開発状況等について分かりました。

その中で、先ほど言いました球磨中央高校と町内の飲食店が共同開発したアイスが返礼品として認定されたということは、先ほどありましたが、私も切り抜きを持っております。

そしてまた、町の対応も早くて、これを認定品として認めてもらったような、そういった対応が素早くて、額は別として高校生が考案したということで、何といいますか、久々の、私に言わせれば、クリーンヒットだというふうに感じております。

返礼開発は、担当課は企画観光課ではございますが、高校生もこのようにして応援してくれています。全町一丸となつて、もちろん議会も我々も協力して取り組むべき大きな課題と考えております。

そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山民幸議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 谷口議員にお聞きします。開始予定時間が早くなりますが、よろしいでしょうか。ここで休憩します。休憩後は午前10時50分から開議します。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 質問の前に、せきが出るものですから、マスクをつけての質問の許可を願います。

○議長（荒川 孝一君） 許可します。

○議員（1番 谷口 一也君） こんにちは。せきが出るものですから、マスクをつけたままの質問をお許しいただきたいと思います。年末になりまして寒くなりましたものですから、私も風邪を引いてしましまして、来年に向けて体調を整えなければならぬというふうに考えております。

それから、区長会の皆様には傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。本日は、質問番号1番の球磨大橋の建設状況と今後のスケジュールについて、それから、質問番号2番について、町道、資料では荒田覚井線となっておりますけれども、これは町道明覚寺線の誤りでした。小学校通学の安全確保についてを質問させていただきます。

令和4年の9月に被災しました球磨大橋ですけれども、たくさんの方の御尽力のおかげで仮設が建ちまして、そして今、工事が進められております。河川内の橋脚部分がだいぶ出来上がりまして、新しく生まれ変わるのだなというふうに実感しております。

橋脚部分と、今度はそれぞれの道路への接続の工事が今後進められていくわけですけれども、現在、用地の取得とか進行状況、そして、大体どれくらいに橋が完成するのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

質問議員言われますように、令和4年9月の台風14号により被害を受けた球磨大橋の災害復旧事業については、橋梁本体については国が権限代行で、その前後の取付け道路、県道覚井一武線については熊本県が行うこととなっております。

新たな橋梁については、現行の橋から約40メートル上流側へ架け替えることとなり、取付け道路も大きく東側へ移動することとなります。

現在の状況としては、下部工として球磨川左岸・右岸側の橋台、河川内に設置する橋脚3基分の復旧工事については発注済みとなっております、現在施工中となっております。工期については、来年3月末までとなっておりますが、現

場の状況により、工期の延期もあり得るということでございます。

なお、上部工については未定とのことでした。

また、県が行う取付け道路については、現在、用地測量、それから用地交渉及び建物の調査を進めており、工事については来年度以降ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。それでは、まだまだ完成に至るようなスケジュールがまだ見えないというように感じて、橋の部分に関しては大分見えてきましたけれども、全体的にはまだまだというところでもよろしいですかね。機会があるごとに、私、述べさせていただいておるんですけども、写真の1番をお願いしたいと思います。これが、県道人吉水上線の木上コミセンの前の歩道の部分であります。歩道に道路標識の柱が立っております。

写真の2番をお願いします。これは横断歩道に信号機の柱が立っております。

3番の写真をお願いします。これは、あさぎり町側の商店さんと理髪店さんの前のとこに立つとる柱です。

このように、県道人吉水上線の歩道にこういった柱が立っておって、機会があるごとに、これをどうにかしてほしいというふうにお願いをずっとしてきたわけですけども、今年、令和6年の3月に、錦町の障がい福祉計画7期、障がい児福祉計画3期の計画の報告書が提示されまして、この中に、どうですか、大体この計画の骨格となるものが地域共生社会の実現ということがうたわれておりまして、そう言いながら、こういった歩道が、これ車椅子で通られんですもん。

それとか高齢者の電動シニアカー、歩道を通るのか、車道を通るのか分かりませんが、そういった方が、これ通られんですもんね。

こういった現状があるものですから、是非、球磨大橋の建て替えの機会を活用していただいて、こういった問題の解決をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

これが、ここに道路計画ということで、橋の平面図の計画書が載っておるんですけども、ちょうどこの写真のところから改良の部分が始まりまして、ずっと行って、木上コミセンの前の2番目の奥の橋ぐらゐまでが、この球磨大橋の道路計画の改良部分になっておりますので、是非こういった地域共生社会の実現と言いながら、車椅子で通れない歩道の解決を、是非県のほうに要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、どうぞ。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

現在、国の権限代行にて実施される球磨大橋災害復旧事業と併せて、その前後の取付け道路の改良事業については熊本県が行うことになっており、ただ今の県道33号人吉水上線交差点改良事業についても、併せて実施されることになっております。

熊本県に問合せしましたところ、質問議員が言われます標識柱及び信号柱につきましては、交差点改良事業の中で移設、或いは位置の変更等を考えるということでもあります。

なお、ただ今、モニターに映されております商店前の案内標識につきましては、質問議員言われますように、今回計画の終点部でございます取付け部分となるため、歩道幅員については現況と変わらず、案内標識の位置も変更はないということでございます。

ただ、先ほど申しました車椅子も通れないということであれば、県のほうへ要望をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。是非、車椅子の通れるような歩道にさせていただきたいと願っております。

それでは、2番目の質問事項に移らせていただきます。木上、町道、資料では荒田覚井線となっておりますが、町道明覚寺線の小学校の通学路の安全性確保についてを質問させていただきます。

写真の4番ですかね。これが町道明覚寺線のところの部分なんですけれども、今年だったと思うんですけども、小学校の女子児童が下校時に川に転落がありまして、その保護者の方から、子どもが落ちないように安全対策はできないかというふうに相談を受けました。

色々ほかに場所を見させていただいたとき、奥のほうはガードパイプが設置されておりますけれども、手前には設置されていないということで、住民の方にお話を聞いたところ、車の出入りでガードパイプがあると、ちょっと大変不自由な部分があるので、子どもさんの安全が大事だけれども、どうでしょうかというガードパイプに賛成の声がありませんでした。そういったところを色々お話ししていたところが、4番議員さんから、福島保育園の前はガードパイプじゃなくて、安全確保のためのプラスチックのポールが立っているよというふうに教えていただきまして、次の写真をよろしいですかね。

これが福島保育園前に設置してある注意喚起のためのポールですけども、これはいいんじゃないかなというふうに感じるわけです。ちゃんとした転落防止ではありませんけれども、注意を喚起するためのポールでもありますし、そういった高額な工事費がかかるわけでもないですので、是非こういったものを取り付けていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

町道明覚寺線につきましては、道路に沿って水路があり、部分的に転落防止柵がない状態となっております。水路の高さが高いところで約90センチ、平均して50センチと低いために、柵が設置されていないものと思われます。

また、本路線の有効幅員が3メートル未満と狭いため、ガードパイプを設置しますと、付近住民の方には、家からの出入りや車の離合等などに支障があると思われます。

ラバーポールであれば影響が少ないと考えられますが、まず利用される住民の方の意見を聞きながら、また通学路であり、先ほど小学生が下校時に落下する事案があったということですので、そのことも考慮しながら検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 是非検討していただきたいと思えます。

住民の方も、高さがなければいいんじゃないでしょうかという方もいらっしゃるし、落下した保護者の方も、確かに住民の方が不便ならば、そういったのも仕方のないのかなというふうな感じでおっしゃってございました。

是非検討していただいて、設置までもっていただければなというふうに思っております。

町道明覚寺線をずっと上がっていきますと、町道高原線、資料では覚井高原線となっておりますけれども、私の間違いでした。町道高原線ですけども、町道高原線の歩道の整備はということで、次の写真をお願いします。

これは、実は去年、写真を撮って相談に伺ったときに撮った写真ですけども、水道工事があった部分が道路が下がってしまって、車で通行する分には全然気にはならんとぼってんが、小さいトラクターで通行すると、非常に斜めになって恐怖感を覚えるというような相談がありましたので、こういった写真を撮ってお願いに伺ったところ、歩道

の設置計画があるということで、歩道を設置するときに、この問題も解消したいというふうに回答をいただきましたけれども、その後どうなったのか、お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

町道高原線については、現在、歩道の設置の工事をしているところでございます。

計画としては、現在、開渠となっている水路に蓋を設置しまして、歩行者が歩けるスペースを確保することとしております。あわせて、歩車道境界にはラバーポールを設置して区分けすることにしております。

先ほど言われましたように、舗装については、今のところ予定はしていないところでございますけれども、予算もありますので、今現在の歩道の設置工事について予算があれば、舗装についても併せてできるんですけども、それが今年度できない場合は、また次年度継続してする場合に、舗装のほうも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。予算のこともとおっしゃいましたけども、是非、これ坂になつとるもんですから、車でもバウンドして危ないですから、たばこ1箱分以上下がっているんですよ。是非危ないですから、こういう部分にも是非改良のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

写真は以上だったですね。

球磨大橋の取付けの歩道の部分のお願ひと、通学路の町道明覚寺線、町道高原線のお願ひをしました。

ちょっと風邪を引いて、皆様、風邪に注意して年末を乗り切っていただきたいと思っておりますけども、時間が余りましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで議員各位にお諮りします。午後の開始の予定は1時30分から開議する予定でありましたが、午前中の質疑が早く終わりましたので、休憩後は午後1時10分から開議したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） それでは、ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時10分から開議します。

午前11時08分休憩

午後1時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

ここで議長を石松副議長と交代します。

○副議長（石松まゆ子さん） 議長を交代しました。

それでは、これより12番、荒川孝一議員の一般質問を許可します。荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） こんにちは。12番議員の荒川孝一です。ただ今より、私の2024年、令和6年12月定例会の一般質問を始めたいと思います。

昨年の12月定例会以来、1年ぶりの質疑となります。前回は、人吉球磨の将来をおもんばかり、市町村合併課題などを質疑させていただきました。その後、人吉市長が合併を目指すと言われたり、また、合併問題を主題とはし

ていませんが、私ども錦町議会の呼びかけに人吉市議会が応じていただき、8月に意見交換会をする予定としていましたが、あいにく台風接近で実施はできませんでしたが、来年2月の球磨郡議長会主催の議員研修会に人吉市議会が参加することになっております。首長たちだけではなく、議会も10市町村連携の動きが出てきているようでありませ

す。  
さて、今回は、質問事項1、「老いても生き生きと暮らせる町」へ人材の発掘と活用への質疑・提言、質問事項2、全国町村議会議長会の決議よりの2題を通告しております。

質問事項1ですが、今、テレビ、マスコミ等では2025年問題を盛んに取り上げています。団塊の世代が75歳以上になり、5人に1人が後期高齢者で、雇用、医療、福祉などに影響が出てくるということですが、私に言わせれば、何を今さら、地方ではとっくの昔に少子高齢化が進んでおり、10年前、平成24年に近い将来を見据えて同様の質問を私はしております。そこで、改めて、「老いても生き生きと暮らせる町」へ人材の発掘と活用への質疑・提言を令和6年度版として取り上げました。

まずは、壇上より、質問事項1の要旨1、本町の高齢化率動態と少子化動態（出生率と小学生児童数）の担当の分析はを質疑し、あとは質問席にて順次質疑してまいります。

○副議長（石松まゆ子さん） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 高齢化率動態と少子化動態についてお答えいたします。

町の合計特殊出生率は、平成27年の前後5年間は2.26、令和2年の前後5年間は1.95と低下しております。出生数も、平成26年は109人、令和元年は79人、令和6年は61人程度の見込みです。

少子化の原因は、20歳代の人口が少ないことが原因です。令和2年の国勢調査の結果では、20歳代の人口が606人で、他の年代と比べて少ないことが分かります。

令和4年人口動態調査報告では、熊本県の出産時両親年齢は、第1子の場合で母の平均30.1歳、父の平均年齢31.9歳となっております。親になる世代の人口が少ないことで少子化が進んでいます。

考えてみますと、高校を卒業後、都市部に進学して、そのまま都市部で暮らす人が増えております。歩いて行ける範囲にお店があり、学校も通学距離が近いので暮らしやすく、人口も多いことで仕事もありますので、暮らしやすい地域に人口が集中していることが原因です。そのため、子どもは3人いるが、1人しか地元に残っていない家庭や、子どもたちは都市部で暮らしているため、両親と高齢者のみの世帯が増えております。

令和6年3月の高齢者世帯は1,316世帯で、全世帯数の33%が高齢者のみの世帯となっております。

今から10年前の2014年に、全国で地方創生の取組が始まりましたが、その10年間で出生数が40人程度減少しております。また、高齢化率も27.3%から34.9%になっており、7.6%の上昇となっております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 質問の要旨1、本町の少子化動態、小学生児童数についてお答えいたします。

モニター及びお手元に資料を掲載しております。資料に沿って御説明いたします。

小学生児童数については、これまで例年、100名前後の児童数で推移してまいりましたが、平成28年度出生、これは現在の小学2年生になりますけれども、より下の1年生及び未就学児からは100名を切って減少し、これまでの児童数から1割から3割程度減少することとなります。

既に一武小、木上小が各学年1学級となっており、木上小学校が平成28年度、一武小学校が平成29年度から全学年で1クラスとなり、現在に至っております。西小学校においても、2年生と5年生の2学年が2クラスあるだけ、

残りの4学年は1学級という状況です。

学級編制の定数は1クラス35人となっており、各年度の地区ごとの出生の状況から、西小学校は令和7年度以降も数年間は2クラスとなる見込みですが、今後の異動の状況により変化することが想定され、将来的には3学校とも各学年1クラスになることが予想されます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） まずは、この場にいらっしゃる皆さんを含め、あいねっとお聞きの皆さんに、質問に当たり、データというか、高齢化率、少子化に関して、あと学童を含めて、錦を含めての共通データとしてお聞きしました。ありがとうございました。

今回、私も、これは先ほど壇上で申し上げましたが、少子高齢化というのはかなり、一般質問で10年前にやったということで申し上げますが、やはりかなり進んでいるのかなと思っております。中には、出生率に関しては錦町がいいデータが出ているということで、先月ですか、三重県のほうから研修にも来られたりしておりますが、ただ、どうしても出生率がいいといっても、実感として、館報も見ますけれども、子どもが生まれてくるのは少ないなど。また、先ほど学校関係のデータも頂きましたけど、小学生を含め、子どもの数が減ったなどと思っております。

そこでもう一度、一点ちょっとお聞きしたいんですが、これは教育振興課に。西、一武、木上、3校区ありますが、最近、西校区だけ小学校入学者が多いようになっています。一武小学校、木上小学校は、今の動態の話を知ると、その動態どおりかなと。ただ、西小だけが少しだけ多いなというように思いますが、その点はどう考えていらっしゃいますか。

○副議長（石松まゆ子さん） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃれますとおり、西校区につきましては、今現在も児童数の推移としても約40名ほどです。今後、今現在の未就学児につきましても40名程度ということで推移しておりまして、通常であれば小学校2クラスが編制できるような子どもの数で推移をしていると思います。

一武地区、木上地区につきましては、やはり減少が大きくなってきておりまして、特に木上地区の減少幅が大きくなっているのを感じております。

西地区に子どもが多いというのは、住宅等が建設されやすいといいますが、そういった民間のアパート等もたくさんありますので、そういったところへの入居の方がいる関係でやはり多くなっているのを感じているところであります。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 今、担当課長がおっしゃったように、私もそう思っています。賃貸アパートを含め、新築の家もかなり建っている状況はあるかと思いますが、あまりにも西地区に次から次へと建っているの、そこに入っている方も多いのかなと。特に若い方ですね。

錦町が子育てに先行して、色んなところに先行して保育料無償化または学校給食費無償化という形でやっていますが、あくまでもこれは、今おっしゃったように、若い世代の親御さん、子育て中の親御さんたちには便利などところだと思っております。

以前、担当の企画観光課にお聞きしたんですが、移住者として錦町はどうなんだということをお聞きしたことがあ

ります。これは、先ほど、今回、質問の前に担当のほうにもちょっとこういうことで話を聞くかもしれませんと振っていただきましたので、移住者に関しての球磨郡内か、県外か、その辺りの分析をお願いします。

○副議長（石松まゆ子さん） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和元年度から創設いたしました移住促進関連の補助金に係る管内・管外からの転入者についてお答えさせていただきます。

まず、令和元年度が10件の30人、うち熊本市から1件3人の方が転入されております。令和2年度、8件20人に対しまして、うち菊陽町のほうから1件お二人と鹿児島県から1件お二人、合計の2件4人です。令和3年度が8件の25人、うち熊本市が1件の4人。令和4年度につきましては12件の33人、うち八代市から1件の5人。令和5年度ですけれども、13件の42人、そのうち八代市が1件で4人、長崎県が1件で6人、合計の2件10人ということで、5年間のトータルとしまして、総計51件150人に対しまして、人吉球磨管外からの転入者は7件の26人ということになっております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 今、移住者の話をお聞きしたのは、結局、移住者を含めて球磨郡内からの異動が多いのではないかと。先ほど申し上げたように、賃貸アパートだけではなく新居もそうですが、私も近所に球磨村の方、今度の豪雨の関係上、こちらに移り住まれた方も結構いらっしゃいます。となると、今、こういう状況が、今はそういう状況も分析もできますし、今後に関しても、あまり動態に関しては基本的動態は変わらず少子高齢化が進んでいくのではないかと考えております。

その中で、少子高齢化に関して、特に少子化に関して解決ができるなら、例えば森本町長もそういう解決策が今度出来上がったなら、町長だけではなく総理大臣に持っていくぐらい、日本もそういうふうには、今、少子高齢化というのは全国で進んでいるわけですから、これは止められないかなという思いであります。

そこで今回申し上げたのが、若い人は若い人で、もちろん施策を今やっていますけれども、先ほど冒頭で申し上げたように、これからの高齢化の中で、その高齢化というところで、私も12年前はまだ51でした。町長もまだ60代だったと思いますけれども。ですから、高齢化と言われると、私もだんだん高齢のほうに入ってきたのかなと思っていますけれども、ただ、高齢化の中でできる、まだまだ頑張れる人、そういった方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々にどうやってちゃんとコンタクト、錦町自体を発展するために頑張ってもらおうかという気持ちを込めて今回質問いたしました。今のデータをしっかりと頭と頭に皆さん刻んでいただいて、次に入っていきたいと思っております。

質問の要旨の2、本町出身者へのコンタクト状況、例えば県人会等、これについてまずはお聞きします。

○副議長（石松まゆ子さん） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

質問議員もおっしゃっております、全国的な問題ではございますが、本町におきましても喫緊の課題であります人口減少対策を講じる上で、令和3年度に東京の民間企業を退職され、錦町にUターンされた方を錦町ふるさと支援大使に任命し、関係人口を創出するための取組を進めてまいりました。この方は、本町に帰省後も東京熊本県人会の理事を務められており、幅広いネットワークを活用されているところです。

令和4年7月には、本町の果樹農家さん宅と本町御出身で熊本市内において経営されている居酒屋をオンラインで

つないで開催する熊本にしき会と、本町御出身で東京において経営されている居酒屋で開催いたします東京にしき会を企画したところですが、コロナ禍によりやむなく中止したところです。

令和4年10月には、町外の方を対象としたふるさと住民票制度を開始しましたが、東京都人会の御協力も頂きまして、現在のふるさと住民登録者数は156名となっております、このうち本町御出身の方は34名となっております。

令和5年度からはコロナ禍も落ち着きましたので、7月には熊本にしき会を開催しました。13名参加で、うちふるさと住民の方は4名。10月には東京にしき会、18名参加で、うちふるさと住民の方は14名。これがきっかけでふるさと住民になっていただいた方3名を含みます、を開催し、本年度には9月に東京にしき会、こちらが12名参加で、うちふるさと住民が7名。10月には関西熊本県人会の御協力を頂いて、本町初となります大阪にしき会、15名参加で、うちふるさと住民は2名、これがきっかけで登録いただいた方1名を含みます、を開催し、錦町産の食材や球磨焼酎でのおもてなしを行い、交流を深めたところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） お一人の方はそういう形で色々活動していただいているというお話です。ただ、錦町だけがあんまり議会のほうにはそういう県人会という交流の中には全然入っていないものですから。というのが、湯前、山江、あさぎり、多良木、これに関しては議会議員も色々県人会のほうに出向いて色んな話をさせていただいているという話だったんですけど、私は議会議員を長くおりますけれども、そういう話は全く聞かなかったもので、どういうふうになっているのかなというので、分からなかったのでお聞きしました。

今おっしゃったように、県人会の中で錦町出身の方、もちろん皆さんは御存じでしょうけど、橋本さんですか、日本製鉄会長の。あと、日本郵政のほうにもいらっしゃいまして、お名前はちょっと申し訳ありませんが忘れましてけれども、私どもは表敬訪問をしたことがあります。郵便局の大幹部です。そういった方もいらっしゃいますし、色々な分野で活躍してこられた方、活躍されていらっしゃる方、いらっしゃると思います。そういった方々にお知恵も頂きながら、それに関して色々コンタクトはしっかり取っていかないと、これからは、先ほどのデータの中じゃないですけど、出生率に関してもあんまり人口が伸びていくわけがないので。というよりも、錦町出身者というのはいくらいいるはずですよ。その家族もいらっしゃるわけですから。そういった方々にしっかりとちゃんとコンタクトを取っていく、これにつながりだと思っております。

また、そういう県人会で、ただ「焼酎がよかですよ」とかそういう話じゃなくて、例えば、これは3日前ぐらい、2日前ぐらいにちょっと来たんですけど、人吉高校の同窓会のパンフレットなんです。今までは、ただ同窓会に寄附してくださいという形で、名簿とかつくりますからという話だったんですけど、今回、新しくこういう昔の写真とかそういうのをちゃんと交ぜ込んで、やっぱりくすぐるというんですか、こういうときがあったとか、こういう講師やったよとか、そういったくすぐるようなつくりになっています。やはりそういった、現在のもちろん焼酎アピールもいいですけど、例えば、こういう時代がありましたよと、こういうことに今錦町はなっていますよという、こういう簡単なやつでも。館報ははっきり言って、多分見ても面白くないです。面白くないというか、何か心に来るものはないかなと。だから、そういったアイデアも必要ではないかと。酒をかまして「はい」ってなっていますよりも、目に映るもの。例えば、同窓会で私も幹事を、何回かやったんですけど、卒業アルバムをただのスライド写真でDVDで流しただけでも、もう同じやつを卒業25年かな、急遽集めた還暦のときに流して、同じやつだったんですけど、やっぱりみんな感動します。やっぱり映像とかですね。そういったのを含めると、そういった工夫はしているのかしていないのか分からなかったんで、その点はしっかりとやっていくべきだなと思っていますけど、そういった工夫と

かはやっています。

○副議長（石松まゆ子さん） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

質問議員おっしゃいますとおり、現在の状況等を発信することは当然やっておるところですけれども、そのような今おっしゃったような取組に関しては、これまで乏しかったのかなと感じているところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 今、申し上げたのは、実はつい何日か前だった、2週間近く前だったですけど、テレビのニュースで、今、移住者ですよ、以前は群馬県が、相談窓口が一番多かったのは群馬県だと。だが、現在は宮崎県が1位だそうです。なぜかという、宮崎県でふるさと納税でアクセスする方が増えて、そこで対応として錦町がやっている子育ても色々頑張っているということで、まずは興味を引く窓口としてふるさと納税があって、その後に移住相談という形で、こういうことをやっていまする町なんだという形で宮崎県がどんどん伸びてきているという報道がNHKでやっていたので、間違いないと思います。そういったことも含めて、新しい移住者の方はそういうパターンもあるでしょうけど、これから、次の質問にも絡んでくるんですけど、ふるさとというのを考えてくる人がこれからもう増えてくるのではないかと。

例えば60歳、今、定年はもう60を越して、企業でも色々あるでしょうけど、還暦、ある程度年を取って、でも、今度はふるさとに帰ろうかと思っても、ふるさとに帰っても全く預金があって、ただ悠々のんびりと自適悠々に暮らそうかというのも、それはあんまりないかもしれません。というよりも、多少はそれなりに収入もあって、103万円の壁じゃないですけど、そのくらい年金とは違うやつもあってという形の考え方も出てくるのではないかと。そういった少子高齢、子どもたちにももちろん期待はしているんですが、錦町を出身にされた方々、そういった方々とこれからちゃんとコンタクトを取って、さっき言ったように仕事なり、または、色んなアドバイスなり、人脈なりはつなげていくべきだと思うんですが、この点は町長いかがでしょうか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど担当のほうから合計特殊出生率とか、或いは現在における人口の割合等、話をしましたけれども、この人吉球磨において錦町だけが過疎から外れていますように、減少しているとは事実ですけども、俗に言う減少割合、減少幅というのは小さいということから、その制度の中で過疎から外れている。いいことではあるんですけども、そういうふうにはこの人吉球磨の管内の中でも少しほかの町村とは違うというのがございます。

それは一つとして、御存じのように大きな災害があって、そして、錦町そのものが人吉球磨の真ん中であるということ、或いは、企業誘致が進んで大きな企業があるとか、或いは国道が、或いは県道がというような地理的な条件もありまして、この地域が先ほど言いますように人吉球磨全体の受皿になっているということも事実です。

その中で、今度は、西、一武、木上がございまして、西地区が特に子どもの数も、ほかのところは小学校が1学級と、全学年1学級ではありますけれども、西小学校だけではそうでないというようなことで、その時代その時代のそのときそのときといいますか、その社会条件が今そういうふうになっているのではないかなと思っております。

ただ、うれしいことには、合計特殊出生率が先ほど言いましたように1.95ありましたから、全国的には直近では1.15が平均のようでございますので、そういうことからしますと、多くの方が子どもを産んでいただいておりますという面では、今までのやり方、議員の皆さん方の御協力を頂きながら色んな支援制度をやっておりますけれども、

そういうのが評価されているんじゃないかなと思っております。

今日は午前中、婚姻届が1組ございまして、どうしてこの錦町に居を構えましたかという話をしましたところ、御主人の方は農業をしていらっしゃるけれども、女性の方は圏域外といいますか、熊本県内から来ていらっしゃる、そういう制度があるということも非常に助かりますという話でございましたので、今後においてもそういう制度を続けていければなと思っております。

先ほど、広報紙と、それから同窓会の同窓会誌ですか、その話をされましたけれども、広報紙とそういう同窓会誌とはまた目的が違いますから、そういう嬉しさもあろうかと思えますけれども、多くの皆さん方に広報紙を通じながら、この町の在り方、或いはよさというのをしっかりと話をしていければなと思っております。

そして、冒頭言われました議長会、すいません、議会への東京県人会、大阪会、それから熊本というのも、今後、議会の皆さん方の御協力も得ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしまして、色んな回答に話をしましたけれども、答弁とさせていただきますと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 申し上げにくいんですが、今、私が聞いた主題とはちょっと違う答えだったかなと思われましたので、私が申し上げたのは、県人会とかそういう県出身者にコンタクトをどんどん取っていくべきではないかということで、この次もちょっとそういう関係でしますので、またお答えいただければと思います。

大体、出生率に関しても、高齢化率は単純に60歳、総人口に占める65歳以上の割合ということなんですけど、出生率に関しては、ただ人口1,000人当たりにおける出生数という形で、東京が低いといっても東京の全体的な分母が大きいわけですから、出生率が下がるのは当然だと思うんです。低いだのどうのこうの言っていますが、そういうデータの取り方自体が私もこれはちょっと比べるのも変かなと思っております。

次の質疑に入りたいと思うんですが、質問の要旨3、成人式（二十歳を祝う会）同様に還暦同窓会も町としては行われないかと。

担当課もちょっと戸惑ったんでしょう。私に成人式みたいなというのは全然違いますので、例えば、錦町では二十歳を祝う会です。成人式と言うと間違いなのかな。二十歳を祝う会ですけれども、町が色んな会場を用意して、祝辞述べて、記念撮影して送るという形なんですけど、そういったものではなくて、何かしら還暦となるとやっぱり集まってくるんです。3年前、私もコロナ禍の中での同窓会だったので、急遽、どうにかなれということで、役場職員の同級生と私とで幹事をやって、取りあえず、コロナもあるので郡内だけでもしようかと、そういう形ですて30名ぐらいしか集まりませんでしたけど、でも集まってくるし、その後は、今度は県外の人間から「1回でいいからまたせんとや」という形で言ってきます。特に役場職員の方々、幹事は無理やりやらされるのかなと思ってます。大変だとちょっと思うんですけど、こういった還暦会に錦町を出て行って今は違うところに住んでいらっしゃる方に、同級会と一緒に、名簿という言い方は御無礼ですけども、コンタクトは取りやすい状況ではないかなと。

そこで、何かできないのかなと思って色々調べたところ、1件ありました。北海道の空知管内、秩父別町というところなんですけど、Iターン・Uターン組に、Iターン・Uターンって同窓会ですね、それに、一つの同窓会で約3万円程度、予算を立てて大体1人幾らって同窓会をするときに補助をすると。その代わりに町をアピールしてくださいと、県外に出ている人というアイデアを持ってやっているとありました。こういった感じで、単純に言えば、今、錦町を出て県外で頑張っている人たちに対しても、経験上ですけど、役場職員なり、私みたいな今議会議員やっていますが、幹事やれというのが絶対来ますから、そういった助成もあるし、その代わりにちゃんとPR的なものもできるような、堂々とできるような、そういう感覚も通るのかなと。同じことをやりませんかというのではなく

て、こういうアイデアって私は必要だと思うんです。先ほどの問題と一緒に、県出身者、錦町出身者、それに対して色々これからのふるさと納税にばかり、今後の錦町がこういう町で、こういう経験がある。人脈があると。これは企業誘致につながる。大きくよくいけば企業誘致にもつながるかもしれない。それくらいの期待を持って進むと。そういう県出身、錦町出身者に対して、これからはちゃんとコンタクトを取っていくというのは、私はこれは大事だ、これからのことではないかなと思うんですが、改めて、先ほどのこういう趣旨です、町長、もう一度お答えいただければと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 色々なアイデアは、それはあって当然だろうと思います。今後、そういう話がございましたらば、しっかりと検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 是非、やり方を含めて色々なアイデアは、特に自治体の場合はまねしてもいいと思うんです。ほかの自治体でここはいいかなと。もしそういうのがあったら情報を集めて、子どもたち、そういう人たちが今後色々な成長していく、社会人になっても、金銭的余裕とかはなかなか生まれにくいのかなと。それよりも、ある程度、地位、名誉、または仕事関係とか成り立って、そこでふるさと納税でちょっとふるさとを応援してやろうかとやるときには、本当のふるさと納税ですよ。そういった意味では、こういった方々にしっかりとまた錦町を再アピールしていくと、これが必要ではないかと私は思っていますので、是非、そのことに関しては検討をよろしくお願いいたします。

次の要旨に入りますが、平成24年12月定例会質疑応答を振り返ってということで、これは12年前です。51歳の時でしたが、そのときに質問をさせていただいて、質疑・提言させていただいて、一点は、役場のOBの方々が退職されて、是非、そういうOBの方々の力を借りて錦町を盛り上げるリーダー的なものになっていただけないかなという形で質疑をして、町長もそうですなという形だったんですが、まさか、その後に再雇用制度が、再雇用が制度となりまして、おっしゃるとおり、錦町の役場職員の方々も今は再雇用という形で力になっていらっしゃるということで、私もまさかこういう制度になるとは思いませんでしたけれども、やはりそういったのは必要なと思っていますし、あと、6次産業のことも申し上げたと思うんです。色んなところに研修行って、6次産業で、今、高齢者の方が色々なことを開発したりつくったりして、町を盛り上げているという形でやっていらっしゃるんですが、あれから錦町も色々試行錯誤はされたみたいですけど、6次産業がなかなか育たなかったのかなという現状があると思えます。

これは、色々な道の駅もはやって、色々なところで物産館とか色々できて、ライバルというか、色々なところができていますので、よっぽど「おお」というくらいのやつじゃない限りはそうヒット商品、または産業として成り立たないかなと思っております。ただ、そのときにまた申し上げたのが、NPO法人とか色々講習会なり色々なことをやって、高齢者の方々、リタイアした方々、職場をリタイアした方々を人材発掘していくべきではないかというのは今も変わらないと思えます。

先ほどのつながりですが、錦町出身のUターンしていただければ、その方々をどうにか受け入れられるような、そういうのもまた必要じゃないかと思えます。町長は今、あれから12年たちましたけれども、私が申し上げたことを含めて、リーダー育成とか色々やられたと思えますが、どうだったでしょうか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

おっしゃいますように十数年経つわけでございますけれども、考えてみますと、高齢社会がこれだけ進んでくるとは、想像以上の進展の仕方ということでございます。ただ、あのとき申し上げておりましたのは、お年寄りが増えていくのであれば、お年寄りの方ができるだけ長く勤めていただく、長く仕事をしていただく、そういうことを当然考えていく必要があるというようなことを申し上げてまいりました。

その一つとして、道の駅もその一つの施設でもございますし、それから、町の施設でありました、施設といえますか、そこを利用したお年寄りの弁当等といえますか、作っていただいて宅配もしていただくというような対策といえますか、そういう6次産業を目指してやってまいりました。道の駅については、今、計画したとおりに進んでおりますけれども、あと一つの高齢の進みながらの6次産業化というのは非常に厳しいものがございます、既にもう廃業という形を取っておられます。

お年寄りの方が6次産業化を進めていくということにつきましては、つくって物を売るということですので、物をつくるのはそう難しくはございませんけれども、やはり物を売り出すというのは非常に厳しいと。それは6次産業が一番厳しいところであるという話でございますけれども、それに対応し切れなかったということでございますので、今後については、そういうのを含めたところの6次産業化といえますか、それを目指していく必要があると思っております。

担当課によりますと、アンケートを色々取ってみて、高齢者の方の色々なアイデアを持っていらっしゃるという報告を受けておりますので、そういうのをもう少し今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 今、町長がおっしゃったように、私もまさかここまで、これはもちろん錦町だけではなくて、特に錦町はまだいいほうかな、球磨郡全体で考えるとかなり人口もかなり減っている町村もありますし、少子高齢化として、まず子どもたち、それだけではなく、申し上げたように錦町出身者を含めて球磨郡、人吉球磨ですよね、全体の出身者を含めて、今後のこともしっかりと応援をいただくという体制も必要ではないかと私は思っていますので、それも含めて御検討いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問事項の2に入っていきたいと思えます。全国町村議会議長会決議より、議員報酬改善のため、特別報酬等審議委員会招集諮問をという形で提出しております。この問題に関しては、本来なら、私と、私、今、議長をやらせていただきますので、当期副議長とかで町長室に行って、こういったことをして答申という形で申し込めばいいはずの話かもしれません。ですが、あえて今回、一般質問をさせていただいたのが、もちろん、議員発議でというような方法もあります。ただ、議員の中には、私はもうこの報酬でいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、この問題に関してはまだまだ議会の方とかの総意というのがないかなと思っておりますので、まずは全国の町村議会議長会で決議されたことを含めて提言、質問形式としてさせていただきました。

ここに決議を含めて資料があるんですけど、平成8年12月18日、錦町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、そのときの町長は園田町長になっていますが、32万2,000円を32万9,000円という形で一度上がっておりますが、その後、平成18年には32万2,000円を、これは議長のほうですけど、まずは単純に言うておきます、30万5,000円にという形になっております。現時点では32万600円です。議長で、ほかの方々、副議長も含めて段階的に下がっているんですけども、これを申し上げたのは、実は全国の町村議会議長会で決議された文書の中に、資料として出しておりますが、諮問委員会の方々に対して、議

会のことを理解している、そういった文言があります。また、議会に意見聴取を聞くということを求めています。

令和3年から令和6年の間に、全国の町村議会で40.1%が報酬を引き上げております。これはもう私が議長になって初めての決議文ではなくて、もう随分昔からこういう決議案は出ていたんですが、どうしても議員報酬となるとやはり言いにくいがあるわけです。また、町民の方の理解を含めて、いまだに議員年金があるとやろうかと。とくに14年前ぐらいに廃止にはなっておりますし、そういうこともありますので、非常に誤解も含めてありますし、館報で、議会のほうにもありますが、議会費という形で数字は上がりますが、その中に共済組合負担と。これは議員年金を頂いている方、ほぼ20年ぐらい前に議員を3期やられた方に対して約10分の3ですか、錦町も払っていると、それが計上されています。そういったことの差で議会費があつて、単純にそれを12ぐらいで割って、「お前ら、これはもらえるとやろう」と言う方もいらっしゃると思います。まずは、町民の方に、このあいねつを通じて、現状はこうですよということもお伝えしなければならないし、これは町民の方の理解も必要です。

また、町長が初当選されたときに、町の財政難ということで、私も1期目だったのですが、町長、職員をはじめ、全員報酬カット、そこからされて、2年、共済組合で議員年金を私も天引きされましたけど、その後に廃止は決まっていたのに天引きされて、返ってきたのは80%、七十何%やったかな、取られっ放しという感じなんですけど、そういう状況があつて、私も最初の頃は「こんなに報酬って低かったの」というぐらいあつたので、アルバイトのメール便というやつを議員になってアルバイトを始めたという状態がありました。そういった状況です。

正直申し上げますと、単純に申し上げますと、今まで1回下げたから、だんだんすぐ下がって行って、先ほど言った平成8年よりか下がっていると。これはあまりにもと思います。申し訳ないですが、議長、副議長はそれなりに役職手当がありますが、せめて議員さんだけでも上がるような。今、特に議員定数が減って、役がつく方、委員長、多いんです。結構出なきゃいけません。結構また意見をまとめていかにかい。それでもないんです。含めてこういった状況ですので、まずは町民の方にも説明していただき、町長には、そういう諮問委員会の方々に、議会のことを分かっていたらの方含めて、それでは駄目よって、「あんたらはまだよかたい」と言われたら、もうこれはしょうがないです。ただ、その前にこういった意見をしっかりと、また、これを議事録でもいいですから、そういう諮問委員会には提出していただきたいなど。議員の一人の意見ですけど、ただただ長くやっているの、議長というよりも長くやっている議員からこういう意見が出ていますという形でお願したいなど。まずは、上げてくれる前に、諮問委員会で理解していただきたいと思ひまして提出しました。いかがでしょうか。

○副議長（石松まゆ子さん） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

答弁的には、今後の議員の成り手不足の観点から準備していたものですから、答弁にちょっとそぐわない部分があるかと思いますが、今後、諮問委員、開く場合、言われたような行政または議会に見識のある方という方を選任していくということはもう十分理解しております。また、今後、見直しするにしても、議会の皆様におかれましても、特別委員会等の検証組織の中でまた検討を重ねられると思いますので、そういった中での報告書等が出来上がったらまた町のほうに意見を頂いて、それからまた審議会のほうに諮問するというような流れがいかんかと思ひしているところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 今、総務課長が言われたように議員の成り手不足、これも私も一つはあると思ひます。これが議員報酬が低いからというのが、それが決定的な原因だとは思ひていません。ただ、あさぎり町、そして

湯前町と、町会議員の選挙があったとき、いずれも無投票でした。

先にやられたあさぎ町議会の選挙結果に対して、熊日新聞だったかな、人吉新聞だったかはちょっとあれですけど、論評が出ておりました。議会議員の活動が目に見えないと。そういう言い方だったんです。私からすれば、議会議員は今、活動はあさぎ町の方はもう一生懸命やっています。それを単純に目に見えないからと。取材もろくにしていないんじゃないかなと思っています。

湯前町ですが、一般質問を全部ユーチューブで流しております、個別に。それでしっかりとカウント数を取って、誰が一番人気だとか、そういったのもやっていますし、この前、広報委員会でもすばらしい広報紙をつくられて、町民の方の意見を聞いてしっかりとやられているというふうにやっていますでしたが、無投票でした。

議会議員が幾ら頑張っても、結局は、議会議員は自分たちですから、出るのは議会議員の方以外の方が出られるわけです。その方々がどう思っているかは分かりません。ただ、一つには、そういう報酬が、錦町の若い人と話して「お前、出らんや」ってちょっと軽く言ったら「低かもん」と、給料が。報酬が低かもんってやっぱりありました。ですから、そういったことを考えていらっしゃる方もいらっしゃるし、前は、町長選挙に落ちて、3ヶ月後に町議選がありましたので、その方がそのまま町議選に出るというパターンもありました。ですから、前回はそうですが、錦町もぎりぎりもしかしたら無投票かという形であります。

私は議員をやらせていただいて長いですけども、もちろん、町長みたいに退職するために退職金もあるわけではないです。終わったらもうそれで終わりです。それは腹積もりで、志で仕事も辞めて議員になりましたけど、今後はないと思います。こういう愚かな考えを持つ若いやつは、その頃はまだ46歳だったので若いと言わせていただきますけど。

今後のことを考えたとき、一つの手立てとして、ある程度の報酬は、都会では生活費どうのこのやっていますけど、そこまでは私も求めません。ただ、今ここにある事実として、錦町はそういう状況です。議長として私はそういう点をちょっと議長会でも話が出ていましたので、そういう話をさせていただきます。

最後に、先ほどおっしゃったように、肝腎な部分が聞けていないんです。諮問委員会、審議委員会を招集していただけるのでしょうか。

○副議長（石松まゆ子さん） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先ほど少し申し上げたんですけども、まず、議員の皆様におかれまして特別委員会等で検証していただいた上で町のほうに意見を上げていただいて、その後、審議会に諮問するというような流れで今のところは考えているところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） では、こちらのほうからまとめて、そういう方針を含めて出して、それで招集、諮問にかけるという形はもう段取りとしては間違いなく、こっちも手順を追えばという手順でやっていただけるということで確認しておりますが、よろしいでしょうか。

時間があと4分ほどで終わります。ここからもうあんまり言うことはもうございません。ただ、先ほど申したように、錦町に関しては、数字は出生率で色んな方も来ていらっしゃいますけど、現実的には人吉球磨というのが、錦町はやっぱり人吉球磨の町村の一つであるし、錦町だけがというわけにもいきませんし、人吉球磨を考えたときに、今は多分、少子高齢化とか色々横並びでどんどん来ているでしょうけど、この動態でいくと、今後の若い人たちが伸び

ていく世界もなくなってくるのではないかと。その中で、昔は老害と言われましたけど、老害じゃなくて老益で色々なことをやっていく時代に、そこに若い人たちがついてくるといふ形をシフト的にも考えられたほうがいいのではないかとということをお願い、私の一般質問を終わります。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川孝一議員の一般質問は終了しました。

ここで議長を荒川議長と交代いたします。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時20分から開議します。

午後2時07分休憩

-----  
午後2時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第82号

日程第3. 議案第83号

日程第4. 議案第84号

日程第5. 議案第85号

日程第6. 議案第86号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第82号令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）から、日程第6、議案第86号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）についての5議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る10日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 71ページの教育振興費、木上小学校グラウンド排水対策工事の420万円、これについてはどの部分の排水になるとですか。全体ですか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

木上小学校グラウンド東側のコーナー部分のところになります。予定としては、51メートル相当分の10メートルで510平米ほど、実施予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第82号令和6年度錦町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第83号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第84号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第85号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第86号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 陳情第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、陳情第1号農業委員会への女性登用に関する要請書についてを議題とします。

本件については、厚生文教経済常任委員会に付託しておりますので、ただ今から審査結果の報告を求めます。厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員。

○厚生文教経済常任委員長（高田 孝徳君） 報告いたします。

令和6年12月13日、錦町議会議長、荒川孝一様。錦町議会厚生文教経済常任委員会委員長、高田孝徳。

陳情審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、錦町議会議規則第74条の規定により報告します。

記。受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和6年12月10日。件名、農業委員会への女性登用に関する要請書。審査結果、採択すべきものと決定。委員会の意見、願意妥当。

以上で報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。審査の結果は採択であります。

お諮りします。陳情第1号農業委員会への女性登用に関する要請書については、厚生文教経済常任委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第9. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定します。

お諮りします。本定例会の議決の結果、生じた条項、字句、数字、そしてその他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第4回錦町議会定例会を閉会します。

午後2時27分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員





